

332.24-F92aウ



\*1200501861594\*

332.24  
F92a



始





33224  
F92a  
1

南太平洋研究會譯



蘭印經濟史



實業之日本社



913  
227

序 文

私は、この非凡な著作に對し數行の序言を述べるものとめに、喜んで應ずるものである。それはこの著作が、實に非凡な勞作と呼ぶに値するからである。

本書の卷末にある参考書索引によつても知られるやうに、蘭領東印度に關する著作は特に最近三十年間、オランダ或ひは其他の國々の著者達に依つて、數に於いても種類に於いても非常に多く公にせられて來た。それらの中には純粹に科學的なもの、いはゆる通俗書、または蘭領東印度に遍在する諸事情の一般的調査、諸種の分野に於ける特殊の問題を取扱つたもの等がある。私はそれらの大部分を讀んだが、フアーニヴァル (Furnival) 氏のこの勞作を通讀した時ほど愉快に感じ、またその眞價を認めたものはなかつた。細部にわたつて一層注意深く検討する時間はなかつたが、私の概括的な印象は、著者がオランダ統治權の下に三世紀以上も持續して來た熱帯極東地方の政治的、社會的及び經濟的歴史並びにその發達に關して、すばらしい方法で簡明に論旨を進めることに成功してゐることであつた。

著者が科學的方法に精通せる科學者であることは、この著作の構成によつてよく知りうる。しかも科學的知識を持たない讀者にとつてその科學的性質が重荷となるやうな箇所は、本書のどこにも存在しない。この熱心なる著者は、現地に在つて長い間研究した後、植民地統治に長年従事し、かくて十分の準備をととのへてこの仕事に着手した。氏が各所の文書館で利用し得た文獻に基いて骨の折れる研究を遂げた後に確證し得た諸結果は、他國



がオランダの植民地統治の成敗に學ばんがために、植民問題に興味を、持つ凡ゆる人々の關心をこの極東に於ける最も古い植民地統治に對して、惹きつけ得ると感ぜしめるのである。私がフアーニヴァル氏の研究に於いて最も高くその眞價を認めるのは、恐らく彼の著作の各頁に満ちてゐる「不偏性」であらう。この故に私は心からの敬意を惜しまぬものである。即ち彼は、他國（譯註、オランダ）の統治上の制度や秩序よりも、彼が嘗て在任してゐたために熟知してゐる（ビルマの）統治制度や秩序の價値を一層高く評價せんとする、自然的な人間らしい誘惑に敗けた點は本書の何處にも見出し得ないのである。

私自身、オランダの植民地事業に生涯の最も重要な大部分を費し、また蘭領東印度及びその地の人民の繁榮に心根を砕き來つたので、フアーニヴァル氏の精緻な研究に對して大いに感謝するとともに、イギリスの研究者のみならず、この十分に資格のある他國の研究者の客觀的觀察によつてオランダの研究者もまた、大なる利益を受けるものとして、この著作を熱意を以て推擧することを憚らざるものである。

デ・フラーーフ

ハーグにて

一九三八年六月二十日

## 原著者序文

この著書は、蘭領東印度を特に一の複合社會としての性格に關聯せしめて、その經濟的、社會的發展の研究を意圖したものである。——即ち異つた社會秩序が相並んで、しかも相分離して同一の政治的結合の下に存在する社會としてのそれである。この研究は歴史過程を、また蘭領東印度の一般的な政治的經濟的環境を逐次に記述し、經濟發展の過程や社會經濟の主要な様相を、それぞれの時代に於いて跡づけることを主眼とするものである。

蘭領東印度の經濟はそれ自身興味深いものであるが、ビルマを研究する人々にとつては一層深い興味がある。そこで私はこの書が比較政治學に貢獻することと、とりわけ望むものである。イギリスがその背景としてヨーロッパを有してゐるやうにビルマは、東の方フィリピン、南方はマレー群島に達する範圍に及び、泰國・印度支那を含む熱帯極東地方を背景として有してゐる。この範圍内では、人種的性格や文化的歴史が大體共通してゐる多くの人民が、ちがつた目的や傳統を有してはゐるが、文化の根本的な統合を持つと共に、種々の方法と異つた程度に於いてヨーロッパ諸國の影響下におかれるに至つた。ビルマは最近現代の世界に接觸するやうになつた熱帯國であるが、そこではヨーロッパ人達が政治を指導して物的資源を開發し、人民の福祉に對する道德的責任を認めるやうになつてきた。即ち政治的努力の中心課題は、共同社會のすべての部分にわたつて農業・工業・商業を振興することや、資本と労働・都市と農村・工業と農業等の抗争しつゝある利害の間に常に存在する緊張が、人種的相異の線に對應して生ずる裂開によつて強められてゐる事情の下にあつて、それらの對立せる主張を調整す



るばかりでなく、共同社會のすべての部分が協和的關係を保つて共生し、すべての人々が現代の世界市民として彼等の特權を十分認識するやうな社會秩序を建設することに存するのである。本質的には同じ諸問題が、熱帯極東地方を通じて生じてゐる。そしてそれらが單に地方的な問題として考察されるならば、賢明な解決に達し得るやうな見解は殆んどどこにも見當らない。しかしながら今や多くの試みは過去に於けると同様に、同一範圍内の他の地方の類似した試みとは殆んど關係なく、それらを地方的に解決しようとしてゐる。私はビルマはその近隣を研究することから多くを學ばなければならぬと長い間確信してゐる。そして蘭領東印度に關する私の著書はその信念を一層強からしめた。即ち我々はオランダが成功したと見られるところを主として學び、また同時に、失敗したと思はれるところをも學ばねばならない。

しかしながら私は、この著書の説明の中には、より以上深く研究を爲さずして他の植民地に適用し得る事柄が少しは存在することは認めるが、大部分がさうであると主張しようとは思はない。私は單に極東に於けるオランダの統治の注目に價する諸様相に研究者の注意を向け、また該地方に關して更に一段進んだ研究に依つて知り得る事柄を暗示する手引として役立つことを望むものである。多分オランダの研究者にもまた、ビルマに於ける我々の業績や失策から何物かを學ぶであらうことは暗示し得る。そしてそのために若し何人かがビルマを研究するならば、彼等は私がオランダやジャワで得たと同様の有益な助力が與へられることと信ずる。

この著書の如き研究の價値の大部分は、使用文献の如何に存するが、しかしながらこれは特に困難を伴ふことである。イギリスの讀者に對しては蘭領東印度に關する知識の一般的基礎を有することを殆んど期待し得ない。そこで殆んど毎行に細部に亘る註を入れて参照文を擧げるのが適當かも知れぬが、しかもそれらの註は大部分の

讀者にとつて役に立たないであらう、といふのは、それらが、多少の例外はあるがオランダの圖書館でのみ利用し得る、オランダ語の書物を参考しなければならぬからである。それ故に各章各節毎に一般的參考書を掲げてイギリスの讀者の理解に資し、精通せるオランダの讀者が必要とする直接の引用文や引用句にのみ詳細なる註を付して、これらを補ふならば十分のやうに思はれる。

恐らくこれらの註は、蘭領東印度の研究者が參考にする豊富な材料を提供する大きな目的にも役立つ、またそれ故にその研究の懇切なる手引の必要に役立たなくてはならないであらう。私はこの點に關して從來各方面から與へられた多大の好意について、いかに感謝しても足りないほどである。殊に特殊の主題を取扱つた數篇の小冊子に特別の學恩を負うてゐる。そして私は、ハーグやバタビアの權威者達に對して繰返し感謝することのできるこの機會を喜び迎へるものである。即ち、セシル・ロット博士(Dr. Cecil Rothe)及び私が研究の基礎を置いたアムステルダム植民協會、特にC. W. マイエル・ランネフト博士(Dr. G. W. Meyer Bannet)に感謝を捧げなければならぬ。同博士は、不安の數年間に於ける蘭領東印度評議會の副會長として公務多端の際にも拘らず、蘭領東印度に關する長い、廣い經驗によつて私を援助されたばかりでなく、私の視察を最もよい時期に選ぶやうに準備してくれたり、この社會の統治や社會生活、經濟生活に關しての多様な側面につき私に語り得る人々を個人的に推薦せられた。また、或るスダ列島の一紳士が「朝食を攝るひまもないほどの多くの質問」と書いたやうに、私が多くの質問をなした時でさへも、私を接待し便宜を與へられた寛大なるジャワ在住の多數のヨーロッパ人や土民、官吏や民間人諸氏に對して繰返し感謝する。更に私は特別の感謝をJ. H. ブツケ博士(Dr. J. H. Boeke)及びライデン大學に對して捧る者である。そこではオランダや東洋の研究者達の手に成る東印度



事情に關する殆んど歴倒的に豊富な論文と、私の個人的な觀察とを結合することができ、そしていかなる變化が目前に横はらうとも、蘭領東印度はライデンの強い影響を拭ひ去ることが出来ないまでに印刻せられてゐると私は理解するに至つた。

また同大學のブツケ博士、B・スリツケ博士(Dr. B. Schrieke)及びJ・B・クロム博士(Dr. J. B. Krom)に對しては、本書がタイプライターで打つた原稿であつた際の準備的な草稿を親切にも通讀して頂いたこと、また本書中に書かれてゐる事實や意見の發表に對して何れにしても責任はないのであるが、多くの價値ある示唆や、外部から他國の統治制度を研究する際に誰もがしばしば陥りがちな多くの危險から私を救つてくれたことに對して、私は感謝せねばならない。

この研究を敢て企てたことについて私を鞭撻せられ、外務省を通じてオランダや蘭領東印度に於ける權威者達に私を紹介するためビルマ及びインド政廳に對して奔走し、また有用であるかもしれないが、恐らく殆んど有益ではないこの準備的研究の出版に助力してくれたD・J・スロールス氏(Mr. D. J. Sloos)及びラングーン大學に對して私の受けた恩義を感謝し得ることは喜ばしい。

最後に私は最近蘭領東印度總督であつたデ・フラーフ閣下(Jonkheer Mr. A. C. D. de Graeff)に對して、本書のために序文を寄せられたこと、及びこの勞作に對して懇切なる稱讚の辭を與へられたことに對して深き感謝の意を表明せねばならない。

一九三八年十月

J・S・フアーニヴァル

## 譯者序文

フアーニヴァル氏の“Netherlands India”は、オランダ治下の東印度即ちいはゆる「蘭印」三百年の經濟、政治、文化の發展及び現狀に關する權威ある論著として既に定評がある。

原著は「蘭領東印度・複合經濟の研究」(一九三九年版)J. S. Furnivall: Netherlands India, a Study of Plural Economy. 1939. Cambridge. であつて、便宜上表題を「蘭印經濟史」とした。これは蘭印社會文化の諸様相を、それぞれの角度から綿密に研究した力作であり、殊に蘭印の社會をインドネシア人社會、華僑社會、ヨーロッパ人社會の三重性をもつ特殊の複合社會として、屢々これを英領印度の治績と比較しつつ論評してゐる。フアーニヴァル氏は永くビルマの駐在官吏たりしイギリス人であつて、ジャワ現地の有名なるバタビア文書館やオランダ本國ライデン大學の古文書を直接に涉獵し、含蓄ある名文を以て、極めて簡潔に、統治の經緯を巨細にわたつて描出してゐる。従つて原文は必ずしも讀み易からざるものであるが、獨特のスタイルを保ち、しかも飽くまで學問的香氣を有することは、専門家の間に賞讃を博した所以であらう。とりわけオランダの蘭印統治は、ヨーロッパ的思想に於ける植民政策上、世界に冠たるものと稱せられてゐるが、その治績の成敗について、本書から他山の石としての教訓を得るところが尠くないと思はれる。

原著は目下容易に手に入り難い由であるが、バタビアの谷口五郎氏の好意によつて入手したのを機會に、早稻田大學の南太平洋研究會の會員、殊に間信廣、中井義行、鶴岡義一君等の手によりて譯稿が成り、またオランダ



語については同人のほか、東京中央放送局のY君、留學生R君等の助力を得たので、これを上梓することとした。然るに譯稿の三分の一が、不慮の航空事故のために焼失したので、急遽再稿を起したため、甚だ意に満たぬ點があるけれども、その修訂は後日を期することになった。

本書の成るに際しては、滿鐵東亞經濟調査局の中村孝志、臺灣總督府の鳥養太郎兩氏にも種々御心配をかけた。また實業之日本社の山下秀雄、秋田茂兩氏の配慮に俟つところが大である。記して謝意を表したい。

昭和十六年秋

早稻田大學南太平洋研究會

川 又 昇

目 次

行政區劃……………(一)

一般參考書目……………(五)

用語註解……………(九)

度量衡及通貨……………(一一)

第一章 一六〇〇年以前のインドネシア……………(一三)

一、地 理……………(一三)

二、政治地理……………(一五)

三、民 族……………(一六)

四、インドネシアの文化と土地保有權……………(一七)

五、ヒンヅー教徒と支那人……………(二〇)

六、マジャパヒト王國、經濟的進歩と社會經濟……………(二三)



七、回教徒及びホルトガル人……………(三〇)

参考書目及び註

第二章 東印度會社(一六〇〇年—一八〇〇年)……………(三九)

- 一、オランダ人の到來……………(三九)
- 二、東印度會社の成立……………(四一)
- 三、オランダの覇權の確立……………(四五)
- 四、領土の擴張……………(五二)
- 五、組 織……………(五七)
- 六、收 入……………(六一)
- 七、經濟 政策……………(六三)
- 八、經濟的進歩……………(六七)
- 九、社會經濟……………(六九)
- 十、支 那 人……………(七一)
- 十一、東印度會社の没落……………(七三)

参考書目及び註

第三章 混亂時代(一七九五年—一八一五年)……………(八五)

- 一、革 命……………(八五)
- 二、植民地の改革……………(八七)
- 三、ダーンデルス……………(九七)
- 四、ラッフルス……………(一〇一)

参考書目及び註

第四章 不安定の時代(一八一五年—一八三〇年)……………(一一)

- 一、一八一五年に於けるオランダ人……………(一一)
- 二、一八一五年に於ける自由主義……………(二三)
- 三、新 憲 法……………(三四)
- 四、植民地の復興……………(三五)
- 五、委員の政策……………(三八)
- 六、一八一八年の行政法規……………(三三)
- 七、オランダの統治の原則……………(三四)

目 次

三



- 八、經濟政策……………(二六)
- 九、經濟の發達(一八一五年—二四年)……………(二〇)
- 十、オランダ商事會社の設立……………(二四)
- 十一、ラッフルスの實驗の終末……………(二六)
- 十二、ドウ・ブス……………(二九)
- 十三、經濟的發達(一八二五年—三〇年)……………(二五)
- 十四、社會經濟……………(二六)
- 十五、フアン・デン・ボス……………(二六)
- 十六、一八三〇年の行政法規……………(二六)

參考書目及び註

第五章 耕作制度(一八三〇年—一八五〇年)……………(二六)

- 一、耕作制度の理論……………(二六)
- 二、經濟政策……………(二七)
- 三、行政政策……………(二七)
- 四、經濟的進歩……………(二八)

a 生産      b 科學と資本      c 交通と海運      d 商業とオランダ商事會社  
 e 通貨      f 收入と支出      g 帳尻剩餘金

- 五、社會經濟……………(二九)
- a 土民      b ヨロッパ人と支那人……………(二九)
- 六、耕作制度とオランダ……………(二九)
- 七、耕作制度の回顧……………(二九)

參考書目及び註

第六章 自由主義への過渡(一八五〇年—一八七〇年)……………(三五)

- 一、フアン・デン・ボスの没落……………(三五)
- 二、ボードの没落……………(三〇)
- 三、一八四八年の基本法……………(三三)
- 四、一八五四年の行政法規……………(三六)
- 五、植民地反對派……………(三九)
- 六、自由主義の勝利……………(四三)
- 七、東印度に於ける推移……………(三七)



八、經濟的進歩……………(三九)

a 生産 b 銀行業 c 商業 d 收入

参考書目及び註

第七章 自由主義(一八七〇年—一九〇〇年)……………(四九)

一、經濟的還境……………(四九)

二、經濟政策……………(四九)

三、外領との政治關係……………(五一)

四、土地政策……………(五一)

五、労働政策……………(五一)

六、行政政策……………(五一)

七、經濟的進歩……………(五五)

a 農業企業 b 生産の金融 c 生産に於ける改良、灌漑、組織及び技術

d 林業 e 鑛業 f 交通及び通信 g 海運及び港灣 h 商業

i 國家財政 j 帳尻剩餘金

八、社會經濟……………(五七)

a ヨーロッパ人 b 支那人 c 土民 d 村落制度 e 再建設

九、自由主義の批判……………(五〇)

参考書目及び註

第八章 能率、福祉、自治……………(五七)

一、新植民地世界……………(五七)

二、倫理政策……………(五七)

三、福祉の減少……………(五七)

四、擴張……………(五七)

五、民族主義……………(五七)

六、支那人の運動……………(五七)

七、土民の運動……………(五七)

八、革命……………(五七)

参考書目及び註

第九章 行政改革及び政治改革……………(五七)



- 一、一九〇〇年代の行政 ..... (三六三)
- 二、地方分権 ..... (三六八)
- 三、行政改革 ..... (三七三)
  - a 行政部内の改革
  - b 地域的改革
  - c 解放
- 四、政治改革 ..... (三七九)
  - a 地方政治改革
  - b 中央の政治改革
- 五、修正委員会 ..... (三八九)
- 六、一九二五年の政府組織形態 ..... (三九二)
- 七、新國民參議會 ..... (三九五)
- 八、一九一八年以後の地方統治 ..... (三九九)
  - a 概観
  - b 省評會議
  - c 土民理事州評議會
  - d 都市評議會
  - e 方評議會
- 九、一九一八年以後の行政改革 ..... (四〇九)
- 十、村政 ..... (四一〇)
- 十一、行政擴張 ..... (四二二)

参考書目及び註

### 第十章 經濟的の進歩 ..... (四二五)

- 一、新經濟組織 ..... (四二五)
- 二、資本 ..... (四三三)
- 三、農業生産 ..... (四三六)
  - a ヨーロッパ人の農業生産
  - b 土民農業
- 四、灌漑 ..... (四五〇)
- 五、水産業 ..... (四五二)
- 六、林業 ..... (四五二)
- 七、鑛業 ..... (四五二)
  - a 錫
  - b 石炭
  - c 石油
  - d その他の鑛業
- 八、交通 ..... (四五八)
  - a 鐵道
  - b 道路
  - c 海運
- 九、工業 ..... (四六二)
- 十、金融 ..... (四六六)
- 十一、商業 ..... (四六七)



十二、國家財政……………(四七一)

參考書目及び註

第十一章 社會經濟……………(四八一)

一、序 言……………(四八一)

二、勞 働……………(四八四)

三、國營金融機關……………(四九三)

四、公衆の保健……………(四九八)

五、教 育……………(五〇一)

六、傳 道……………(五〇七)

七、福祉と村落……………(五一九)

八、福祉調査……………(五二四)

九、土民の福祉……………(五三九)

十、ヨーロッパ人共同体……………(五四八)

    a 生成 b 社會組織 c 經濟機能

十一、支那人共同体……………(五五三)

十二、文化的進歩……………(五六一)

a ヨロッパ人 b 支那人 c 土民

參考書目及び註

第十二章 一九二九年の恐慌の若干の影響……………(五六一)

一、一九二九年の恐慌……………(五六一)

二、日本人の侵入……………(五八四)

三、製造業の發達……………(五八八)

四、國家干渉……………(五九〇)

    a 生産制限 b 市場及び製造業の保護

五、國家財政……………(五九七)

六、社會經濟……………(六〇〇)

參考書目及び註

第十三章 複合經濟……………(六〇五)



一、複合社會……………(六〇五)

二、複合經濟……………(六〇六)

    a 複合國家    b 社會需要    c 顯著な特質

三、複合經濟と正統派經濟學……………(六三二)

四、複合經濟の分解……………(六六)

    a 封鎖階級    b 法律    c 民族主義    d 聯邦制度

    参考書目及び註

参考書目索引……………(六七)

地 圖

ヨーロッパと比較したる蘭領東印度……………(前表紙裏)

東の海へ至る二つの關門……………(一六)

モルツカ群島又は香料群島……………(三)

アンボイナ島及びウリアツセル群島……………(三四)

バンドラ群島……………(四七)

蘭領東印度……………(後表紙裏)

行政區劃

(統計年鑑 一九三二年)  
 (面積單位 一〇〇〇平方キロメートル)

ジャワ及びマヅラ (Java and Madura)

西部ジャワ省 (Province of West Java)

理事州 (Residencies)

バンタム	(Bantam)	七・九
バタビヤ	(Batavia)	八・一
バイテンゾルフ	(Buitenzorg)	一一・六
プリアンガン	(Priangan)	一三・六
チェリボン	(Cheribon)	五・六

中部ジャワ省 (Province of Mid Java)

理事州 (Residencies)

行政區劃



ペカロンガン	(Pekalongan)	五・六
スマラン	(Semarang)	五・四
ジャバラーレンバン	(Japara-Rembang)	六・〇
バンニューマス	(Banyumas)	六・四
ケヅ	(Kedu)	四・六
ジョグジャカルタ知事州	(Government of Yogyakarta [Jogya])	三・一
スラカルタ知事州	(Government of Surakarta [Solo])	六・〇

東部ジャワ省 (Province of East Java)

理 事 州 (Residencies)		
スラバヤ	(Surabaya)	三・五
ボジョネゴロ	(Bojonegoro)	六・八
マヂウシ	(Madiun)	六・〇
ケヂ	(Kediri)	七・〇
マラン	(Malang)	五・二
プロボリンゴ	(Probolinggo)	三・五
ベズキ	(Besuki)	一〇・一

マヅラ (Madura)

五・四

ジャワ及びマヅラ 總計

一三二・二

外 領 (Outer Provinces)

スマトラ (Sumatra)		
ランポングス (理)	(Lampungs)	二八・二
パレンバン (理)	(Palembang)	八五・九
ジャンビ (理)	(Jambi)	四・四四
東海岸 (知)	(East Coast)	九三・五
ベンクレン (理)	(Benkulen)	二五・八
西海岸 (理)	(West Coast)	四九・五
タバヌリ (理)	(Tapanuli)	三九・四
アチン (知)	(Achin)	五五・五
スマトラの諸島 (Sumatran Islands)		
リオ (理)	(Rionw)	三二・三
バンカ (理)	(Banka)	一一・七
ビルトン (副理)	(Billiton)	四・八

行政區劃



ボルネオ (Borneo)			
西部 (理)	(West)		一四七・二
南部及び東部 (理)	(South and East)		三八六・六
セレベス (Celebes)			
マナド (理)	(Manado)		九〇・五
セレベス (知)	(Celebes)		九八・九
モルッカ (知)	(Moluccas)		四九八・四
小スンダ列島 (Lesser Sunda Is.)			
チモール (理)	(Timor)		六三・五
バリ及びロンボク	(Bali and Lombok)		一〇・五
外領總計			一七六七・四

(知)	知事州	(Government)
(理)	理事州	(Residency)
(副理)	副理事州	(Assistant-Residency)

### 一般参考書目

次表に掲げる諸書は一般的の参考のためのものである。本文の各章及び多くの節に對しては、當該主題について特に適當な書物に關する短い書目表を掲げてある。直接の引用文をなした書物以外には、細目に亘る参考書は通常これらの表には掲げなかつた。

\* 各章の註の細目に亘る参考書は省略した形で示されてゐる。完全な書名は巻末の参考書目索引に據らるべき。

Encyclopaedie van Nederlandsch-Indië. 7 vols. 1917-35. (蘭領東印度百科辭典、七卷、一九一七—三五)  
 Angelino, Dr. A. D. A. de Kat. Colonial Policy. 2 vols. 1931. (アンヘリノ博士、「植民政策」二卷、一九三一年)  
 Schrieke, Dr. B. The Effect of Western Influence on Native Civilizations in the Malay Archipelago. 1929. (スフリツケ博士、「マレー群島土民文明に及ぼせる西洋の影響」一九二九年)  
 Colijn, D. H. en Sebbe, D. G. Neerlands Indië. 2 vols. 1929. (コレイン博士並にスチツビ「蘭領東印度」二卷、一九二九年)  
 Labberton, D. van Hinloopen. Handboek van Insulinde 1910. (ラベルトン、「蘭領東印度便覽」、一九一〇年)



- Colenbrander, Dr. H. T. Koloniale Geschiedenis. 8 vols. 1925. (「ヨーロッパの植民史」一九一五年)
- Stapel, Dr. F. W. Geschiedenis van Nederlandsch-Indië. 1930. (「スタペル博士「蘭印史」一九三〇年」)
- Gonggrijp, G. Schets eener Economische Geschiedenis van Nederlandsch-Indië. 1928. (「ホンフレイブ、蘭印経済史概観」一九二八年)
- Engelbrecht, W. A. De Nederlandsch-Indische Wetboeken. (「エンゲルブレヒト、蘭印法律書」)
- Kleinjies, Mr. P. Staats-Instellingen van Nederlandsch-Indië. 2 vols. 1929 (also 1933). (「クレインチエス、蘭印行政組織」二卷、一九二九年—及び一九三三年—)
- Vollenhove, C. van. Het Adatrecht van Nederlandsch-Indië. 1906-31. (「ヴォーレンホーフエン、蘭印の慣習」一九〇六—三一年)
- Jarboek van Nederlandsch-Indië. 1916. (「蘭領東印度年鑑」一九一六年)
- Yearbook of the Netherlands East-Indies. 1920. (「蘭領東印度年鑑」一九二〇年)
- Handbook of the Netherlands East-Indies, 1930. (「蘭領東印度便覧」一九三〇年)
- Biographisch Woordenboek. 1856. (「地理學辭典」一八五六年)
- Nieuw Nederlandsch Biographisch Woordenboek. 1909. (「新オランダ地理學辭典、一九〇九年—)
- 一 定期刊行物—
- Regeringsalmanak. Official annual. (「行政年鑑」年公刊)

- Indisch Verslag (formerly Koloniaal Verslag). Official annual. (「蘭印報告—前植民地報告—年公刊」)
- Annual Report, Java Bank. (「年報」シヤン銀行)
- Economic Bulletin of Netherlands India, Official fortnightly. (「蘭領東印度經濟公報。隔週刊」)
- Economisch Weekblad voor Nederlandsch-Indië. Official weekly. (「蘭領東印度經濟週報、週刊公報」)
- Koloniaal Tijdschrift. (「植民地雜誌」)
- Koloniale Studiën. (「植民地研究」)
- De Indische Gids. (「東印度案内」)

一 統計—

- Statistisch Jaaroverzicht (formerly Jaarcijfers). 統計年鑑—前、統計年指數—
- Statistiek v. d. Handel. From 1825. (「商業統計」一八二五年以後)
- Volkstelling. 1930. (「人口調査」一九三〇年)
- Prices, Price Indexes and Exchange Rates. 1913-26. (「物價、物價指數及び爲替相場」一九一三—二六年)
- Landbouw Exportgewassen. (「輸出農産物」)

一 外國刊行物—

- Vandenbosch, Amry. The Dutch East Indies. (Michigan, 1933). (「ファンデンボス、蘭領東印度」ミシガン、一九三三年)
- Angoulvant, G. Les Indes Néerlandaises. 2 vols. 1926. (「アングウルヴァン「蘭領印度」二卷、一九二六年」)



- Edmundson G. History of Holland. 1922. (エドムンセン「和蘭史」一九二二年)  
Manual of Netherlands India. (Admiralty, 1918). (蘭印便覽。海軍省發行、一九一八年)  
Day, Olive. The Dutch in Java. 1904. (タライヴ・デイ「ジャワに於けるオランダ人」一九〇四年)  
Challey-Bert, J. Java et ses Habitants. 1900. (シエイリー・ベール「ジャワとその住民」一九〇〇年)  
Money, J. W. B. Java. 2 vols. 1861. (「フニイ」ジャワ「二卷、一八六一年」)

## 用語註解

(度量衡及び通貨は別表を見よ)

- 分州 (Afdeling) 理事州 (Residency) の一分割。通常土民理事州 (Regency) に一致す。  
副理事官 (Assistant Resident) ヨーロッパ人の行政機関の一官吏。通常分州を管理し、又土民理事州の本部に於いて政廳のヨーロッパ的要素を代表す。  
蠟繪—バチツク (Batik) 布に蠟を繪を描く藝術。  
混血ヨーロッパ人 (Bijver) 蘭領東印度に居住する通常混血のヨーロッパ人。  
民族主義協會 (フニイ・ウトモ—Boedi Oetomo (B. O.) 主として知識階級の加入せる民族主義者團體。  
監督官 (Controleur) ヨーロッパ人行政機関の一下級官吏。内務監督(検査及び管理)の義務を負ふ。  
村 (Desa 又は Dessa) 村落。村の職役 (desa-diensten) 村のために強制的になされる勤務。  
郡事務官 (District Officer) 土民理事州の一分割を預る土民行政機関の一官吏。  
永租借權 (Erfpacht) 世襲權を有する長期の賃借に基く蘭印政廳から與へられた耕作用地の使用權。  
州政廳の賦役 (Heerendiensten) 法律により定められた政廳のための強制労働。  
混血蘭印人 (Indo 又は Indo-European) 混血の蘭印居住民にして、正當の若しくは認知せられた子孫たることによつて父方ではオランダ人である者。



(土民) 檢察官 (Jaksa) 裁判辯護官乃至法廷告發官。  
 借地 (Land-hire) ヨーロッパ人が土民から土地を借りること。  
 オンメランデン (Ommelanden) ベタビアの周圍、市街と土民理事州との中間地域。  
 オツベルホーフト (Oppehoofd) 會つて蘭印駐在の或るオランダ官吏に與へられた稱號。首長の意。  
 監督 (Opziener) 検査官若しくは管理官。「監督官 (Controleur)」に當る昔の稱號。  
 外領 (Outer Provinces) シヤワ及びマツラを除く全蘭領東印度。  
 土民官吏の賦役 (Pantjendiensten) 土民官吏のためになされる強制勞働。  
 土民理事官補佐官 (Pati) 土民行政機關の一官吏。土民理事官の首席補佐官にして、通常、本部のある郡を預かる。  
 政廳 (Regering) 又は Regering 蘭印政廳のこと、行政法規 (Regeringsreglement) 政廳の憲法條令。  
 土民理事官 (Regent) 土民理事州 (Regency) の長官。土地行政機關の最高階級に屬する世襲的官吏。  
 理事官 (Resident) 理事州 (Residency-gewest) を預かるヨーロッパ人の行政機關の一官吏。理事州とは廣さが大凡そ英領印度の州 (District) に相當する行政單位である。  
 サリカット・イスラム黨 (Sarikat Islam (S. I.)) 大衆的人氣を博せる民族主義者團體。  
 陪審官 (Schepenen) 東印度會社時代の法廷の陪審員。  
 副郡事務官 (Sub-district Officer) 土民行政機關の下級官吏、通常略々十五の村を包含せる、郡 (District) の一分割を預る。  
 蘭印在留ヨーロッパ人 (Trekker) 蘭領東印度に居住するが永久に定住するのではないヨーロッパ人。——混血ヨーロッパ人 (Blijver) を見よ。  
 領有地 (Wingewest) 開發せられた領有地。

## 度量衡及通貨

### 度量衡

1 キログラム	(kg) = 2.2046ポンド
1 ピコル (蘭印)	(pikol) = 61.76キログラム; = 136.161ポンド; = 0.06英噸
1 ピクル (シンガポール)	(picul) = 60.48キログラム
1 噸 (16ピコル)	(ton) = 988.181キログラム
1 トン (メートル法)	(ton) = 1000キログラム; = 16.19ピコル; = 16ピコルの1.012噸 = 0.9842英噸
1 英噸	(ton) = 1016.04キログラム; = 16.47ピコル
1 ルツド (ラインランド)	(roed) = 3.7674メートル
1 ヘクタール	(hectare) = 1.4091ボウ; = 2.4711エーカー
1 ボウ	(bouw) = 1.7587エーカー; 0.7096ヘクタール
1 エーカー	(acre) = 0.57ボウ; = 0.4047ヘクタール
ボウ當り1ピコル	= ヘクタール當り87.03キログラム
ヘクタール當り100キログラム	= ボウ當り1.149ピコル

### 通貨

- 1 ギルダー (又はフローリン(f)) = 100 蘭印セント = 金にてイギリスの1  
 シリング8ペンス, アメリカの0.40ドルに當る。  
 ドイト (Doit-duit) (廢止されたる) 1 ファーシングに相當する銅貨  
 スタイフェル (Stiver-stuiver) (廢止されたる) 半ペニーに相當する銅貨  
 リソクス・ドル (Rix-dollar-rijks-daalder) 通常 75 スタイフェルの銀貨;  
 本名稱は今猶 2.5 フローリンと等價に使用さる。



# 第一章 一六〇〇年以前のインドネシア

## 一、地 理



「赤道の周圍に撒き散らされたエメラルドの帯」といふ有名な作家ムルタチユリ (Murakuti) の蘭印の描寫は、文士をなぐてはでない文飾に外ならない。事實上は、英語で普通に、蘭領東印度として知られてゐるオランダ領印度は、オーストラリアとアジア、太平洋と印度洋とを繋ぐマレー群島の大部分から成つてゐる。オランダ支配下の土地の面積は、フィリッピン、ニュー・ギニアの一部、ボルネオ (Borneo)、チモール島 (Timor) を除いた群島より成つてゐるが、二百萬平方尺に近く又七十萬平方哩以上あり、獨逸の大きさの四倍ほどある。それは東西五千尺、南北一千尺の間に散在してゐる。端から端まで汽船で旅行すれば丁度イギリスからアメリカまで

蘭印の地理的區分

單位一〇〇〇平方尺

ジャワ及びマゾラ島	一三二・二
スマトラ地方	四七一・五
蘭領ボルネオ	五三三・八
セレベス地方	一八九・五
マラッカ、ニュー・ギニア、及びスンダ列島	五七二・五
計	一八九九・七

本書に掲出せる諸統計表は、別に明記せるもの、外は、現在、統計年表要覽 (東印度報告書の第二卷) (Statistisch Jaaroverzicht (Vol. II of the Indisch Verslag)) といふ名で發行されて居り、會つて統計年鑑 (植民地) [Jaarlijks (Koloniën)] として發行されてゐた官廳統計年表より取材するか、又はそれに基くものである。



でと同様に十四日間を要する。

この地方は主として不規則な半圓形に展開してゐる五つの大なる島々より成立つてゐる。これらの中でジャワ (Java) が最も豊饒で人口稠密である。然し全マレー群島は、土民の小舟に乗つてさへ、順風が吹くために數時間陸地の見えない所を航海することが出来ぬ程、大小の島々が近く點在してゐる。最も大なる島はニュー・ギニア (New Guinea) であるが、然しモルツカ群島 (Moluccas) の行政に包括されてゐる和蘭支配下のニュー・ギニアの一部は、全島の三分の二以上を占めてゐる蘭領ボルネオ (Dutch Borneo) が五三三、八三八平方千米であるに反して、三九七、二〇四平方千米に過ぎない。幾多の理由によりジャワとマツラ島 (Madura) とをその外方の領有地 (Outer Possessions) または現在外領 (Outer Provinces) として知られてゐる島々から區別することは古くからの慣例である。この區別は次に述べられるであらう。面倒な反覆を避けるためにジャワとマツラ島とを通例ジャワとして述べる。同様にオランダの著作家の普通の慣例に従つて、公の名稱を用ゐることが適當と思はれる場合を除いては蘭領東印度の意味に印度 (India) が用ゐられるであらう。(譯註：譯文においてはこれを東印度としておいた。)

この廣大な地域には地貌の多種多様性及び氣候の廣い相違が存在する、即ち豊饒な平原及び谷間の平地、不毛の荒地、雪線以上の高峰のある山脈があり、降雨量二〇インチ以下の地域があると共に、他の地域では二五〇インチを越える所がある。雨期は或る所では七月、他の所では十二月である。かくして自然的條件によつて穀物に廣範圍の變化がある。然し乍ら赤道の兩側に位する南と北とは、氣候に於いても産物に關しても相補足し、それぞれ自然的經濟單位を形造つてゐる。一般的には平地の氣候は温暖濕潤であつて耕作や人口の増加にとつては

好適である。然し文化の低い無政府時代は茂つた密林が田畑や村を蔽ふに任せてゐた。

## 二、政治地理

このマレー群島は二大洋間の大道、二大陸間の橋梁を形成してゐる。そしてその政治的、經濟的な歴史は普通以上にその地理によつて制約された。その或る特色は特に著るしい。と言ふのは、非常に東にある香料群島 (Spice Islands) やモルツカ群島 (Moluccas) は幾世紀の間世界中を垂涎せしめた奢侈品を獨占してゐたし、すつと西の方に於いては狭い海峡即ちマラッカ海峡 (Straits of Malacca) は此等の香料を印度大陸やヨーロッパに運ぶ最短距離であり、又支那と西洋とを結ぶ最短海路でもあるから、此の海峡はこの自然的條件によつて商業中心地として決定せられて居り、又歴史の始めから海峡の一方の側に於いてか他方の側に於いてシユリ・ヴィジャヤ (Shri-Vijaya)・パンバン (Palembang)・メラト (Malayu)・ジャンブー (Jambi)・マラツカやシンガポールなどの豊かな町々が東洋と西洋を結ぶ關門を相繼いで保持して來た。これらの都市は群島を支配する商業帝國を打建てる事が出来た。然しジャワはその中心的位置によるこれと反對の利益があり、又豊饒なる火山性土壌の爲め稠密な人口を支へうるばかりでなく、米の出來ぬ香料群島や其他の地方を養ふことができる。極く近年その米の生産能力が人口の増加に及ばなくなるまで、ジャワは常に此のマレー群島の穀物生産地であつたし、従つて輸入品の市場でもあつた。

かくしてその強味を農業に置いてゐるジャワは、常にマラッカ海峡の商業帝國の競争者であつた。さらにジャワの便益は單に農業ばかりではなく、香料群島とマラッカ海峡との間のルート上にあるために常に東西兩洋の商



人に對し休養の場所を提供した。そしてその強味の一部は商業から得てゐたのであつた。  
ジャワとスマトラとの競争はスンダ海峽が中心であつた。マラッカ海峽を領有した権力が採用した明白な政策は、海峽の兩側にその領土を擴げることであつた。それが爲めに海峽を他に對して閉鎖した。が然しなほスンダ



東の海へ至る二つの關門

海峽を通つて群島に入る横からの入口が殘されてゐた。  
そのためにスマトラに於ける商業帝國はジャワの西部を併合しようとし、又同様にジャワの強大なる力は南スマトラに擴大せんと試みた。それ故、スンダ海峽の兩側に沿ふ地域は不安定な獨立を維持する政治上の單位としての共通の歴史をもつてゐる。なほ十九世紀に於いてさへもバンタム(Batavia)のオランダの理事州(Residency)はスマトラの南端を包括してゐた。

### 三、民族

この地域を通じて多くの民族は永い間に續々と渡來しつゝあつた。即ちオーストラリア人(Australian)、タスマニア人(Tasmanian)、メラネシア人(Melanesian)、ポリネシア人(Polynesian)、インドネシア人(Indonesian)は夫々其の祖先が融合したり、或ひはまた海の彼方のすつと離れた邊鄙な場所や大きな島の山の上、又は深い密林の中の避難所を占居することを餘儀なくせしめられた。

自然的條件は原始民族の生存者を助けたし、また祖先を同じくする異なる種族をして離れ離れに多彩な局地的な方言や文化の型を發達せしめた。全地域に於いて初期の到着者は窪地に分散した。フロレス島(Flores)で最初に注目されるパプア人(Papuan)は東方ニューギニアの方に行くにつれて増加する。それ故人種の多様性は此の群島の顯著なる一特徴である。ジャワ—丁度ウェールズを除いた英國の大きさに等しいのであるが—に於てさへも三つの異種族が存在する。ジャワ人は中部地方に、マドラ人(Madurese)とスンダ人(Sundanese)は各々東部と西部とに住み、殊にバタビアの附近には海岸マレー種族の混合群が存在する。

然し乍ら海は單に障礙物たるのみではない。廣く散在してゐる海のジブシーとして海上生活をなす種族にとつて、海は道路であり、また家ですらある。數世紀の間インドネシア人は全マレー群島、さらに英領印度、マダガスカル島(Madagascar)まで擴がつてゐた。この人種發達の形成期を通じて彼等は先住民を合併し、外部からの影響を免かれた。また全群島の上に文化の基本的統一が徐々に具體化したのは不思議ではない。かくして長年月を経て群島の民族は、漸次精巧な特殊な一般のインドネシア文化を建設した。その文化は後年新しき潮流即ちヒンズー教徒、支那人、回教徒及びヨーロッパ人の生活が流れ込んだ時に、その獨特な特徴を失はないでこの外來の影響に適應し、それを吸収することが出來た程確固たるものであつた。そこに多くの文化的相違はあるが、然し一般的に言へば、それは統一に於ける相違である。それ故に全地域は一般にインドネシアとして知られてゐるのだ。

### 四、インドネシア文化と土地保有權



インドネシア文化は屢々理想化されたし、それは蠟繪手工業 (Batik work) や影繪芝居から成るとする突飛な聯想を生ぜしめる。しかし此等の藝術は現在にはジャワ獨特のものであるが、後年ヒンヅー教徒 (Hindus) と共に渡來したもののやうに思はれる。併しインドネシア人は全くの未開人ではなかつた。彼等は金屬即ち金、銅、青銅、鐵を用ゐることが出來た。彼等が冒險的に長い航海を行ふ爲めには天文學と航海術とを學ばねばならなかつた。多分彼等は飼ひ馴らされた家畜を有し、灌漑された稻田を經營することが出來た。このことが確かに複雑な良く確立された社會秩序を示してゐる。後に述べる如く、もしジャワが康泰 (Kang Tai) が「扶南土俗」 (Funan-tu-su) (譯註——この書に傳はらず。「太平洋覽」に引用文散見す。) の中に述べた様な地であるならば、西洋紀元一三年には彼等は製鹽の仕事をしたばかりでなく、君主に鹽稅を拂ふほどの進んだ政治組織を有してゐたらしい。彼等が死んだ時に、又は少くとも彼等の首領が死んだ時に建てられる石の記念碑の中には高い藝術的感覚を示してゐるものもあるが、これは彼等が死後も人の生存を信じたことを暗示してゐる。

社會經濟の發達を溯つて調べる爲めには、土地保有の慣習が重要な問題である。故O・ファン・フォーレンホーフェン教授 (O. Van Vollenhoven) の言によれば、インドネシア人及びその土地は「墓場の幻想踊り」 (譯註——無秩序) の状態であつたが、しかし主としてインドネシア人の才能と勤勞の結果として、今や主なる事柄に關する一般的規定が存在する様に思はれる。部族的または地域的の共同社會がその影響を及ぼす範圍内で、共同生活やその構成員の爲めに保存された海陸の處分權を持つといふ事が中心觀念である。これは自然に個人の權利に導かれる。最も簡單に言へばこれらは狩獵、漁撈の權利である。その直接の結果として一時的耕作の爲めに各人に與へられた土地を開墾する權利 (onginningrecht) が招來された。最初これは單に土地が占有されてゐる間、一

年間か恐らくは二年間連続して所有する權利 (genorecht) であつた。このことは占有する實際の期間より長く、普通耕作の事實が記憶せられてゐる限り存続する一時的なる優先權 (voorkeurrecht) を生ぜしめた。良き耕作は抵當によつて、又は賣却によつてさへも讓渡しうる權利を伴ふ永久的、世襲所有地 (bezitsrecht) を生ぜしめた。かくして社會の權力は最初に稻田の上から、次に乾燥した土地の上から次第に衰へていふた。人は此の過程が如何に長くインドネシア時代において存続したかを語る事は出來ない。然し乍ら、恐らくも稲田が灌漑によつて増加したならば、個人の所有權は既に認められ、また政治組織も初めは部族的關係に基礎を置いたのが、既に地域的性質のものとなつてゐたことと思はれる。

同様の諸段階がビルマに於いても見出されるのは興味あることである。ビルマに於いては、開墾權 (Onginningrecht) はマ・ウ・ギヤ (dama-u-gya) 優先權 (voorkeurrecht) はトウ・ウィン (thu-win) ンカ・フトウエット (nag-hwet) 世襲所有地はボム・メイン (bobbaling) とよはれてゐる。共同社會が有するその勢力範圍内の土地全般の處分權は種々なる變形を持つ周知の格言に表現されてゐる。その變形の一つに、ユア・ロク (yua-lok) ヤソク (ya-sok) キヤウ・ン・ラ (kyauung-la) ヨア・シヤ (yua-sha) (耕地は住宅地に讓歩し、住宅地は修道院に讓歩す) とよふがある。然しながら、明らかにインドネシアに於けると同様、ビルマに於いては、處分權 (beschikkingrecht) に當る言葉がなすが、この權利は、無論の事と假定される程明瞭且つ當然のことと思はれてゐたのかも知れぬ。然るに共有所有物としての土地は、その後擴張されたが、ボン・ミエ (bon-mye) とよふ名で知られてゐる。

もう一つ、注目に値する意味深い相似點は、ジャワの婦人は回教徒であるにも拘らずビルマに於けると同様の大なる自由を事實上享有してゐる、といふことである。家族や土地保有に關聯せる諸慣習は極めて根強いものであつて、ジャワでも



ビルマでも恐らくヒンヅー教徒の到来以前からのことであらう。とはいへビルマ人とジャワ人との間には何一つ直接關係はあり得なかつた。何となれば、インドネシア人がマレー地方に定住した後一千年或ひはそれ以上の後々までビルマ人はビルマに入つて來なかつたからである。

### 五、ヒンヅー教徒と支那人

インドネシア人が彼等獨特の文化の基礎を置きつつあつた數世紀の間は外部の世界から遮斷されてゐた。當時西曆紀元の始め頃、ローマ帝國の設立及び支那に於ける漢朝の勃興に伴つて起つた世界變化はこのマレー群島の岸邊の漣を亂した。そして外國貿易商としてヒンヅー教徒、幾分後れて支那人が渡來した。恐らくヒンヅー教徒も支那人も香料を探しに來たのであらう。支那人は接近してゐる大陸の本國の港から容易に來ることが出来る。然しずつと西の方に隔つた基地から來るヒンヅー教徒は必然的に、ずつと後になつて來たポルトガル人やオランダ人の様に、マラッカ海峡に彼等の地位を獲得し、米と水によつて元氣を回復することが出来る港をこのマレー群島に求めるやうになつた。第二世紀の中葉、ヒンヅー教徒の商人は極東の熱帯地方に、ビルマから安南へ、殊に香料群島への主なるルートであるマラッカ海峡及びジャワの北海岸にそつて有利な居留地を建設した。この居留地は植民地や小王國に發達した。

この植民の進行は六世紀以上續いた。この永い期間移住者はあらゆる時代に、また印度大陸のあらゆる地方からやつて來た。彼等が紹介した一般的ヒンヅー文化は婆羅門教 (Brahmanism)、ビシュヌー教 (Vaishnave)、シャイブ教 (Shaivite)、それから大小乗佛敎等の種々な形態を取つた。これと全く同様に、あらゆる時代にヨーロ

ツバのあらゆる地方から來た移住民がヨーロッパ文化を導入した。このヨーロッパ文化はサイゴン、パタビア、ラングーン等の各都市に現れてゐるが、場所こそ異なれ、文化の様式は同一である。ヒンヅー居留民の居留地は平和であつたと言はれてゐるし、近親結婚やその高い文明の長所によつて大いに勢力を得た様に思はれる。このことは不確かなことではない。何となればヒンヅー教徒がジャワに於いて望むものは食料であり、これは地方の住民を劫掠することによつてではなく、土民との殊に彼等の首領との耕作關係によつて容易に手に入れることが出來たからである。又早くからヒンヅー教徒は灌漑の發達に寄與した様に思はれる。ホンフレイブ (Gongrijp) は、インドネシアの政治經濟組織に對するヒンヅー教徒の主なる貢獻は、以前は彼等自身の消費の爲めに耕作した村人が今やヒンヅー教徒の支配者や軍隊の爲めに餘剰を生産する様に要求されたことであると推測してゐる。然し、もし吾々が康泰の記述を信するならば地方の首領は明かに貢物を村より高い政治單位から引出したことになる。然しホンフレイブは新しき政治制度が二元的性格を有するとする點において恐らく正しいのである。インドネシア共同社會から自然に發生するのではなく、原始的なインドネシア共同社會の基礎の上に、ヒンヅー諸侯の權威によつて村落經濟の上に保持された、いはば上部構造をヒンヅー教が形作つたのである。この期間スマトラのシュリ・ビジャヤ (Sri-Vijaya) の大乘教徒の勢力は最も強力であつた。然し乍ら他の信條を信奉する小さな植民地や王國は此の群島到る所の海岸に點在してゐた。

遂に六世紀の後、回教の勃興にともなふ世界經濟の新しい整理は、印度大陸からこの端 (マレー群島) へ植民の進行をもたらした。その後約六百年の間、此の地域の歴史は三つの主題によつて支配されてゐる。即ち佛敎と婆羅門教との闘争、ジャワの社會構成に於ける二元性の決定、マレー群島の商業の中心であるスマトラと農業



及び生産の中心であるジャワとの争覇戦がそれである。此の三つの動きは平行した線にそつて發達した。吾々はジャワに於いて一系統の王朝があつて東部の米作地に於いて權力を把握し、中央山脈地方に向つて西方に移動し、やがて全島にその領地を擴大したのを見るのである。然しマヂアバヒト (Majapahit) に於ける新王朝が東部の米作地や繁忙なる諸港と接觸を保ちつつ中央に於いて自らを確立したのは一三〇〇年の直前であつた。この王朝の下において婆羅門教はジャワに於ける佛教に取つて代つた。かくてヒンヅー教徒的のインドネシア文明の二重性が明確にジャワ的となり、そしてジャワはスマトラの土地の誇りを奪つた。王朝の權力の集中は鐵砲の傳來によつて廣らされたが、然し鐵砲が十五世紀末以前に用ゐられた有力な證據は無いやうである。マヂアバヒト王國の勢力は恐らく大砲よりも、むしろ宗教の力によるのであつた。人類の平等を強調する佛教は常に、不平等が勢力を得てゐる社會秩序の弱點をなすに違ひない。それに反して婆羅門教は神々しく階級制度を定めて、不平等に對する宗教的社會的是認を與へ、また二重社會や貴族的社會秩序に佛教よりもつと適してゐる。婆羅門教は政治組織の基礎としての不平等を受容することによつて社會の二元性を解決した。かくてヒンヅー教のジャワが佛教と混淆してマヂアバヒト王國の支配下に置かれた時、この王國が婆羅門教徒であると同時にジャワ人となつたことと、シュリ・ビジャヤ(譯註・スマトラ)を充分支配しうる程強大となつたことは一致しないのである。

この時代に支那人は單に貿易を維持することに甘んじてゐた。經濟的環境に従つてヒンヅー教徒は、香料群島への彼等の交通路にそつて居留地か植民地かを見出すことを餘儀なくせしめられた。しかし支那人にはかかる必要はなかつた。ヒンヅー教徒が渡來する以前はジャワに於いて、支那人を侵すものはなかつたし、又支那人は印度大陸の生産物を支那に輸入する爲めに、支那商人に新しき便宜を與へた印度人によつて市場が設けられるまで

はジャワに來なかつた。かくてヒンヅー教のジャワに於いて支配民族と從屬民族との外に既に支那人の分子が存在してゐた。彼等は單に商業にのみ關係し、地方的社會と經濟的接觸を有したけれども地方社會の一部分を形成しなかつた。恐らく現在に於けるが如く、支那人は彼等の重立つた者の下に於いて個人的商業の管理をなしてゐた。そこで現在の如き複合經濟 (plural economy) が成立したのである。

## 六、マヂアバヒト王國 (Majapahit)

マヂアバヒト王國がその繁榮——ジャワの愛國者は繁榮と言ふ表現を好んだ——の頂點に達したのは一四〇〇年頃であつた。だが然しその方向において偏見の無い著作家達も此の王國の組織には「何等すばらしいもの」を見出さないし、繁榮の標準や貿易額を過大に評價しない様に吾々に注意してゐる。かかる事實に關し資料の乏しい事は屢々反對の判斷に導くから、公平な意見を形作ることは困難である。然し支那の記録の存在によつて或る事柄は疑ふべからざるものがある。最も廣大であつた頃の王國は現在の蘭領東印度の面積以上の廣さであつた。ジャワの北海岸、即ちジャババ (Jabar) トゥバン (Tuban) グリッセー (Grisee) アンベル (Ampe) スラバヤ (Surabaya) に沿ふ米作地の出口をなす總ての港に於いては海運の活動が存在した。殷賑な市場には遠近から商品を交換に來た商人が充滿した。ジャワのもつと遠隔な場所へはバンタム (Bantam) から胡椒が送られた。マツラ島 (Madura) からは鹽、バランバンガン (Balambangan) からは椰子油が送られた。もつと小さい島々は廣範圍な産物を供給した。特にモルツカ群島からは丁子やメイスやニクツクを、小スンダ列島 (Lesser Sunda) からは白檀を、スンバワ島 (Sumbawa) やバリ島 (Bali) から綿製品を供給した。ボルネオはクテイ (Kutei)



からダイヤモンドをバンジヘルマシム (Banjermasin) から干魚を供給した。蜂蜜や蜜蠟はチモル島 (Timor) やパレンバン (Palembang) の如く遠隔の地から来た。犀の角や象牙はスマトラから、錫や鉛は本島のケダ (Keta) やペラツク (Perak) から、鐵はカリマタ群島 (Karimata Islands) から来た。もつと離れた地方から支那人は美しい磁器や硬玉や、絹を持つて来た。遠くアラビアからの船は印度大陸のモスリンやキヤラコ、ベルンヤからのトルコ玉やその他の貴重な寶石を運んで来た。貨幣は不充分であつたが、然しマヂアビト王國の主要生産物であつた米は、財貨としても又交換の媒介物としても役立つた。それ故に賣手は貨幣の不充分である事から起る價格の下落に脅かされなかつた。

當時のジャワ人は單に本島にゐて来る可き取引を待つてゐたり、小さな小賣商に満足はしてゐなかつた。船大工、船乗、移住者であつた彼等は全マレー群島のみならずマレー半島、フィリッピン<sup>7)</sup>の貿易さへも支配してゐた。ポルトガル人が最初来た時に彼等はジャワ人の酋長の下にジャワ商人の大なる植民地があるのに氣附いた。ジャワ人でさへも、すつと後までも帆と同様に商船にとつて必要であつた彼等自身の大砲を鑄造した。他のいろいろの職人即ち建築師、左官、鍛冶屋、大工がゐた。その中の或る者は王の保護の下にある特定の村に住んでゐたし、また技術の傳統が保護され技術の社會的傳統が漸次に積み重ねられてゐた町に集つてゐた。マヂアビト王國に於ける社會生活の一特性はそれが續いて發生する諸状態と對照をなすことであるが、それは全體として住民が充實せる生活をなし、そして空前絶後の廣範圍に互る行動をなしたことである。だが併し、殆んど總ての其後の社會に於いてはごく近頃まで主たる活動は農業であつた。米はその主なる穀物であつた。そして人口の増加や新しい大規模の灌漑工事により輸出に對して大きな剩餘を生ずる程に産額が増加した。その他の穀物は胡麻、

豆類、多種類の果實、それからこの時代に紹介された甘蔗とであつた。

經濟活動の發達は大いに國家の監督と發意とに基いてゐる。例へば市場は公設であり、取引は官吏によつて取締られてゐた。これは複雑な巧妙な集中的行政組織を意味し、諸種の關係はかかる組織が次第に具體化したことを示すものである。歴代の王朝は瓦解したけれども、八五〇年頃より以後たとへ僧院の中の傳統としてのみであつたにせよ、宗教組織に密接に結び付いてゐた行政組織は存続した。それが爲め新王朝が信徒に服従を命ずるだけの充分強い意志を持つて起つた時に、行政組織は再び生命をとりもどすことが出来たのであらう。かくしてこの數世紀中に裁判をし、財源を集め、宗教上の事件や農業及び商業の政策を取締る爲めに、多少とも各部に分かれて組織された中央政府が漸次建設された。その全構造の中核をなす宗教上の制度は、殊に念入りなものであつた。即ちそれに附隨した大きな神社、僧院や尼寺が豊かな經費を與へられてゐた。また高僧は、一般行政に重要な役割を演じた中世ヨーロッパの牧師の如く、事務に有能な人でなければならなかつた。

中央の組織は小さな常備軍を有してゐた。然し防禦の爲めの準備は大部分他の方法でなされ、また權威を維持する爲めに中央の組織に結び付けられ、主として政策の實施の爲めに役立つべき集中化された部の機構と並立しまたはそれと入組んで設置せられてゐた。これらの長は政治的社會的生活の中心である王であつて、王は各部を通じて政策を命ずるが、然し彼の權威は個人的結合の上に懸つてゐて、王子達を通じて國々を治め、王子達は地方の首長に至るまでの劣紳の連鎖を通じて治めてゐた。かくて二重の組織即ち公的なまた私的な組織が存在したのである。

この個人的結合に基づく權威の媒介物については一層よく研究することを必要とする。地方的首長は屢々村の



首長 (village headman) として、垣の中に圍はれた如く自給自足的の、また自尊心の強い地域的單位たる村落の代表者と看做されてきた。そしてこの自治權をもつ村落の集合の上にヒンヅー教徒の支配者達 (Hindu rulers) は中世ヨーロッパの封建制度 (feudal system) に類似した組織を置いたとされてゐる。しかしこの見解は證據と一致することが難しい。慣習法の卓越せる權威者ファン・フォーレンホーフェン (Van Vollenhoven) によればインドネシアの他の部分に於けるが如く、ジャワに於ける社會生活の固有な單位は、その勢力の及ぶ範圍内で各々自治權を持つ部族、氏族又は家族であつた。傲慢な君主の權力の上に立つヒンヅー教徒の支配者達が村落の自治を抑へる事に成功したかも知れぬが (村落の自治は銘記し得る。haar zelfstandigheid kan hebben weggedrukt)、「ジャワ人やマヅラ人の村落がインドネシア起源をもつことを疑ふ理由はない」。このことは全然問題にならないが、然し今日なほ存在してゐる地方の村落が常に垣に圍繞された鎖ざされた單位であつたか、または社會的結合關係が封建的であつたか、いづれであつたかを假定することは全然別の問題である。

何となれば土民慣習法による境界の整理の調査が行はれる毎に、領域の管轄區域は複雑な混亂を來した。ジャワの主權者としてマチアバヒト王國の後を繼いだマタラム王國 (Mataram) は、一七五五年に競争しあつてゐる二人の土侯に分割された時に、彼等の領土は「碁盤の目の様に」交叉してゐた。ジャワの大部分に於いて村が劃一化され、村々の土地が結合されて獨立の單位となつたのは一八一三年以來の地稅 (land revenue) の施行によるのである。そしてこの施行の過程において、村の分割や併合や、また小部落を獨立の村の地位にまで高めた幾多の例を見るのである。同様なことがオランダの支配が新しい地に及んだ一八三〇年、及び再び一八七四年に起つた。全行政規則の再組織に於いて村の境界の組織的改正はなほ必要と認められた。極く近年まで殘存せる土

侯領 (Native State) に於ける土地保有權の改正に於いて管轄區域は多くの大君主達 (overlords) の間に分配され「それ故に彼等の間の總ての關係や繼續が消滅した」<sup>11)</sup>そして村は「完成され、柵で圍まれた複合物」ではなくして、法的經濟的統一の根跡を遺さない單なる住宅の地域に過ぎないことがわかつた。事實總ての調査は「村はめつたに一定の綜合體を形成しない」<sup>12)</sup>ことを示した。

これらの調査が明かにした個人的な取極めと地域的な協定との複雑な交叉は、慣習法を輕視したヒンヅー教徒の支配者達によつてなされた地域の擴張に基づいたことはあり得ることであるし、また一般に認められてゐる見解のやうに思はれる。然しビルマ (Burma) に於ける同様の状態は慣習法や專制的な土地の擴張に重點を置かず、經濟的環境に重點を置く他の説明を思ひ付かせる。インドネシア人の時代に於いては居留地は常に小さく速くに散在し、非永續的であつたに違ひない。各居留地は農耕、牧畜、燃料の爲めに必要とした勢力範圍内の土地への侵入に對して警戒したことは確かであるが、然し移動農耕のための必要を充すには、極めて狭小の地域があれば充分であつた。牧畜に關しては、家畜を所有してゐる少數の人々は、牧場の広い地域を保護することよりも、彼等の家畜が群を離れぬ様に心配したであらう。尙ほまた牧場は、開墾され耕作されたばかりの土地が最も良いものとして興へられたであらう。全く用ゐられてゐず、また新しい居留地の爲に開放された廣大な地域があつたに相違ない。慣習法は局外者の侵入を排除したが、土民達は抽象的觀念によつて取扱ふことはなかつたであらう。慣習法は先例法である。先例は法に先んずる。經濟的環境から起る先例は慣習を決定する。そして慣習は法律となつて強化される。流行病や何か他の好ましくない前兆が起ると、如何なる時でも居留地はその場所を變へた。移住することが出来る荒野は豊富にあつたし境界を定める測量者もゐなかつたから。これと同様な状態は



ヒンヅー教徒が渡來した後も永く存在した。ヒンヅー教徒が漸次統治權を主張した時に、彼等は土地から地代を抽出するよりも、彼等の係累や配下の數を増すことに關心した。彼等の保護を頼る事の出來た者はまた彼等の生計の途である土地に對して依頼するのが常であつた。係累によつて開墾された土地の權利は君主に歸屬し、地方的共同社會 (territorial community) には歸屬しなかつた。一定期間の間のみ灌漑された土地以外の土地は如何なる價値も生じなかつたであらうし、無政府状態の再發の際には灌漑された土地でさへもその價値を失つたであらう。マヂアビト王國の繁榮してゐた間、土地税や大なる輸出貿易は土地所有權の發展を暗示する。然しマヂアビト王國の滅亡後、絶間なき戦争が附隨した。オランダ人の支配がその状態を安定し始める迄は、それを耕作した者から離れた土地の價値が生ずる如何なる確固たる傾向も存しなかつた。土地が高價になり、人口が増加すると居留地はずつと多くなり、一層近接して存在したであらう。そしてまた住民は侵略に對して、一層警戒する傾向があつたであらうから、その爲めに地方的村落が存在する様になつたであらう。然し乍ら村落はすでに他の所有地に圍まれた土地 (enclaves) が存在したので、完全なる、鎖された複合體ではなかつた。この見解に基けば、地方の村落や他の所有地に圍まれてゐる土地が共在して存在する様になつたと考へられる。この過程は恐らくヒンヅー教徒 (Hindu) 又はヒンヅー・ジャワ人 (Hindu-Javanese) の支配の下に起つたのであらう。そして此の過程はオランダ人が來て始めて一般的となつた。その時始めて地方的單位としての村落 (village) は「それ自身の政府を持ち、その住民の使用に供すべき土地を有する道德的有機體」となつた。

同様な考察が所謂ジャワの封建的の制度にもあてはまる。アダムス博士の言によれば「封建制度はそれに二つの側面がある：一方とも元來土地の所有と關係があるが、その主な目的から一方は經濟上の封建制度とよび、他

方は政治的封建制度とよぶことが出来る。前者はその目的が土地から收得される收入であつたし、後者は主として土地に結び付けられた政治義務に關係した。國家に對する市民の義務は地代の一種に變化した。「個人は最早それが市民としての義務であつたといふ理由によつて兵役に服することはなかつた。然し個人は彼が他人から借りた土地に對して支拂ふべき地代の一部として、個人的契約に基いて兵役に服することに同意した場合に、兵役に服するのであつた。」然しこれはジャワに於ける状態の正反對であつた。支配者が彼の係累に郡 (district) や村を與へた時、彼は大きな財産としての土地人民を護つたのではなく彼の統治權の一部を護つたのであつた。後年オランダ人が土地の讓渡をした時は人民は土地に附隨した。然しこれはヨーロッパ的な觀念であつた。以前の土民の慣習では土地が人民に附隨してゐた。社會的羈絆は嚴密に人に附帶して居り決して土地に基礎を置いてはゐなかつた。封建的ヨーロッパに於いては人は土地を保有してゐた爲めに奉公に服することを免かれなかつたが、ジャワに於いては人は奉公を免かれなかつた爲めに土地を保有した。そしてこの僞似封建制度は要するに封建制度の反對物であつた。

ある著作家達は所謂封建制度をヒンヅー教徒とインドネシア人との間に明確な懸隔があつた初期の二元的社會構造によつて、その當時なほその社會秩序が特徴づけられてゐた徴候だと看做した。疑もなく當時のまた現在のジャワ人の社會組織は貴族制的である。また婆羅門教はそれに宗教的基礎を與へることによつて階級的差別を強化する傾向があつた。然し乍ら上層階級と下層階級との間には富に於いては僅かの差異しか無かつた様に思はれる。富者の家でさへ大部分木材と竹で作られたし、又短い上衣や腰巻をつけてゐる下層階級でさへ印度大陸の小農達よりもづつと良い生活を營んでゐた。ヒンヅー教徒は建築術、音樂、繪畫、蠟繪 (batik)、文學、戯曲に表



現される大なる文化的進歩を刺戟した。總て、インドネシア人はヒンヅー教徒の貢献を吸収した。クロム博士 (Dr. Krom) のヒンヅー・ジャワの研究から、マヂアバヒト王國の文明はヒンヅー的でもインドネシア的でもなく、むしろ明らかにジャワ的であつたことがわかる。一四〇五年の状態の叙述はイスラム教の採用によつて生じた宗教様式の變化を除いては、現在でも全く役に立つ様に思はれる。然し乍ら海港に於いて支那人は彼等一民族だけ別になつてゐたし、回教徒のアラビア商人の増加によつて新しい外國の要素がもたらされた。

### 七、回教徒及びポルトガル人

一四〇〇年頃から主としてこのマレー群島以外における情勢の影響によつて、マヂアバヒト王國の勢力は衰へた。一三六八年に明朝は支那に於いて蒙古の羈絆を振り切つた。このことは東西兩洋をつなぐ海路に新しい重要性を與へた。それは支那人殊に鄭和 (Ching Ho) (一四〇五—一三四年) による夥しき海の遠征を發起せしめ、また回教徒をして海上に於ける新しき活動に奮起せしめた。回教徒の支配者は明白に一二五〇年頃から北スマトラに陣取つてゐた。この中心から回教徒は南方へ擴がつた。また印度大陸にもつと近い基地を彼等に與へた帖木兒 (Tamerlane) の勝利から新しい力を得、そこから彼等は北スマトラ及び海峽にそふ港に渡來してその數を増しつゝあつた。グリツセー (Grisee) にあるマホメット教聖者の墓は一四一九年に多くの回教徒の商人がこの港にゐたことを示してゐる。また一四四〇年頃には回教徒は香料貿易の中心地テルナテ島 (Ternate) に達した。一四五〇年には回教徒はマラツカの支配者であつた。マラツカの發達によつてマレー群島は再び、海峽に於ける商業帝國と、主なる穀物生産地ジャワとの競争の場所となつた。然し乍ら東西兩洋から遮斷されてジャワのヒンヅ

ー教徒は急速にその地盤を失ひ、回教居留者の手に渡つたジャワの港は貿易や宣傳の中心地となつた。十五世紀末には將來は回教徒のものであると思はれた。

最初のヨーロッパ商人の渡來は新しい要素の導入であつた。ポルトガル人が一四九八年印度につくやいなや、香料の重要な市場はマラツカであるといふことがわかつた。ポルトガルの著作家は次の様なことを述べてゐる。「實際に此所には世界の他の如何なる場所よりも多くの船が來る。そして特に此所には總ての種類の香料やその他の夥しい商品が集まる事を私は信じる。」<sup>10)</sup>然しマラツカは近代的意味に於ける商業都市ではない。マレー群島を通じて商品は主要なる港々に定期的に開かれる市や市場に於いて交換された。マラツカは此等の主要の地であつた。その人口は市の最高潮の時に於いては、多くの異民族を含めて百萬人に達したと言はれる。その人々は彼等自身の指導者又は統治者の下にあつて何ものにも妨げられずに彼等自身の宗教や、慣習を守つてゐたのである。アルブケルク (Albuquerque) は次の如くにその重要性を認めてゐた。「彼等がムーア人 (Moors) の手からマラツカを取去つてさへしまへばカイロやメツカは全く荒廢するであらうし、かくてヴェニス商人はポルトガルで買ふことが出来る以外には全く香料を手に入れることが出来ぬであらう」と。<sup>11)</sup>マラツカの土地税はこの都市を管理する爲めの豊かな基金を供給したであらうし、又ポルトガル人の支配下に於ける、より安全なる生活は疑なく貿易の大なる増加に導いたと彼は主張した。一五一一年に於いてマラツカはポルトガル人の手に渡つた。彼等は種々の官吏を任命し、土民の居留地をその種族の首領の支配下に置いた。一部分はヒンヅー教徒の爲めに、一部分はムーア人の爲めに、そして一部分はジャワ人の爲めに。明らかに支那人の居留地は特別の首長を置かねばならぬ程重要ではなかつた。



然し乍ら香料が通過する市や市場に於いては原價に或る物が附加されてゐた。そして間もなくポルトガル人はマラツカに於いて香料は、それが生育する島に於けるよりも五倍乃至七倍も高價である事を知つた。彼等はそれ故に仲買人の長い鎖を切る爲めに香料群島と直接關係をもつことに決心した。これは困難なことではなかつた。地方の支配者達は彼等の主要な慰みである絶えざる戦の助けの返禮として快よく彼等を歓迎した。一五二二年にポルトガル人はマゼランの探檢に残されたチドレ島 (Tidore) の新しいイスパニア人の居留地に近いテルナテ島 (Ternate) に堡壘を築く許可を得た。また同時に彼等は丁子の獨占を許された。<sup>21)</sup> 次ぎの百年間マレー群島の歴史はモルツカ群島の周圍に、後にはむしろセレベスの周圍に集つたのである。

回教徒の勢力の増大とマヂアビト王國の衰退の結果として東部マレー群島に、即ちジロロ島 (Jilolo) バツトジャン群島 (Batu) テルナテ島 (Ternate) チドレ島 (Tidore) の小さな島々の間に争鬪戦が惹き起された。例の如く、東洋では政治的編緯は領土よりも人にあつたし、また各島の支配者はバンドラ島 (Banda) の如くずつと南の群島到る處に味方を持つてゐた。かくしてアンボイナ (Amboyna) に於いて四人の王に對してそれぞれに、また戦時に於いては常に相互に忠誠を誓つた四つの團體があつた。最初ジロロ島は最も強力であつたが、然し後にはテルナテ島やチドレ島が強力となつた。ヨーロッパ人が彼等の勢力を強化した時マヂアビトの海軍力は更に衰へ、土侯間の優越權はマカツサル (Macassar) やブーギ人 (Buginese) の手に渡つた。これらの王國間の争鬪はポルトガルとスペイン、オランダとイギリスとの間の衝突に大なる役割を演じた。然し十六世紀中にポルトガル人は彼等の壓制と壓迫とが土民をして、彼等に對立して團結するために奮起せしめるまでは、總てを勝手にやつてゐた。テルナテ島の支配者であつたその父が暗殺されたのに激怒した一天才指導者は、近隣の土侯と

同盟を結び、一五七五年堡壘にたてこもるポルトガル人を包圍し、テルナテ島にある彼等の陣地を攻め落し、また他所と同様にアンボイナでは「最も極はどい必死の状態で」<sup>22)</sup> 小さな戦が起つた。

ポルトガル人は災害に打ちのめされてゐたので、もし氣丈な一隊長がキリスト教徒を運命のまゝにまかせせる事を拒まなかつたならば、恐らくモルツカ群島を放棄してしまつた事でもあらう。彼等は一五八〇年フィリップ二世 (Philip II) がポルトガルの



モルツカ群島又は香料群島

王位に對する彼の宣言を履行した時に援助が意外の方面から來る迄、失ひつつある勢力を微かに支へてゐた。スペインの支持や、マラツカほど離れてゐないフィリッピンの新しい基地を得て、ポルトガル人とスペイン人との合同の守備隊はなほチドレ

島の堡壘において不安定な勢力を保ち、他の隊はアンボイナ島において確固たる勢力を保つ事が出來た。然しポルトガル人の勢力は破綻した。一六〇〇年頃には、一五〇〇年に於けるが如く熱帯極東地方は回教徒の手に落ちたかの様に思はれた。

ポルトガル人の影響はポルトガルの統治よりも永く續いた。アレキサンダー六世が一四九三年に、その時知ら





アンボイナ及びウリアツセル群島

れてゐた世界を「その金や、香料や、色々の貴重な物と共に」ポルトガルとスペインへ分割した時に、彼は、新領土の住民を改宗させる爲めにあらゆる努力を盡さねばならぬといふ條件及び「彼等にキリスト教の信仰や良き習慣を教へる」といふ條件を課した。ポルトガル人はこの義務を眞面目に引受けて、島民の改宗や、教育に熱心であつた。一五三七年にテルナテ島に學校を開き、一五五九年にはマラツカに教區を制定した。然し牧師ですらキリスト教の信仰を受けようとしぬ人々を根絶することは非常に困難であつた。キリスト教はポルトガルの勢力と共に衰へた。然しオランダ人がレイチモール (Leitmor) に到着した時ウリアツセル群島 (Uriaatcel) 南セラム (South Ceram) は主としてキリスト教徒であつたし、なほソロル島 (Solor) フローレス島 (Flores) 及びサル島 (Sate) には、教會や學校を持つたキリスト教徒がゐた。すつと後迄もポルトガル語はバタビア (Batavia) に於てさへも混合語を残してゐた。其處では十二人の牧師の内四人はポルトガル語で説教した。ジャワに於いて現在その主要な生産物となつてゐる玉蜀黍、タバコ、薩摩芋、ココアの如き農作物はポルトガル人やスペイン人のお蔭である。

ポルトガルの支配が絶頂に達してゐた時でさへ、回教徒はジャワに於いて前進しつゝあつた。マラツカと香料群島との間のポルトガル人の直接のルートは

ジャワを本道から取り残した。然し例の如く、アチン (Achin) やスンダ海峡 (Sunda Straits) を經由する第二のルートは、マラツカ海峡が交通止めとなつた時に重要となつた。この第二のルートは回教徒によつて開かれた。アチンに於いては彼等はマラツカに對する市場を培ひ、またジャワに於ける彼等の勢力を強化した。最初ポルトガル人が到來した時は回教徒は海岸に沿うて澤山在留してゐたが、然し此の島は強力な二つのヒンヅー教王國に分かれてゐた。一五二六年までバンタム (Bantam) には回教のサルタン (教王) がゐた。同じ時代頃に回教徒はマチアパヒト王國を征服した。ヒンヅー・ジャワの歴史を満してゐる如き、王朝の革命の連続は遂にこの國の東部及び中部を支配するマタラム王國 (Mataram) の勃興を招來した。同時に西部に於いてはバンタム王國 (Bantam) がなほその獨立を保つてゐた。かくしてオランダ人が到來するやジャワは再び二つの勢力、即ち大部分の土地を保有してゐた農業勢力と、西の方に於いてバンタムを占めてすつと狭い地域を持つてゐた商業勢力との二勢力に分けられてゐた。マタラム王國とバンタム王國との間の争鬪はオランダ人に彼等の足場を獲得する絶好の機會を與へた。

「参考書目」

- Bergema, W. B. *Eind-resume v. h. Onderzoek naar de Rechten v. d. Inlander op den Grond in Java en Madura.* (3 vols. 1876, 1880, 1896)
- (ベルフスマの「ジャワ及びマズラ島に於ける土民の土地權に關する最終結論」三冊、一八七六年、一八八〇、一八九六年出版)
- Danvers, F. C. *The Portuguese in India.* 2 vols. (1896)



- (キムンネルスの「蘭印に於けるポルトガル人」二冊)  
 Ferrand, G. L'Empire Sumatranais de Crivijaya. (1919)  
 (トキールランドの「マカリヤイシヤキのキヤアラ帝國」)  
 Furnivall, J. S. "The Early History of Malay Archipelago" (Journal of the Burma Research Society, 1934, p. 33-merely a summary of the works marked)  
 (トノーニヤツルの「フノー群島初期の歴史」—ヒルヤ調査會誌一九三四年、三三頁。)  
 Krom, Dr. N. J. Hindoe-Javansche Geschiedenis. (1931)  
 (タロト博士の「シヤマのフノー時代史」)  
 Nyassen, Dr. J. G. H. The Races of Java. (1929)  
 (ニヤツセン博士の「シヤラの人種」)  
 Rivet, P. Les Océaniens, Frazer Lecture. (1930)  
 (リヤフの「オセアニア人」フレーザー講演)  
 Whiteway, R. S. The Rise of Portuguese Power in India. (1899)  
 (ホイトウエイの「蘭印に於けるポルトガル人の勢力の勃興」)  
 「註」  
 1 ヲランダール大學の G. H. Luce (リウク) に依り傳へられた。  
 2 Q. van Vollenhoven (フンマン・フョーレンホーンマン) の「De Indonesier (インドネシア人)」、八頁。  
 3 Gonggrip (ガングリフ) の「Schets (スケッチ)」一〇頁。

- 4 同上、九頁。  
 5 Krom (タロト) の四四〇頁、註、然し Steiger (スタイクル) の一八六頁を見よ。  
 6 キムンネルスの「スケッチ」、五頁。  
 7 Angelino (アンリッソ) 一巻、一九一頁。  
 8 Dr. L. Koch (ロツホ博士) の「外國が蘭印から得たもの」一九三四年十月の Kol. Tijd. (植民時代)、一五頁。  
 9 Dr. J. H. Boeke (フマツキ博士) に依り引用された Q. van Vollenhoven (フンマン・フョーレンホーンマン) の「Dorpen Desa (村落)」五三頁。  
 10 ヲランダール、三巻、一三〇頁。  
 11 Soepomo (ソポモ) 一九頁。  
 12 Dr. L. Adam (アダム博士) の「Sidoarjo (シダワルジョ)」一巻、二頁。  
 13 ヲランダール、二巻、三〇六頁。  
 14 同上、三巻、一三一頁。  
 15 Dr. G. B. Adams (アダムス博士)、一四頁。  
 16 Soepomo (ソポモ) の八頁及び Stapel (スタール) の二五〇頁、及び Steyn Parve (ステイン・パールフ) の五四頁。  
 17 キムンネルスの「スケッチ」一八頁。  
 18 Colijn-Stibbe (コライン・ステイベ) に於ける G. Snouck Hurgronje (クヌック・ハルグロンジ) 著、一巻、二一〇頁。



- 19 F. C. Danvers (キンプヘルム) 一巻、一八一頁の註。
- 20 同上、一巻、二二六頁。
- 21 A. J. Beverhuis (ヴィフヘルム) A. H. C. Gieben (ギェン) 共著、八頁。
- 22 ダンプヘルム、二巻、一三頁。
- 23 ダンプヘルム所載 (The Bull of 4 May 1493) 一四九三年五月四日のローマ法王上諭附録第二卷四八三頁。
- 24 J. Stockdale (ストックダール) Dr. G. W. R. Drewes in Schrieke (シュリッヘ・イン・スクリッケ) の「Western Influence 「西洋の影響」」一三五頁、Colenbrander (コールマンランマン) の「Geschiedenis (沿革史)」二巻、二四二頁。

## 第二章 東印度會社 (一六〇〇年—一八〇〇年)

### 一、オランダ人の到來

次にマレー群島に於ける政治的經濟的勢力が回教徒の手に渡つたかの様に見えた時、成行はオランダ人の到來によつて一變した。オランダ人は決して東洋に來ることを望んでゐたのではない。彼等はフィリップ (Philip) の政策によつてそれを強いられたのである。一五八〇年フィリップがポルトガルの王位を繼承したのは反旗を翻したオランダ臣民に對してポルトガルの諸港を閉鎖するのに好都合だつた。これはつらい打撃だつた。何故といふに殆んど百年の間、オランダ商船隊は緋を積んで地中海に航海し、歸途は北部ヨーロッパの人々の爲めにポルトガルから香料や其の他の熱帯地方の産物を運び歸つたのであつて、此等の奢侈品はオランダ商人にとつて不可缺の生計手段となつてゐたからである。フィリップの命令やイギリス同盟國の抗議にも拘らずオランダ人は猶數年間貿易を續けたが「スペイン王による逮捕や種々なる堪へ難い虐政」を免れぬ事を知り、已むを得ず新しい港を探すに至つたのである。オランダ人は西方航路により、印度及び附近の諸島に到達せんとしたが、ドレーク (Drake)、フロビッシャー (Frobisher) 等々のイギリスの海賊が最も恐しいスペインの船乗以上に彼等に危害を加へた。オランダの子供達が今も學校で學んでゐるやうに彼等が無敵艦隊を撃滅した後ですら、南の海でスペインの勢力に挑戦するよりは凍れる北海の危険を選んだ。一聯の災害が、印度に至る北東航路發見の試みを蹉跌せ



しめるに及んで、始めてアムステルダムの一部の商人が南方航路の危険を冒すことを決心したのである。

危険は夥しく且つ恐しいものであつた。航海はまだ一個の科學になつてゐなかつた。空には東に西に航海する船舶を導くべき一定の點とてなく、また「隠れた岩々や流砂に満ちた」水路があつた。それ故ポルトガル人は、一五七九年インドに行つたエズイタ派 (Jesuit) の宣教師トマス・スチブンス (Thomas Stevens) が「彼等が書き留めなかつた空や海には、現れて合圖する鳥一羽もゐなかつた。」といつてゐるやうに、難澁を重ねて、漸く目的地に着いたのである。然しポルトガル人は此等の秘密を油断なく警戒した。正にその如く依然としてソコトラ島 (Soocotra) をインドと間違へ勝ちだつた。かゝる誤謬は重い報いを齎した。「長い航海と食料及び飲料水の缺乏の爲めに彼等は種々なる病氣に罹つた。齒齦は次等に膨れて腫れ上り、彼等は好んで齒齦を切取つた。また足は腫れ、身體中が痛んで手も足も動かさぬ程感覺を失つて來た、そして彼等は衰弱の餘り死亡した。下痢やおこりに罹つて死亡した者もゐた。」この航海で二十七人死んだ、「彼等以外の時に比較してこの損失をそれ程多いとは見てゐなかつた」。貿易の秘密はそれでも尙嚴重に守られてゐた。一五八四年フィッチ (Fitch) は貴重な情報として「丁子は多數の島々であるモルツカ群島から來る。ニクヅクとメイス (譯註ニクヅクの皮よりなる香料) とは共にバンダ (Banda) 群島に生じ、そこから來る。白檀はチモル (Timor) 島から來る。」と書いてゐる。

然し以前ゴア (Goa) の大主教を務めてゐたリンスホーナン (Linschoten) が記録 (Reysgeschrift) と旅行記 (Itinerario) とを持つて、今やヨーロッパに歸つてゐた。牧師ペーテル・フランシウス (Peter Plancius) はスペイン及び、ポルトガルの海圖を寫すのに成功した。リスボンに二年間居つたコールネリス・デ・ハウトマン (Cornelis de Houtman) は一五九四年ある任務の歸途、最新の情報を探り出すのに成功した。アムステルダムの

商人は資本金二十九萬フロリンで遠東會社 (compagnie van verre) を組織し、翌一五九五年三隻の船と一隻のヨットを以て東洋遠征の途にデ・ハウトマンを派遣した。彼はジャバに到達し、一五九七年歸國した。この冒險の成功せる、けれども實益のない成果は投機熱を招來した。五年と経たぬ内に十も會社が組織され、十四船隊、計六十五隻の船が巡遊され、その内五十四隻は無事に航海を終へて歸來した。

## 二、東印度會社の成立

これらの諸會社は單なる私的冒險事業ではなかつた。何となればオランダの印度貿易は國家及び市民の協力によつて支援されてゐたのであつて、これがオランダの印度貿易の強みでもあり弱みでもあつた。ブルグンド人 (Burgundian) の支配の下にあつては、國民議會 (The States-General) は一定の憲法もなく、めつたに開會もせず、権限は極めて制限されてゐて、決して一封建的會議以上のものではなかつた。封建諸侯は男爵の特權に對する反對物として市民の自治權を助勢した。かくて諸會社は唯に貿易上の競争者であつたのみならず、また市民の競争の手段でもあつた。間もなくある共同の規則と政策との必要が經驗によつて明らかになつた。環境が競争を許さなかつた。而して獨占が利益のみならずまた貿易の條件であつた。ヨーロッパは唯若干の商品、即ち香料、胡椒等を渴望した。而して香料群島 (譯註モルツカ群島の別名) はヨーロッパから實際には銃砲以外に何物も望んでゐなかつた。香料群島は又米と織物とを欲したが、それはヨーロッパからはなかつた。米は香料群島の主要なる必要品だつた、といふのは香料群島は人口稠密で、しかも僅かなサゴ椰子以外には如何なる食料も生育してゐなかつたからである。然し島民は始終マタラム王國 (Mataram) から米を得ることが出來た。ところがオラ



ンダ人は自分自身の食料の爲にですら唯地方官憲に託してのみ米を得る事が出来たのである。土民は貨幣を使用しなかつた。而してオランダ人はコロマンデル(Coromandel)海岸地方からの織物以外には有利な條件で提供し得るものとして何一つ持つてゐなかつた。織物の市場は限られてゐた。土民は自分が欲した織物を全部持つてゐた時は香料を賣りたいと思はず、栽培することも望まなかつた。その事たるや、恰も彼等は十ポンドの香料を一シリングで賣るであらうが、然しまた僅か一ポンドの香料を十シリングで賣りもしようといつたやうな有様であつた。かくて織物を運んだ船は屢々香料を購入する事が困難なることを知つた。購買上に何等かの共同政策なくしては貿易の確實性はあり得なかつた。

貿易が有利な爲には、販賣上にも或る共同政策があるべきは同様に缺くべからざることであつた。資本は乏しく、利益は徐々で且つ投機的であり、高利潤の見込みがなければ危険を冒す價值がなかつた。やはり船は數も少く、形も小さくて、船荷は極めて高價な物でもなければ費用を償ふに足りなかつた。然し高價な奢侈品に對する需要は彈力的であつて、もし大量の奢侈品が市場に出でんか、價格は急速に低落する故、反つて供給の制限が高價格を招來した。かうしてオランダ人は一五九九年ロンドン市場に於ける胡椒の價格を一ポンド、三シリングから六乃至八シリングに高めたのである。

結束は猶他の理由からも缺くべからざるものであつた。外國貿易に對する何等の機構もなく、領事の報告書もなければ、海軍省の海圖も水先案内人もなかつた。各船舶は未知の海を殆んど偶然に航海し、未見の海岸に沿つて摸索しつゝ進まねばならなかつた。かくも骨を折つて得た知識を共同資本に賺出する事によつてのみ急速なる進歩が可能であつた。かくの如くにして、ある共同政策は唯に商品の購入販賣のみならずまた貿易の管理に於い

ても必要であつた。結合は緊要であつた。そしてこれは獨占を意味した。

オランダ人は競争から解放されても供給を獨占せねばならなかつた。彼等の競争者は供給の獨占を一層必要たらしめた。オランダ人はマタラム王國、アチン地方(Achin)からのマホメット教徒、ポルトガル人並びにスペイン人に直面せねばならなかつた。一五九九年の胡椒の買占めは翌年イギリス東印度會社の組成を促した。一六〇一年フランス人のバンナム王國遠征は一六〇四年フランス東印度會社の組成を促した。これらの競争者はオランダ人の如く、貿易の獨占を確保せんことを期した。それ故貿易は競争を意味する。そして競争は獨占に新しい理由を與へた。何となれば武裝費は利益から支拂はるべきだつたからである。「諸君は競争なくして貿易を爲し得ず、貿易なくして競争を爲し得ぬ」と東洋に於けるオランダ帝國の建設者、タン(Jan Pieterszoon Coen)は言つた。オランダ人もその競争者も領土を欲してゐたのではなく、貿易地盤を欲し、且つこれが確保を欲してゐたのである。その従業者や代理人の間に紀律を強制し、土民統治者と協定を締結し、且つ強力な手段で外國の競争者を驅逐するに足る十分な権力をもつ中央官憲があるべきであつた。もしポルトガル及びスペインとの貿易の如く、貿易が國王によつて管理せられるのでなければ、貿易關係者全部が國家の特許狀により最高權限を附與せられた一會社に結合する事が成功の根本條件であつた。

合併に對して唯一つ論議があつた、協力に對するオランダ人の外見上ちよつと克服し難いやうな僻見、乃至他のオランダ人との折合、これである。競争と各個獨立主義との長い因襲が各地方並びに諸都市を分離してゐて、ウイリアム沈黙王(William the Silent)の手續と根氣を以てしても、獨立諸州間の同盟の義務を企圖するに過ぎぬユトレヒト同盟條約に於いてスペインの勢力に對抗して辛じて北部七州を結合し得たのに過ぎなかつた。北



部七州の結合はこの上一五七九年以前に逆戻りすることはなかつた。偉大なる政治家オルデンバルネフェルト (Oldenbarneveld) は自ら諸會社の合併に着手するに當り、彼の少年時代にはまだなかつた國家の公共の福祉の爲め、競争し合つてゐる諸地方並びに諸都市の相互疑惑を和らげねばならなかつた。彼は聯合會社の組成に署名した人々に、若干の暫定的制限に従はしめて東洋貿易の獨占權を與へたが、これが一六〇二年彼が共同特許狀を與へた六個の分室に全利害關係者を集める事に着手した最初であつた。左の表は各分室によつて登録された資本

オランダ東印度會社の資本金

(單位—ギルダー)

分 室	拂 込 金
アムステルダム	3,674,915.0
ゼーランド	1,300,405.4
デルフト	469,400.0
ロッテルダム	173,000.0
ホルン	266,868.0
エンクハイゼン	540,000.0
	6,424,588.4
國民議會の 附加配當	25,000.0
	f. 6,449,588.4

(K. de Reus. P. 175に據る)

額を示すものである。而してこの資本金は、特許狀を承認する國民議會に對する二萬五千フロリンの配當と共に、オランダ東印度會社の最初の資本を構成したものである。かくて、一六〇二年の特許狀は商人の協同事業に對して國家が或る特權を許與する上の條件の記載書であるのみならず、またそれは第一に、商人團體が共同特權を得る見地から結合に同意した條件を記した自治的商人團體の契約書でもあつた。

理論的にいへば、この特許狀はヨーロッパに一管理部を構成した。「屢々必要なる限り開會される十七人よりなる分室集會乃至諮問會がこれである。普通に十七人會議 (the Heeren XVII) と云ふ名で知られてゐるこの影のやうな團體は、名目上相異なる三個の權力、即ち國民議會、各分室及び株主に對して責任を有してゐた。

然し最初は各分室が別々に行動してゐて、所謂聯合會社は「單一協同事業よりは寧ろ或る特殊目的の爲めに同盟せる六自治團體の聯合組合」といふに近かつた。それから近々數年間に、國民議會並びに十七人會議に漠然と服従し、究極的には唯株主に對してのみ責任を有するが如き競争せる分室を、極めて世襲的な官僚政治の下に於ける單一組織に變更した過程が始まるのである。而してこの組織は國民議會、會社當局 (理事)、株主等のやうに獨立してゐて、アドフォカート (Advokaat) 即ちアムステルダム分室の社員が司會する常設小委員會を通じて活動したのである。當初東印度には何等の一般的統治機關もなかつたが、一六〇九年總督と評議委員が任命された。次いで貿易關係のものを除いて取締權が漸次に本國政府から總督に移された。殆んどその當初から國民議會は東印度會社に對して如何なる權限も行使せず屢々長期の特許狀の更新を時折形式的に取扱つてゐた。一七四九年市民的官僚政治に對する民衆の怨嗟の聲の結果、最高行政委員として大統領 (Stadhouder) が任命されたが、これはその後間もなく彼の死によつてうやむやになつた。かくの如くにして、バース (Baasch) が注意してゐるやうに、オランダ東印度會社は最初から國家内の一國家であつて、イギリス東印度會社が議會から獨立してゐるより遙かに國民議會から獨立してゐた。

### 三、オランダの覇權の確立

東印度會社は領土を望んだのではなくて、會社一個のみの貿易地盤として香料群島 (モルッカ群島) の確保を望んだのである。バング群島並びにモルツカ群島 (the Moluccas) は我々がねらつた主要なものである」と會社の當局者は書いてゐる。かゝる結果は不可避的に領土の擴張となる。香料群島との貿易を確保せんが爲めに、東印



度會社はジャワに根據地を確立せねばならなかつた。この根據地を確立せんが爲めには隣接地域を併合し統治せねばならなかつた。而してその主權が認められる緩衝國の建設と獨立國の從屬的地位への引下げとが自然にこれに伴つた。かくて、東印度會社はマーチャント・アドベンチャラー (Merchant adventurers) の組合として出發し、その貿易は土民支配者の好意に依存してゐたけれども、漸次に豪商となり、マレー群島の最高政治的勢力となり、その収入は主として貢納に依存するやうになつた。

然しながら數年間東印度會社は陸上よりも海上に精通してゐた。その活動はその商標たる一隻の帆船とその標語たる「それ故に海を鋤け」とによつて端的に象徴されてゐた。この間會社の主だつた社員、即ち所謂「旅行する知事」は一定の住居も構へず、マレー群島から競争者を清掃するのに大童だつた。最初のオランダ船隊の到來以前にポルトガル人の勢力は衰へてゐた。オランダ人は一六〇四年迄に早くも何人も會つて敢へて前進せず、若しくは危険を冒さなかつた如き支配權を得たのである。一六〇五年オランダ人はアンボイナ (Amboyna) からポルトガル人を驅逐して、最初の居留地を得た。然しながらポルトガル人は依然としてマラッカ (Malacca) を保持してをり、またフィリツピンのスペイン人はチドレ島 (Tidore) に前哨を持つてゐた。彼等はもはや攻勢的ではなかつたが、無謀に彼等を妨害するのは賢明ではなかつた。事實マラッカ海峡に閉め込められたポルトガル人を迫害する必要もなかつた。然しマニラにゐるスペイン總督はオランダ人の衛戍地を急襲する機會を狙つてゐた。一六〇九年スペインと締結した休戦條約にも拘らず、敵對行爲が續いた、といふのはスペイン總督が全然條約を聞知せずとつばねたからである。そのためオランダ人は地盤を得たが何等の前進もなしなかつた。一六一三年チドレ島にあるスペイン人の堡壘を攻撃したが撃退された。一六一六年オランダ人はマニラ灣で損害を蒙

り、翌一六一七年再度攻撃したがこれ亦不成功に終つた。如何なる競争者も、スペイン人やポルトガル人が持つてゐるやうな要塞なくしては、彼等を驅逐する術がなかつた。オランダ人は這般の事情を知り、一六〇九年東印度會社の當局者は彼等の初代の總裁 (Governor-general) としてボート (Both) を任命するに當つて、「我々の全



東印度航海にとり艦隊集合地として役立つ便利な地點と、我々の満足の爲に、一堡壘」<sup>カ</sup>とを獲得するやう彼に訓令した。未だ以て領土に言及してゐなかつたが、ボートが宣教師、手織人、並びに三十六人の婦人を連れて出發した時には、その意圖は明らかにゴアのやうな植民地を發見する事にあつた。

どんな艦隊集合地でも東方海洋に通ずる側門、スンダ海峡を支配しなかつたならば便利たり得なかつた。その疑もない位置はバンタム (Bantam) であつて、マラツカを經由して來なかつた總ての船にとつて、マレー群島内の最初の寄航地であつた。而してオランダ人もイギリス人もフランス人も皆、東印度會社の設立以前はこの地に商館を開いたのである。一六〇八年回教太守 (Moslem Governor) が謀殺された。彼の繼承者は漁夫の利を獲んものと各國民を互ひに反目せしめようとした。攻撃するには彼の勢力が強すぎたので、オランダ人は隣接地區たるジャカトラ (Jakarta) に移つた。(譯註) ジャカトラは現在のジャワのバタビヤの古名である。) そこには謀殺された太守の部下たる代官 (Regent) が居り、しきりに獨立を畫策してゐた。然し、代官はオランダ人がバンタムから撤去しなへすれば反つて堡壘の築造を許可したことであらう。オランダ人は全然一箇所に依存することを望まず、バンタムと



ジャカトラとの二箇所に足場を維持しようとした。交渉は長引いた。そして一六一四年イギリス人が彼等についてジャカトラに來た。かくてオランダ人とイギリス人との間の事柄が主要問題となる。十七世紀の初期以來、イギリス人は勢力こそ劣弱であつたが、マレー群島を廻つてまるで蛇のやうにオランダ人の後を追跡して來た。一六〇二年ランカスター (Lancaster) はバンタムに商館を設置し、一六〇四年ミドルトン (Middleton) はアンボイナ並びにバンダと關係を結び一六〇九年イギリス人はボルネオのスカダナ (Sukadana) でオランダ人の商館の傍に商館を構へた。一六〇九年より一〇年にかけて彼等はまだ堡壘のないオランダ人の新居留地の攻撃に當つてバンダ島の住民を使喚したり、マカツサル (Macassar) やオランダ人の勢力地域たるアンボイナ島でも紛争を起した。然しながらジャカトラの衛戍地の存在は勢力の直接試練に對する公然たる挑戦であつた。この衛戍地の意義は同時にスマトラの諸屯營の設置によつて強調された。即ちスマトラには北岸に沿ふチク (Tiku) とヤンビ (Jambi) のみならず、またバンタム、西洋間の交通路上の死活的地點たるアチン (Achih) に屯營が設けられた。當時バンタム及びジャカトラにゐる東印度會社理事にして、東洋に於けるオランダ帝國の建設者として尊敬せられてゐるクン (Coen) はこの挑戦に應じ、本國の當局者に對して先きに引用した手紙の中で戰爭準備の必要を警告した。マレー群島の支配者となるのはオランダ人か、將又イギリス人か、次の十年間がこれを決定したのである。然しながらこの決定を促したのはフランス人であつた。一六〇四年に設立されたフランス東印度會社は一六一五年改組されて二隻の船を送り出すまでは何一つ仕事をしなかつた。一六一七年に到着した別のフランス商船隊はクンがイギリス人の面前にも拘らずジャカトラをその本營にすることに決めた程バンタム王國の太守から好意的取扱ひを受け、代官の許可も受けずジャカトラに堡壘を築造し始めた。これを見たイギリス人は代官の贊成を

得て自己の居留地を堡壘を以て固めた。そこで、クンは自己の陣地を攻撃する企てがあることを聞くや、先手を打つてイギリス人の要塞を破壊した。この時迄イギリス人はスペイン人と公然貿易してゐた。そして一六一七年プル・ルン島 (Pulu Run) の衛戍地を脅した二隻のオランダ船を驅逐した。クンは一六一八年全イギリス船に對してバンダ、アンボイナ、モルツカの諸群島を閉鎖するといふ宣言を發してこれに報いた。オランダ本國の當局者はイギリスとの開戦の結果を懸念してゐたけれども、總裁に任命されたがまだ就任しなかつたクンは、今に至るも猶、彼の國民を感奮興起せしめる一書を彼等に送つた (一六一八年九月二十九日)。「絶望するな」、とクンは云つた、「諸君の敵に心配するな……東印度には何か偉大なことが成し遂げられるのだ。そしてそれは年々豊富な利益を生む事が出来るのだ。」

程なくクンは自己の大膽な言葉も、行動では後退させねばならなかつた。その年も暮れぬ内、バンタムから歸來したイギリスの二艦隊、計十五隻は一隻のオランダ船を拿捕して、マレー群島よりオランダ人を驅逐せんと誇つた。クンは僅か七隻の船と出來掛けの堡壘とを以て、ジャカトラで彼等に對抗せねばならなかつた。然し彼はイギリス人の最初の攻撃を阻止した。ついで彼は代官、イギリス居留民、イギリス艦隊の結合兵力に對し堡壘を防禦するため守備兵を残して、モルツカ群島から軍を集めるために出帆した。この堡壘の司令官は代官を買収したが、イギリス人は再び買収し返した。そしてバンタム王國の太守が調停した時には、將にこの堡壘を攻撃せんとするところだつた。太守は殆んどイギリス人を好まなかつたが、同様にオランダ人も好まなかつた。然し猶一層彼はジャカトラにゐる勢力あり獨立せる代官の強力となることを好まなかつた。もしイギリス人がジャカトラを併合せんか、バンタムにあるイギリス人居留地を焼かねばならぬと脅した。これらの談判がクンにその軍勢を



集める餘裕を許與した。一六一九年五月、十六隻の船と一隻のヨットを率ゐてクンが歸つて來ると、イギリス艦隊はバンタムの屯營を防衛するために急遽引返してしまひ、ジャカトラにオランダ人の支配を押し付けるのはクンの自由になつた。クンの報告は勝利の讃歌であつた。この闘争で我々はバンタムの人間をジャカトラから驅逐した。我々はジャワといふ土地に足場と主權とを得た。彼等の罪惡は正に罰せられたのだ。この勝利と高慢且優勢なイギリス人の逃亡とは全東印度の大評判となるのであらう。オランダ國民の名譽と名聲とは益々高まることであらう。今や誰も彼も我々の友となることを冀ふことであらう。待望久しき根據地、寄航地は今や我々の前にある。東印度に於ける最も豊饒な土地と最も豊富な海とはもう諸君のものなのだ。私は皇帝が企てられたやうな、堂々たる堡壘と都市とを建設する爲めに必要な人數と物資とを至急送られん事を陛下に御願ひするものである。」

彼はその勇氣と精力とによつて居留地の幸福を確保し、東洋に於けるオランダ人の支配の基礎を造つた。クンはこの勝利を更に追求した。先づ四隻のイギリス艦隊をチク (Tiku) にある彼等の居留地の沖で撃滅し、翌年、彼等が依然マカツサルと貿易してゐた足場たるバンダ群島内のプル・ルン島並びに其他の島嶼からイギリス人を驅逐した。然しヨーロッパではクンの上司達がイギリスの武力を顧慮してゐた。一六一九年七月に締結された條約により、イギリス人は貿易に携はることを許された。各當事國とも自國の堡壘を維持するのが目的であつたがポルトガル及びスペインに對抗する爲めに聯合せねばならず、ついで堡壘の建設に携はらねばならなかつた。クンはこの條約の締結を聞き、一六二〇年五月、一書を送り、「イギリス人はオランダ皇帝陛下に感謝すべきである。何故ならば彼等が東印度から逃げ出さうとした時、皇帝が引き留めて呉れたからである。」と認めた。この條約によつてイギリス人はバタビア (Batavia) に商館を建てた。バタビアといふ名はクンがジャカトラに與

へた名である。然し如何なる條約と雖も彼等をオランダ人と同水準に置くことは出来なかつた。イギリス東印度會社の資本金は三萬ポンドをいくらか出ぬのに反して、オランダ東印度會社の資本金は五十萬ポンドであつた。一六〇二年乃至一六一〇年の間にイギリス東印度會社は十七隻の船を派遣したが、オランダ東印度會社は六十隻の船を派遣した。この不均衡は繼續した。そしてクンの全盛時にはイギリス艦隊の二十八隻の船と一隻のヨットに對して八十三隻の船を保有してゐた。一六二一年彼はイギリス人を誘つて、モルツカ群島に於ける彼等の合同的獨占を斷然確保するため遠征に乗出した。しかし彼はイギリス人が回送しうる船をもたず、従つてオランダ人が單獨に渡航しうることを知つてゐた。彼はイギリス人に左袒した土民を全て殺戮する事によつて土民の眞の支配者たる事を示しつゝバンダ群島を却掠した。そしてアンボイナに於いて新しい處置を企畫した。

こゝに於いて、増し行く緊張は遂に一悲劇となつて表面化した。即ち三百年後の今日猶イギリスの歴史家が、「アンボイナの虐殺」と稱し、オランダの歴史家はアンボイナに於ける「虐殺」(Massacre)と稱してゐる悲劇がそれである。オランダの勢力下にあるアンボイナの要塞内で、五のイギリス商館がオランダ人の支配の下に事業を營んでゐた。一六二二年か一六二三年かの二月早々、一人の日本人傭兵の舉動がオランダ人の總裁の疑心ある刺戟した。拷問の苦痛に堪へず、彼はイギリス人と日本人との間に奴隷の援助を得て堡壘を奪取する陰謀のある事を自白した。他の日本人も亦同様拷問を受けて自白した。オランダ人の見解によれば、イギリス人も同様の白状をした。そして勇氣が無かつたのか正直だつたのか、イギリス人の中の一人、コリンズといふ名の男は拷問も受けずに自白した。十人のイギリス人と九人の日本人及び奴隷の頭目が三月九日死刑の宣告を受け、即日死刑を執行された。然しコリンズ (Collins) ともう一人ビューモント (Beaumont) の二人はバタビヤに送られた。此處



で彼の一味よりはすつと智慧があつたらしいコリンスはイギリス人の下に逃げ、ビュームントは、「枷も拷問もなく」オランダ政廳にすつかり白状した後、イギリス商館の館長に引渡された。この「最も殺伐且陰險な醜惡事」はイギリスに一大衝動を與へた。イギリスに於いてはこの拷問は當時各種の印刷物に「キビ／＼と、大いに、そして輪に輪をかけて發表された。調査は損害賠償を要求せよといふ見解だつた。審問された證人の中にはアンボイナのオランダ商館のイギリス人執事フォーブス (Forbes) がゐた。彼は首魁タワソン (Tawerson) を始め其他の者達の自白を書留める爲めに召喚された男である。彼の報告によれば、イギリス人は「彼等が課せられた水責めや腋下、膝關節、足の裏へ燃えてゐる蠟燭をあてる等の極端な拷問にも拘らず」白状しなかつた。オランダ人は「かうした極端な拷問方法が奏效しなかつたので、イギリス人はその身邊に何か隠れた魔法を持つてゐるのだと想像し、それ故彼等の身體を極めて嚴密に探索し始めた。彼等の頭髮、髭、そして陰部の毛に至るまで剃つたのである」。また同じくこの自白を書く爲めに召喚されたあるウエールス系のイギリス人は、オランダ人は自分達の死後若干の言葉を入させた、と屢々フォーブスに語つた。フォーブスはこの陰謀を「企てることは全然不可能であり、信じられぬこと」であると斷言した。そして當時のイギリスの裁判の評決は、これら被害者等は有罪でなく、その訴訟手續は「不公正にして呪ふべきもの」である、といふのであつた。然しながらフォーブスが其後三年間もオランダ人に使はれてゐた事は注目に値する。オランダの歴史家達は、裁判と判決とを不當に急いだといふ訴訟手續の缺陷を除外しては、人々はオランダの法律の下に公正に裁判したと主張してゐる。たとへタワソン始め他の者達は彼等の自白が當然拷問に値すると述べた文書を殘すことを命ぜられた、と論じようとも、彼等の自白取消の眞疑の程は問題であり、且又彼等がビュームントの拷問によらぬ自白に對して何の程度のも

重要さを有するかも問題として残るのである。「とはいへイギリス人は今猶これを「虐殺」と見てゐる。」然しながらイギリスの貿易商人は最早オランダ人の支配下にあつては安全を感じ得なかつた事は確かである。彼等は急遽その居留地を放棄し、ラグンチー (Lagundi) に避難所を求めた。オランダ人はかくて最も危険な競争者を驅逐してすつかり厄介拂ひしてしまつた。一六二八年ラグンチーの熱病がイギリス人をバンタムまで撃退した時、イギリス人は失他を再び回復し得なかつた。フランス人も亦オランダの勢力に對して何等重大な挑戦を爲さなかつた。フランス人はバンタムに小さな商館を維持し、スマトラ、セレベス及び日本と僅かな貿易を續けてゐた。最後に一六八二年、オランダの勢力がバンタムに及ぶやうになり、イギリス人もフランス人もバンタムを放棄するに至つた。

#### 四、領土の擴張

ジャワにその根據地を獲得しイギリス人の挑戦を遮ることによつて、オランダ人はマレー群島の支配者となつた。必要が彼等を強制して不精々々すこしづゝ支配權を統治權に變へさせた。こゝで充分にその主要な段階を注意せねばならぬ。香料群島は依然として彼等の目標の中心であつた。然し香料群島を確保する爲めには海を閉鎖することが必要だつた。クン以後の最初の名将、ファン・デイメン (Van Diemen) はこのことに氣付き、一六四〇年セイロン島を征服してマラツカを孤立させた。翌年マラツカはオランダ人の手に歸し、かくて彼等は主要な峽門を握つたのである。バンダ群島は一六二一年既にクンの遠征によつて平定されてゐた。この時逃れ得なかつた住民は全部斬殺されたか、または奴隸に身を落したのであつた。而して彼等の土地は、その全産物を東印度



會社に供給する條件の下に、東印度會社の従業員や他の者に「莊園」(Plantage)として分配された。何處に於いても生産は一般に**ホンギ襲撃**(hongiri raids)といふ名で知られてゐる。「檢察旅行」によつて管理されてゐた。これは武装せる艦隊の襲撃であつて、オランダ人の要求を超過する生産物を破壊する海上掠奪の一形式であつた。「破壊と抵抗と復讐とはモルツカ群島の單調な物語であつた。」かくて最後に一六四七年、丁子の完全なる統制を確保したアンボイナを併呑するに至つた。これがジャワ外部への領土擴張の限界であつた。けれども一六五〇年テルナテ島の人々がオランダ人を虐殺した結果、一六五七年に次今丁子の耕作はアンボイナ及びウリアツセルス群島(the Uiasers)に、ニクヅクの耕作はバンダ群島に制限するといふ支配者との協定を見るに至つた。即ちこの虐殺は東印度會社支配下の島々に對し香料の耕作を制限したのである。然しテルナテ島(Ternate)の支配者にとつてはこの協定を作る事よりも強行する事が遙かに困難だつた。といふのは、一六四〇年以來彼の勢力が落ち目になつたのに比例して、マカツサルMacassarの勢力が増大しつゝあつたからである。テルナテ島がオランダに依存するやうになつた事は必然マカツサルとの戦鬪に迄及んだ。この戦鬪は長引いたが、遂に一六六七年に結ばれ、一六六九年に有效になつたボンガヤ約定(Bongaya)によつてマカツサルの支配者がオランダ人に都市の占據を許し、生産物は絶対にオランダ人以外の者に賣らぬ事に同意し、製造品及び支那商品の輸入の獨占權をオランダ人に許與するに至つた。この間一六六三年、スペイン人はモルツカ群島から退却した。然し賊團の掠奪が陸上勢力の鎮壓に隨伴したのと丁度同様に、海上勢力の覆滅は海上掠奪を招來した。この海上掠奪はマラツカの占領がアチンの破壊を生じ、更にマカツサルの衰亡を生むに及んで、疫病のやうに突發した。それでオランダ人は便利な中心地、とりわけテルナテ島、マカツサル、ボルネオのバニエルマーション(Banjermasin)、スマトラのパレン

バン(Palembang)に堡壘を以て固めた屯營を配置することの必要なるを知つた。パダン(Padang)も亦胡椒の供給を確保する見地から占領された。然しながらバンダ群島とアンボイナ以外には何處に於いてもオランダ人は商館の敷地以上のものは持たなかつた、せいぜい町とその近隣を持つに過ぎなかつた。唯ジャワに於いては彼等はその保有領土を擴張した。

ジャカトラの征服はオランダ人に北の海から南の海迄バンタムとチェリボン(Cheribon)との間の一片の土地を與へた。一六二五年、マタラム王國の太守がマヅラ島とスラバヤを奪取して自らスフナン(Susuhunan)と稱するに及び、オランダ人の地位は危險に瀕した。オランダ人が、かれこれ二十年間よくその地位を保つ事を得たのは、一にバンタム王國とマタラム王國とを反目せしめたことによるのである。然しマラツカの征服はジャワにまだ残存してゐたやうな土民貿易にとつて致命的打撃であつて、大いに土侯の勢力を弱めた。土侯は一六四五年—四六年以降バンタム王國からもマタラム王國からもとりたてて重大な紛争を齎らさなかつたが、特に一六六九年以降、マカツサルから土侯を追放したことが彼等の不満を買ふに及んで紛争が起つた。その紛争といふのはバンタム王國とマタラム王國とが互ひにチェリボンと、東ブリアンガン地方(Priangan)とに對する權力を要求したことである。またクラワン(Krawang)は無人の地で、破れかぶれの人間共の避難所だつた。マカツサルの人々がバンタム王國で紛争を捲起した時、オランダ人は充分これを調停したが、一六七八年マタラム王國を處理した後はバンタム王國に對し嚴たる態度に出たので、一六八〇年同教太守は宣戰を布告した。太守の目論見は忽ちの中に破碎された。そして一六八二年に締結され、一六八四年に補足された協定によつて、彼はオランダ人以外の總ての外國貿易商人を驅逐することに同意し、明らかにチェリボンとブリアンガン地方とに對する權



利を放棄し、且又オランダ人が胡椒と製造品輸入との獨占權を享有する限り一文も支拂ふ必要なしといふ條件で戦費の負擔を引受けた。かくてオランダ人はバンタム王國の完全な支配權を握るに至つた。遙かに下つて一七五二年の紛争後、回教太守が正式にオランダ人の主權を承認した時は、その變化は唯名目的なものに過ぎなかつた。

マタラム王國に於いては進歩は一層遅々たるものであつた。マタラム王國はバンタム王國よりも大きく且つ強力であつたのみか、反つてバンタム王國は商業上の敵だつたのでオランダ人は食料を殆んどマタラム王國に仰いでゐた。一六四六年、新たな回教太守は彼の宗主權の承認の返禮として、ジャワ人の船を香料群島から驅逐し、オランダ人の認可を得て行ふにしても唯マラツカに航海し得るのみである事に同意した。其後一六七五年に至る迄平和が続いた。マカツサルからの亡命者の助力を得て王位を覬覦する者が現れ、回教太守を王位から引きずり下しさうになつた時、オランダ人は援助に向つたが、それは一部分はオランダ人の食料の供給が脅かされた爲めでもあつた。一六七七年回教太守はオランダ人の救援の返禮として、オランダ以外の諸國民に對しマタラム王國の諸港を閉鎖し、下つて一六七八年の紛争後、クラワン並びにその前年バンタム王國に反對してオランダ人の保護を求めてゐた東プリアンガン地方の一部をオランダ人に割讓した。且又彼はセマランを彼等に讓渡し、戦費の擔保としてジャワの北岸に沿ふ其他の港を全部オランダ人の抵當に入れ、また阿片並びにインド及びベルシャの製造品の輸入獨占權をオランダ人に與へた。次いで一七〇五年第一回マタラム王位繼承戦争の結果、一六八三年以來オランダの主權が認められてゐたプリアンガン地方の殘餘部分並びに東マヅラの割讓、並びにチェリボンに對する全要求の讓渡を見るに至つた。一七三三年回教太守は餘りにも專横を極める首席大臣を排斥する爲めにオランダ人の助力を求め、その代り米の貢納を契約し、プリアンガン地方からのコーヒ一の供給がもう全市場を充

足するに至つたので、彼の臣下のコーヒ一栽培を禁止した。一七四三年の新たな紛争の結果、マヅラ島の殘餘部分分はオランダの主權の下に移讓され、便利な港を持つスラバヤの代官管轄區と價値あるチーク材を出すレンバン(Rembang)及びヤバラ(Japara)の代官管轄區、バサルアン及びベズキを含む南西端のオーストック(Oosthoek)地方、海岸や諸河川に沿ふ幅六百ロッド(rooden)の地帯等がオランダの主權の下に移讓されるに至つた。オランダの支配は一七七四年に至る迄オーストック(Oosthoek)地方には及ばなかつた。一方、一七五五年スラカルタ(Surakarta)のヌスフナンとヨグジャカルタ(Jogjakarta)の回教太守との間のマタラム分割に際し、この兩新支配者は共にオランダ人を大君主(Overlord)と認めた。東印度會社の下にあつてはこれ以上領土の擴張は見られなかつた。

## 五、組 織

上述の説明から次のやうなことが注目されるであらう。即ち、外領の諸島嶼に於けると同様ジャワに於いても、東印度會社は就中貿易の特權を狙つたのだといふ事、これである。東印度會社は貿易の統制の爲め、盡々とその支配を先づ港に、次いで狭い範圍の海岸線に擴げたのである。香料の貿易が漸次重要性を失ふに至つた十八世紀の中葉に至つて始めて、ジャワから生産物を獲得するに必要な限り、統治權なる特權を握るに至つたのである。これが東印度會社の統治權の概念である。東印度會社は決してその居留地及び商館の限度を越えて統治權を行ふの負擔に應じなかつた。「その北極星は利益であり、その天然磁石は貪欲である。」<sup>10)</sup>(譯註)その目標は利益であり、その指標は貪欲である、の意)一六二〇年、第一回バタビア法令によつて、クンは南方の海に至る迄全ジャカトラに



對し一名の執政者 (balin) を任命した。けれども當時は勿論其後長らくバタビアから一時間の距離にある内地は依然密林であつて、悪い輩の避難所であつた。地方を開拓する爲めに廣大な所有地が私人に與へられ、乃至後年に至つては賣却された。尤もこの讓與には住民に對する準統治權がついてゐた。バタビアの周囲の地域はオンメンタム (Ommelanden) と稱し、土民理事官 (Regents) を通じて統治されるのではなく、直接にオランダの治下にあつた。プリアンガン地方は土民理事官に譲り渡されたが、彼等は東印度會社の従業員であり、實際は微かな封建領主であつた。テハール (Tegal) からベズキ (Besuki) に至る海岸地區の土民理事官も、曾つてマタラム王國の臣下であつたのと同様に、東印度會社の臣下であつた。バンタム、チエリボン、マヅラ等の回教太守は擬制的獨立を僅かに誇る事が出来た。スラカルタ、ジョグジャカルタの土侯は獨立してゐたが、東印度會社に對して從屬的聯合をなしてゐた。かくの如くにして、我々はここにバタビアの四周の直接統治より土侯國の宗主權に至る迄統御の等級を見る事が出来るが、行政の通常の單位は土民理事州 (Regency) であつた。

土民理事官は東印度會社の地方代理者の全命令に服従せねばならなかつた。尤も命令といつても若干の例外はあるが、商業上の事柄で、特に木材、棉花、印度藍、コーヒー等の如き生産物の發送に關するものであつた。一七〇六年以降東印度會社は土民理事官の屬官任命權を留保し、それ以後土民理事官所屬の主たる地方官の一、即ちバイテン・ベパツチ (Buiten bepatst) となるにはオランダ人の指名者でなければならぬ事が慣例となつた。かくて一七五〇年あたりから漸次プリアンガン地方の土民理事官の裁判上の權限並びに其他の權限を侵害する傾向が生じて來た。然しながら通常の供給に關するオランダ人の要求に應じてゐる限り、土民理事官は思ひ通りに人民を支配する事を許され、もしその專横振りの爲めに不穩の氣配が見えるならば會社の支援を得て嚴しく人民を取締ることが出来た。

この準封建的貴族は東印度會社のヨーロッパ従業員の監督の下に會社の所有財産を管理した。百五十年間、東印度會社の支配の四分の三に對してバタビアの政廳がその上に立つてゐた。但しそれは領土に關してではなく、交趾支那を通じて日本並びにマレー群島から、インド大陸、ケープタウンに至る迄廣く散在する一聯の建物、商館、堡壘等に關しての事である。而してたとへばファン・インホッフ (Van Imhoff 一七四三年—一五〇年) の時代より名義上地域主義政策が重商主義政策に取つて代つたとしても、東印度會社は依然として東洋一帯の土民から、散在せる衛戍地の司令者としてか、土侯の上に位する大君主としてか見られてゐた。總裁の下にある東印度會社のヨーロッパ人従業員は總て、如何なる職務に携はらうと、彼等の身分に従つて商業使用人に列せられた。さうした使用人とは大商人、商人、小商人、簿記係及びその助手等であつた。最高蘭印政廳は總裁並びに若干名の種々なる蘭領東印度評議會 (Raden van Indie) 議員より成り、これら議員の中には、地方代行者の上に立ち總裁の次位にある貿易總監 (Director-General of Trade) を含む。バタビアの外に九の支社があつた。即ち一六一七年以後のテルナテ、コロマンデル、アンボイナ及びバンダ、ついで征服されたセイロン、マラツカ及びマカッサル、一六五二年居留地設置後の希望峰、並びにジャワの北東海岸地方、等これである。この中最後のもの、即ちジャワの北東海岸州支社は一七四三年及び一七四六年に擴充され、遙かに重要なものになつた。衛戍地に於いては東印度會社は何等領土を所有せず、衛戍地の首長官は理事 (Director) (初期の支社長 President) か司令者 (Commandant) か、或ひは又オツヘルホフト (Oppehoofd) かであつた。然し土侯領の代行者や、土民支配者乃至土民理事官と直接關係する其他の社員等は駐劄員 (Residents) と稱されるやうになつた。



土民に關する之等の社員の職能は大部分純然たる商業上の事柄であつたが、ヨーロッパ人に關しては何處に於いても理事が問題のある限り東印度會社の従業員並びに其他のヨーロッパ人に對する刑事及び民事裁判權を持つてゐた。かくの如く初期の時代から、ヨーロッパ人に對する法廷と、土民に對する土民裁判所との一種の二重政治制度が行はれてゐた。尤も以下説明する通り、この一般的規定には若干の例外があつた。バタビアには裁判官席のある裁判所があり、時として最高裁判所と稱された。これは東印度會社の従業員に對する裁判權を有し、且又下級裁判所の判決を改めることが出來た。バタビアには猶又陪審法廷 (Schepenen) があり、(東印度會社の従業員以外の) ヨーロッパ人に對する裁判權、並びにバタビア及びある範圍まで隣接地域に住む土民と支那人とに對する裁判權を持つてゐた。バタビア以外では地方駐劄社員が東印度會社の従業員よりなる陪審員の援助を得て裁判事件を處理した。此等の裁判所は、バタビア條令 (一六四二年) や新バタビア條令 (一七六〇年頃) にも含まれてゐたやうな若干の地方的修正を補足したオランダの法律を執行してゐた。猶、東印度會社の従業員に關する訴訟手續は本來海軍條令乃至戒嚴令に基礎を置く簡易法規によつて規制されてゐた。

東印度會社が土民生活に干渉せぬといふ一般的规定には若干の例外があつた。極めて早くから、ヨーロッパ人理事の下にあるアンボイナの裁判所は土民の訴訟事件を受理してゐた。これが最初の土民裁判所、即ちランドラート (Randraad) である。一七四六年ジャワ北東海岸州支社の擴張後、その支社長は土民理事官の陪審員の援助を得て重要な訴訟事件を處理したが、その訴訟事件の重要なものは東印度會社の利害に關係のあるものであつた。チェリボンにも駐劄員の下に同様の法廷があつた。バタビアのオンメランデン (直轄地) とブレアングル地方とには土民を取扱ふ爲めに特に任命された社員、即ち土民民事委員がゐて廣範な權限を行使するやうになつた。一

七四七年北東海岸州のランドラートはヨーロッパ人の觀念に合致する限り土民法を適用するやうに訓令を受けたが、これが最初の人道主義への讓歩であつたらう。その直後マホメット教徒との若干の條約、支那人の法律等が正當なものと認められた。然しながら土民裁判に關する干渉は總て異例のものであつた。この事は支那人に關しても同様であつて、支那人は最初ポルトガル人の下にあつたが、其後は支那人首長の下におかれてゐた。かゝる裁判問題に關しては、オランダ人はポルトガル人と同様、各人民が夫々自己の統率者を有する大市場に於いては唯東洋の一般的慣習に従つた。

然しながら土民生活の一面、即ち輸出品市場の爲めの農産物の耕作は、漸次に東印度會社がこれを蠶食して行つた。かうした蠶食は一六八一年ある前哨を預かる一巡査部長が當然東印度會社に歸すべき農産物の耕作の監督を負はされた時に端を發する。十世紀を通じて同様の任務が他の二人の屯營指揮者に委嘱され、而して以上の三者は皆土民民事委員の下に置かれた。彼等の軍事的並びに警保的任務は漸次に民事的機能に蔽はれ、彼等は監督 (Opziener)、俗にコーヒー巡査部長として知られるやうになつた。一七〇四年以來土民が印度藍栽培の指令に聽従してゐるか否か巡視する爲めに退役軍人が派遣された。アンボイナでは丁子、セイロン島では肉桂、一七六三年よりバンタムでは胡椒、一七七七年よりブレアングル地方ではコーヒー等の監督の如き、その任命は時を経るに従ひ慣習によるやうになつた。十八世紀の最終四半期を通じて、ブレアングル地方には三人乃至四人の「コーヒー巡査部長」が常駐して居り、程なく土民理事官を監視し、その悪行を報告する事が彼等の業務になつた。彼等は、我々が後に研究するやうに、熱帯地方に於けるオランダ人の支配の獨特の、且つ特徴ある様相の一つを展開するに至つた、その萌芽である。



## 六、收 入

東印度會社の収入は當初工夫されたやうにその貿易利潤によるのである。然し冒險的な商人 (Merchant-adventurers) が富豪になるに及び、収入の主要源泉は貿易から貢納に移つた。一六七七年十七八年のマタラム王國との協定によつて、ススマナン (Susuhunan) は年々四千ブツセルの米を市價で供給する事を約した。少し遅れて、バンタム王國の回教太守は一ポンドにつき一定の價格で領内の胡椒を總て發送する事を要求された。そして略々同じ頃プレアンゲル地方の土民理事官も一定量の胡椒、印度藍、綿絲等を無料で供給する事を要求された。これが強制納入並びに緊急納入の起原である。理論的にいへば、強制納入は購買者にとつて非常に有利な通商契約であつた。強制の下に、然し名目的には經濟的根據の上に、品物による支拂が貿易に假装せる貢納となつた。緊急納入は假装せざる貢納であつたが、尤もその納入は品物でなされたのであつて、現金でなされたのではない。然し實際には此等二つの収入源泉の間には何の區別もなく、共に東印度會社の収入の大部分を形成してゐた。東印度會社は又普通の貿易の利益を享有した外、商敵の財産の賣上代金、裁判上の罰金及び其他の追徴金、最も主要なものでは、主として支那人に關するものであつたが、市場税及び土地税の取立請負より生ずる利益、などをも享有した。スラバヤから送られるべき米の分擔額は全農産物の略々五パーセントに査定された。品物による他種の分擔額も多分略々同じ割合だつた事と思はれる。土民も亦強制的賦役を課せられたが、これは税金代りと思はしてよからう。

かくの如くにして東印度會社の収入は大部分物品で集められた。金錢で集められた比較的僅かな部分は主としてヨーロッパ人の納める部分である。獨りヨーロッパ人のみは金錢による一般直接税を課せられ、且又間接課税の最大項目の主要な貢獻者であつた。ヨーロッパ人は税金を納め、土民は貢物を納めるのが通例であつた。徵税の主要項目は、一六二〇年に始まる關稅、一六四〇年よりの相續税、一六五七年よりの印紙税、國民軍税、並びに財産登記税 (Heerengerechtigheit) 等である。ヨーロッパ人も土民も同じやうに間接税、即ち主として關稅、港税、市場税、種々なる入市税、アラク酒税等を課されてゐた。とはいへこの内關稅と港税とは殆んど全部ヨーロッパ人が負擔したのであるが、それは土民の仕事は生産であつて、彼等の間には輸入商品に對する市場がなかつた爲めである。然しアラク酒税は消費者たる土民に關係が深かつた。土民は全然直接課税を免れてゐたといふわけではない。ある地區では土民は人頭税を課せられてゐた。時としてこれは明らかに唯非農業階級即ちカラングス (Klanges 鍛冶屋及び森林作業者) からのみ徵集された。然しながら一七七三年にはある土民理事官はこの項目の下に凡そ六百フロリンを納めてゐるが、其他の土民理事官も亦略々同額を納めた事と思はれる。それは兎も角、米は一ブツセル一フロリンで、即ち一トン二十五フロリンで賣買され、従つて税は傳へられてゐるところよりも重かつた事を忘れてはならぬ。猶又東印度會社の合法的課税は人々が支拂つた税の一小部分を成すに過ぎなかつたことも亦留意すべきであらう。これは多くの金錢、否恐らく莫大な金錢が東印度會社のヨーロッパ人従業員及び土民従業員の懐に入つたためである。

## 七、經濟政策

品物による貢納の集中は獨占の基本原則の自然的展開であつた。獨占は既に注意したやうに唯に利益の條件た



るのみならず又貿易の條件でもあつた。例へ東印度會社の慣習は時間的にも場所的にも變化したとはいへ、その政策はその歴史を一貫して常に同一であつた。貿易といふ根本的目標の爲めには、先づ生産を規制することが必要となり、次いで生産を奨励することが必要となつた。十七世紀の大部分、主として東印度會社は香料の生産の規制に努力したが、又バタビアの周圍の領有地に砂糖の耕作を、南スマトラ及びバンタムには胡椒の耕作を奨励した。この政策は消極的側面をもつてゐた。即ち、東印度會社領有地以外の地に於ける香料の耕作の抑壓、マタラム及びジャワの大部分が外領と通商關係を結び、特にサゴ椰子を食べて間にあはせることの出來たモルツカ群島と、米の貿易を行ふことの全面的禁絶等これである。其後東印度會社がマカラムに擴張するや、地方的生産物、即ちチーク、印度藍、コーヒー、並びに會社自身の要求に必要な限り米等の規制と奨励とに着手した。かくてマレー群島は一つの廣大なるエステート(estate)即ち文字通りの農園になつた。「小規模ながら」とバース(Baasch)は云ふ、「東印度會社は共和國の姿である。事實、會社は金融力に於ても商業力に於てもさうであつた」(Reine Geld-und Wirtschaftsmacht)。東印度會社は利益の多い農作物を最も細密に規制せんとした。若干の實例を以てその方法を明かにしよう。

アンボイナの土民は、ウリアツセルス群島(Diaseen)の土民と共に丁子の耕作を制限されてゐたが、一六五六年には十二萬本の丁子を植付けさせられ、二年後には更に六萬本を植付けさせられた。然し一六六七年にはこれ以上の植付けを禁止され、一六九二年、更に一六九七年には丁子の株は切倒された。十八世紀の中葉、丁子の不足の爲め一層多くの植付けを見たが、二三年の中にその地は再び丁子の過剰を避けざるを得ぬはめに立ち至つた。然しながらこの頃までにはイギリス人及びフランス人が自己の領地に香料を栽培したことによりオランダ人

の獨占は破られ、而して丁子はその重要性を喪失した。

\*近年に至つてジャワの土人、煙草製造業が丁子の大量需要を喚起したことはちよつと注目に値する。然しこれはザンジバル(Zanzibar)から輸入されるのであつて、モルツカ群島からではない。

コーヒーの栽培も同様に手加減された。たとへ一六一六年モカ(Mocha)に上陸した最初のオランダ人が「普通彼等が暖めて飲む黒色飲料を作る」ところのコーヒー豆のことを紹介したとしても、初めてコーヒーがオランダに齎されたのは遙か下つて一六六一年のことである。一六九六年以降、ジャワに於いてコーヒーの木を栽培する爲めに種々の試みが爲された。そして一七一三年ジャワコーヒー二千ポンドの最初の委託貨物が本國へ輸送された。一ポンドが十スタイフェル(Stuiver)の場合に土民はコーヒーの栽培に飛付ぐので供給が需要を凌駕する兆候があつた爲め、ニスタイフェル半に引下げられた。すると土民は切り拂へば刑に處せられたのであるがそれでも自己のコーヒーの木を切り倒し始めた。生産が大いに低下したので、三年後には強制耕作制がとられ、價格も引上げられた。五年の後、胡椒の價格が騰貴した時、土民はコーヒーをやめて胡椒を作らされ、そしてコーヒーの木は根こそぎにされた。一七三八年コーヒー栽培地域を二分の一だけ縮小する事に決定し、その翌年東印度會社が引受ける量は二百七十萬ポンドに一定された。その直後オランダだけで六百萬ポンドの市場があることが確められ、一七四〇年東印度會社の引受額は四百萬ポンドに一定された。然し耕作者が受取る價格は低かつたので、一七五一年には供給は百萬ポンドに満たなかつた。コーヒーは稔る迄に四箇年を要する故、これらの突然の變化は耕作者が採算線上で働く事を全然不可能にした。

コーヒーはまた東印度會社の執つた方法の他の側面を明かにする。一七六四年、コーヒーピピコルは船積みの



時は百二十六ポンド、購入の時は百四十ポンドといふことに決められた。この差は名義上は乾燥を示すものだが、事實は會社社員の臨時手當になつた。地方の倉庫とバタバアとの間の減損の爲めに更に多くの斟酌が爲された。この減損は一七七七年には六ポンドといふことになつてゐたが、一七九七年にはその上更に十四ポンドだけ高められた。かうしたわけで船積みコーヒー百二十六ポンドにつき土民理事官は百六十ポンドのコーヒーを供給することを要求された。而して十四ポンドが耕作者の報酬を十分に償つたので、東印度會社は一七九七年の巧妙な方法により無料でコーヒーを獲得した。土民理事官も東印度會社の例に習ひ、勝手に一ピコルの等價量を二百四十ポンド乃至二百七十ポンドに定めた。かくて、船積みコーヒー一ピコルにつき百二十六ポンドに對して、耕作者は二百四十ポンド乃至二百七十ポンドを供給せねばならず、而して十四ポンドと等價額の支拂を受けた。

砂糖耕作者は左程不幸ではなかつた。砂糖はオランダ人が来る前ジャカトラからジャバラ (Tanger) 迄の海岸に栽培されてゐた。とはいへ需要は供給を凌駕して居り、その不足額は支那及びタイ國からの輸入によつて償はれてゐた。オランダ人は自己の領土に砂糖の耕作を、特に支那人移住人によるその耕作を奨励せんとした。一六三七年國産税が免除され、しかも製造者に金を立替へてやることに決つたので、産額は當時僅かに百九十六ピコルに過ぎなかつたものが、一六五三年迄には一萬二千ピコルに増加した。例の通り、東印度會社は供給が増加すると價格を下けた。そして栽培者は栽培した砂糖を全部會社に供給せねばならなかつたといへ、東印度會社はその引受量を伸々定めなかつた。然し東印度會社はコーヒーに加へた程の統制を砂糖に加へはしなかつた。といふのは、砂糖は地方需要が大きかつたし、且又砂糖の製造は甚だ多岐に亘り、かまど置場や材木置場に至る迄仕事があつたからであつて、なほその上に砂糖は内國商業の重要な品物であるアラク酒の爲めに要求されたからで

もある。かくて支那人の砂糖耕作者及び製造者はコーヒーを栽培する土民よりもずつと強力な地位にあり、且つ支那人であるので鋭い經濟觀念を有し、抵抗力も大きかつた。それ故砂糖の耕作は擴大する傾向があつた。一七一〇年までに既に、バタバア人の土地だけでも百三十の砂糖汁搾出所があり、チエリボンやバンタムにも別にあつた事は明かである。然しながらバタバア人の土地以外で砂糖の耕作が奨励されたのは漸く十八世紀の末になつてからのことであつて、當時支那人はチエリボン及び北海岸に沿ふ土民理事官から廣大な土地を引受け、強制労働でこれを耕し始めた。この強制労働は、土民は外國人に土地を割讓することを得ずといふオランダの統治の傳統をそれ以來残したといふ悪結果を生んだ。砂糖の産額は十八世紀の中葉にその極大に達したやうに見えるが、一七七九年には依然として殆ど十萬ピコルであつた。

## 八、經濟的進歩

ラツフルス (Raffles) によれば、荒廢と没落とがオランダ人の勢力の諸段階を追跡した。外領諸島嶼並びに特にモルツカ群島及びセレベスに於いてはこの要略的宣告は不當なものではない。バンダ人の撲滅後數年間「ニクツク栽培者」(Perkeniers) の新オランダ植民は安易且つ有利な生活を享樂したが、これがオランダ植民以外の者へニクツクを密賣した點に負ふこと多く、十八世紀を通じてこれが防止の嚴重手段がとられるに至り彼等は急速に貧乏になつた。アンボイナ島は「全世界が消費し得る以上の丁子を産出することが出来た」。それ故オランダ人はテルナテ島の王に「毎年御機嫌伺ひしたり、鄭重な禮をつくしたりして」彼のチドレ島との戰爭を繼續させたので、その人民は丁子の栽培から氣を反らされてゐた。バンダ群島ではオランダ人は農民の自由耕作を廢して奴



隷労働をこれに代へ、またジャワから来る米の供給を断絶することにより土民をして米の常食より栄養の少いサゴ椰子の常食に移らしめた。サゴ椰子の常食の爲め多くの土民が死亡し、一層多くの奴隷が要求された。この奴隷はアラカン(譯註下ヒルマの一地方)のやうな遠地から輸入されたが、マレー群島それ自體奴隷の主要供給源だつた。何の食物も生育しない島々の土民は、米と取換へる奴隷を捕へる爲めに近隣の島々を襲撃した。かうした事は復讐に導き、且又生活及び交通の危険を増大せしめた。オランダの保護下にあつたアンボイナに於いてすら、人口は凡そ十五萬より五萬に低下し、丁子の産額も凡そ三百五十萬ポンドから百萬ポンドに低落したと言はれてゐる。

ジャワでは事態は餘程異つてゐた。十七世紀を通じてオランダ人のマタラム鎮定政策はマタラムの貿易を絶滅せしめ、而して廣大な米作好適地を耕作もせず放擲せしめざるを得なかつたけれども、十八世紀は全體として經濟的進歩の時代であつた。オランダ人は貿易と生産との獎勵を欲し、それ故に政治的安定の支持者だつた。この結果人口は増大し、米の生産は増加した。確かに砂糖、印度藍、それに恐らくは棉花、等の生産も増加した。而してオランダ人はコーヒを輸入したが、そのみならずまた落花生や龍舌蘭も輸入したと思はれる。コーヒは強制によつて栽培され、砂糖は廣大な領有地で支那人により利益を目的に栽培され、而して更に多くの人間が自家消費の爲めに米を耕作した。それ故、東印度會社の下にあつてもジャワはオランダの統治の爲め極めて生産が旺盛であつた、と結論するに難くない。而してラツプフルスの反對者中の第一人者、ファン・デン・ボス(Van den Bosch)はラツプフルス自身の證據に基いて、ジャワの人々は文明の點でスマトラ人よりも百年進んでゐた、と非常な満足を以て記してゐる。

十八世紀には香料島の生産物は輸出品中唯僅かな位置を占めるに過ぎなくなつた。胡椒は依然輸出品中大きな部分を占めてゐたが、その頃迄には既にコーヒは主要輸出品となり、またジャワからは砂糖、外領からは樟腦及び阿仙藥(Opium)等の輸出も亦相當あつた。而して又支那茶の貿易は、コーヒの貿易が増大せぬ限り、コーヒの貿易と同様に大きかつた。輸入品はコロマンデル海岸地方の織物並びに支那の陶磁器であつた。然しヨーロッパ産の商品に対する需要は、實際には東印度會社並びにヨーロッパ人、主として東印度會社従業員が主だつた。かゝるヨーロッパ産の商品とは、帆布、網、タール、美しい織物、カシミヤ、軍隊用の粗織の布、食料品、銀鐵、鋼鐵、金絲、寶石、家具、長靴、短靴、馬具、小間物等であつた。然し社員達が、高價な酒を飲んだり、金製銀製の食器で食事したりする東洋風の贅澤を互ひに競ひ合つてゐた間、土地の産物の取引は等閑に附されてゐた。尤も商船が數も少く、形も小さくて、安價な品物を積む餘裕が無かつたことも想起せねばならぬ。

商船は隊を作つて航海した。通常年に三回であつた。一六〇二年より一六二五年の間は船數平均十隻程であつたが、それより一六七〇年に至る間は平均二十二隻、一六七一年より一七五〇年の間は平均二十九隻だつた。然しこの時までには商船は大型になり、大抵は千トン以上であつて、一七五一年より一七八〇年に至る間は平均二十六隻に低下した。一年間の産物總賣上高は十八世紀の末近くに二千萬フロリンに達した。

## 九、社會經濟

この物質的進歩には社會福祉の對應的前進が隨伴しなかつた。東印度會社によるオランダ人の統治の缺點は自由主義派の文筆家により暗澹たる形容を以て描かれてゐる。然し香料群島における最悪の恐怖ですらも一世紀後



のアフリカの海岸やミドル・パッセージ (Middle Passage) (譯註—アフリカと西印度との中間、往時黒奴賣買船にて殘虐行爲の行はれた所) のそれに漸く匹敵する位のものであつた。或るオランダ人總裁はその廣大な所有地を自分の奴隷に遺贈し、今日もなほそれら奴隷の後裔が彼の御蔭でこれを所有してゐるが、あるイギリス人總裁が「ウエイルスの無職者を連れ出して、丁度禮拜堂牧師を賣渡したやうに、鍛冶屋に賣渡した」と面白い對照をなしてゐる。然し東印度會社によるオランダ人の統治の結果としてジャワではかなり文明が進歩した。と斷定するのは甚だ輕率に失する。多くの點より見れば文明は確かに退歩した。この衰微はオランダ人の到來以前に始まつたのに相違ない。ポルトガル人は既にジャワを不急のものとして差置き、又回教徒の支配はヒンヅー・ジャワ文明をひそかに破壊した。然るにオランダ人は他の者が始めたものを完成した。ポルトガル人はマタラム王國に全然手をつけなかつたが、オランダ人は悠々とこれを取圍んだ。彼等は又故意に非常な壓力でジャワの商業を抑壓した。商人や船大工はその職を失ひ、漁業も林業ももはや利益がなくなつた。ジャワ人は耕作民になり、その社會生活の經濟的満足は萎縮してしまつた。

多くの惡事はオランダ人がマタラム王國の勢力を破壊せんとした初期の時代に行はれたのである。米穀貿易の抑壓は社會秩序に致命的打撃を與へた。米の一大輸出貿易は私有地財産の殆ど確意な指標である。何故といふに、それは自家消費よりは寧ろ市場の爲めの耕作を含むからである。然し米が最早市場を喪失するに及んで、社會は主人對奴隷の個人關係がより重要で、土地といふ財産觀念のより弱い一層原始的狀態へあと戻りする傾きがあつたに違ひない。同時代には、最早耕作によつて利益を擧げる事が出来なかつた耕作者は兵士、強盜、軍隊の隨行者、盜賊の首領等になつた。土地への愛着心は弱まり、個人關係が強まつて、社會は一層低い水準にあと戻りし

た。

オランダ人の統治の強化は一層土民社會を弱める傾向があつた。土民の支配の下に於いては權威は意思の表示であつて、法律の表示ではなかつた、が同時にそれはまた慣習並びに同意に基礎を置くものでもあつた。強者が政治を行つた、が然し強者は同意によつて政治を行つた、よしその同意が恐怖に根ざしたものであつても強者は同意によつて行つたのである。初期のオランダ人が印象づけられたのは權力の濫用であつた。「ヨーロッパでは何人も自分の家畜を、好むが儘に處分してはならないだらうか」とクンは書いた。「當地に於いては、主人は自分の奴隷に對して同様に處分することができる。何となれば何處に於いても彼等奴隷に屬すべき總てのものと共に奴隷は、家畜がオランダに於いてさうであると同様に、主人の財産であるからだ。この地の法律は王の意思であり、最強の者が王である。」然しオランダ人はこの權力が如何に嚴密に慣習によつて制約されてゐるかを認識し損ねた。支配者が十分強力でなかつた爲めに爲し得なかつた事も多々あつた。而して東印度會社は、土民の上に彼等の同意なくしては支配者を置くことが出来ない事が次第にわかつた。オランダ人の勢力を背後に頼む土侯 (Native prince) 若しくは土民理事官は、彼等が曾つてあつたよりも一層強力であつて、同意に依存せず、唯自己の意思の力にのみ依存し、昔の支配者達よりも遙かに勝手に振舞ふ事が出来た。かくの如くにして東印度會社の下にあつては、土民の社會秩序の重心は置き換へられ、而して社會はその外部から働きかけるオランダ人の勢力によつて不安定な均衡状態に維持された。

尙また、オランダ人の統治は唯に土民の社會構造を損ねたのみならず土民の精神的希望をも損ねた。東印度會社の没落後種々なる改革が畫策された時、ジャワ人は立身向上の望みを失ひ、如何に賃金がよくても僅かしか働



かぬことが屢々論議の話題となつた。とはいへ、コーヒーが初めて傳來すると、その耕作が有利な限り收穫が急激に擴大した。然し東印度會社は強制労働、強制耕作、任意破壊による方が生産を需要供給の法則に任せておくよりも遙かに有利であることを知つた。二百年に亙る苦い経験が土民の經濟觀念を鈍くした。經濟法則が效力を有しなかつたこの土地に於ける二世紀に亙る生活の後に、彼等がもう經濟法則を認めなかつたのは異とするに足りない。かくて土民の經濟生活は、あらゆる經濟的活動の抑壓のみならず農業の抑壓によつても發達を阻害され、又經濟法則の無効化によつて頽敗せしめられた。

事實、彼等は外部世界との一切の接觸が遮斷されてゐた。ヒンヅー教徒、ついで回教徒が彼等の間に移住して、その宗教と文明とを傳へ、やがて漸次に彼等自身ジャワ化して來た。然るにオランダ人の到來はさうではなかつた。曾つてヨーロッパ人を見た者は殆んどなかつた。恐らく支那人を見た者も多くはなかつたであらう。ヨーロッパ人、支那人並びに土民は一複合社會の構成要素として夫々自己の世界に生活してゐた。

## 十、支那人

この複合社會に於いて、支那人は重要な一要素であつた。支那人は長い間ジャワと貿易してゐた。我々は、ヨーロッパ人の到來以前の經濟問題に關する情報の大部分を彼等に負ふてゐるのである。然し、支那人はオランダ人の勢力の興隆に至る迄社會生活に於ける或る經濟機能の獨占を享有しなかつた。

オランダ人は、バンタムに來た時、堅固な柵や濠を繞した支那人街を發見した。支那人街はこの町中で一番ゴミ／＼した一番不衛生な家屋ばかりで、それに石造建築家屋がたつた一軒あつた。支那人は大部分貿易商人だつ

たが、胡椒や米の耕作者もゐた。ジャカトラにも同様支那人がゐた。此處では支那人は米を輸入し、アラク酒を醸造してゐた。オランダ人は、然るべき危険な力も持たず、しかもジャカトラを東洋の最大貿易中心地として呉れる「勤勉且精勵なる武裝せぬ人々」としての支那人を援助し始めた。當時支那人は三百五十人程に過ぎなかつたが、オランダ人は一名の首長を任命した。これは間もなく支那人長 (Captain of Chinese) と稱され、一六二〇年オランダ人は後に陪審員の新しい職務に對し議席を與へた。

十八世紀の中葉迄に、支那人はオランダ人の支配に對して危険を構成する程富裕になり、勢力が強くなつた。そこで一七四〇年オランダ人は正直な生計を營んでゐる事を證明出來ぬ者はセイロン島へ奴隸として追拂ふ事に決めた。偶然か故意か數名の指導者がその指名された人々の中に入つてゐた。その爲め支那人はこの町を攻撃し、暴動が續いた。オランダ人は市内の支那人と市外の支那人とが秘密の了解を結んでゐたことを疑つた。その結果は一般的虐殺である。然しこの興奮が覺めた後、猶三千四百三十一人の支那人が生殘つてゐた。この中千四百四十二人は商人、九百三十五人は耕作者及び果樹栽培者、七百二十八人は砂糖及び木材關係者、三百二十六人は手職人であつたが、この數は多過ぎると思はれぬが、缺くべからざるものと思はれないのであつた。

支那人は事實オランダ人や土民にとつてその仲介者として必要となつた。彼等を根絶することは、今まで望まれてゐたとしても、最早出來なかつた。その時以來、支那人をもとの地位に引戻す幾多の試みにも拘らず、彼等の地位は一層堅固になつた。支那人はこの十八世紀の後半を通じて勢力を獲得し、この間東印度會社は廣大な地域を貸與した。一七九六年には會社所屬の八千五百三十五の村ネゴライエン (Negorjen) の中千百三十四の村が支那人に貸與された。土民理事官もこの例に習つた。パタビヤ附近の支那人の所有地では、土民は他所よりも



よい取扱ひを受けた。然し唯短期間だけ支那人に貸與された村々では、土民は最も惨めであつた。何故ならば、支那人は土地所有主ではなくて領主だつたからである。支那人に貸與されたり割讓されたのは土地ではなくて管轄權だつた。而して土地は人々と共に移轉されるのであつて、ヨーロッパのやうに人々が土地と共に移轉されるのではなかつた。かゝるわけで支那人は準帝王的權限を行使することが出来、土民は全然彼等の左右するが儘になつた。尙また土民理事官が村を支那人に貸與すると、東印度會社に納める彼の貢納は未貸與の村から獲得せられねばならず、東印度會社は損失を忍ぶこととなつた。何故に會社は支那人の農場に働く土民の苦痛にかくも敏感であつたのか、何故に十八世紀末葉の支那人に關する報告には支那人のことを「この國にとつて厄介者」だとしてあつたのか、これらは以上のことから説明されるであらう。この時以來の如何なる改革計畫の中にも、村の割讓に反對する種々なる手早い準備が目立つてゐる。而して、土地は外國人に讓渡すべからず、といふことがオランダの政策の不動の方針になり、その儘今日に及んでゐる。この方針は土民を保護したのみならず、又社會の複合的狀態を強めた。この爲めに次の二つの途が斷ち切られた。即ちもしかゝる保護がなかつたならば、支那人は恐らく土民を併合したことであらう。また他面に於いて支那人は單一の同質社會の中に同化することが出来たであらう。

東印度會社は支那人に土地を貸付けたのみならず、また關稅を含む市場稅、租稅、等の取立を請負はせた。この爲め支那人がヨーロッパ人も持たなかつた租稅免除を享有した事に對し、ラツフルスは當然憤慨した。支那人は東印度會社の收入の取立請負人であると同時にまた、この國の商業の生命であり、魂であつた。而して、これこそ重要な事だが、彼等は輸入品市場に對し手に負へぬ支配權を持つてゐた。ラツフルスは支那人の數を十萬と

見積り、その富をヨーロッパ人全部の富の合計の十倍と評價してゐる。

オランダ人の支配下にある支那人の繁榮に對し通常下される説明は彼等の鋭い知性と大なる勤勉とである。然しこの説明だけでは幾多の副次的要素が看過されてゐる。初期の時代にあつてはジャワの商人は支那人に後れをとらなかつた。例へばメナンカバウ (Menangkabau) には進取の氣象に富む若干の土民商人が地位を保持してゐた。然し、最初のオランダ人の居留地、ジャカトラはオランダ人が到來する迄は貿易の中心としては重要性の極めて薄い地であつた。ジャカトラは殆ど輸出すべきものもなく、米を東部ジャワに仰いでゐた貧弱な土地だつた。オランダ人より早く既に支那人は東部ジャワに貿易關係を持ち、米を得る事が出来た。それ故オランダ人が東部ジャワの商人を抑壓した時、支那人がその地位を奪ふのは容易な事であつた。最初から支那人は有利な立場にあつた。次いでオランダ人が東部ジャワに勢力を扶植するや、支那人は農業に制限された土民に接觸した。支那人は大部分移民であり、天性事業家であり、硬骨漢であつて、商事と手職とにかけては長い傳統を持つてゐた。それ故彼等が當事者双方が關係する經濟的取引に於いて、多くの壓迫された農民に優越したのは異とするに足りない。初めから彼等は土人を相手にインチキ賭博をやつてゐた、然しながら經濟上の競争に於いては些細な利益ですら累積的效果を生ずるものである。支那人はこの利益を土民とオランダ人とに對して等しく安全な經濟要素の築造に利用した。常に擴張の一途を辿つた支那人の分野内ではオランダ人も土民も彼等と競争し得ず、オランダ人並びに土民の經濟生活の範圍は一層狭く局限せられた。右の如く、もし支那人といふ要素がなかつたら、遠の昔に社會の全經濟機構は瓦解してゐた事であらう。オランダ人の支配が支那人にとつて必要であつたのと同様に、支那人はオランダ人の支配にとつて必要であつた。然し支那人は彼等一族だけ離れてゐて、彼等自身の區



域で彼等自身の指導者の下に彼等自身の生活を營み續けて來た。而して社會の複合的性格は一層鋭く明確になつた。

### 十一、東印度會社の没落

十八世紀の末葉、東印度會社は外觀上以前と同様に強力であつた。一七七〇年より一七八〇年に至る間、その平均賣上年額は、昔より遙かに多く、優に二千萬フロリンを超過した。しかも價格は賣上高が平均八百萬フロリンを過ぎなかつた一六四八年乃至一六五七年の間と略々同様であつた。配當金は規則正しく支拂はれ、その株式は一七八一年額面より依然二十一割五分高かつた。然し内實は會社は腐敗してゐた。東印度會社はその名譽の御蔭で存続してゐたのであつて、突然瓦解した。一六九三年東印度會社の純益は四千八百三十萬フロリンであつたが、それ以來會社の利益は下降の一方であつた。一七二四年—二五年迄には會社の運用の結果は純損失を示した。そして一七七九年迄にはこの純損失は八千四百九十萬フロリンに上つた。然しかうした事は、その計算書がその後徐々に解明されるに至る迄發見されず、當時は誰一人として會社の正確な地位を知る者はなかつた。最初から會計事務には缺點があつた。帳簿は蘭領東印度とヨーロッパとに保存されてゐたが、兩帳簿は決して平衡してゐなかつた。次いで収入の主要源泉として貢納が貿易に代つた時、主權者としての會社の収入と貿易業者としての會社の利益との間には何の差別も劃されなかつた。軍事上並びに行政上の最高權力としてのその經費に對しても何等適當な準備がなされなかつた。年々の利益が配當金を支拂ふのに足りない、その目的の爲めにヨーロッパよりも利率の高いパタビヤで優先的に金が貸された。尤もこの取引は債權者には知られてゐなかつたら

しい。かうした手段によつて東印度會社は、一六〇二年乃至一八〇〇年の支配の全期間を通じて、平均年利率一割八分でどうにかこうにか配當金を支拂つた。この實例はその腐敗の典型であつて、東印度會社の經營はこの腐敗のためにヨーロッパに於いても東印度に於いても穴だらけになつた。誰も彼もが頭の上から足の先迄、身體中のポケットを一杯にする程、利益は莫大で、管理は締りがなかつた。一ヶ月の俸給七百フロリンの總裁は一千萬フロリンの財産を本國に持ち歸る事が出來た。小商人は、一ヶ月四十フロリンの給料を貰ふ屯營兵の爲めに人事局に三千五百フロリンを支拂つて、四萬フロリンの収入を得た。監察員は發見した委託物私消の六分の一を貰ふ資格があつたが、彼は沈黙を守ることによつて一層多くの収益を得ることが出來た。かうした腐敗は、東印度會社没落の僅か前、會社の役員がその不正利得に課税された程に達した。彼等は彼等自身に課税することを要求された。一ヶ月名目俸給六十フロリンのチェリボンのオツベルホーフト (Opperhoofd) は彼の年收を三萬フロリンも返還したが、彼の課税額は七萬五千フロリンに上つた。總督の収入は三十五萬フロリンに査定された。パタビヤの財務局の百萬フロリンの不足額は、秘書局長の養子の出納課長が死ぬ迄、發見されなかつた。又、重大な委託物私消に對して責任を有する國營質屋營業所長は蘭領東印度評議會の一委員であつた。東印度會社の缺陷が腐敗に拍車をかけたのはそれ故驚くに足りない。東印度會社の頭文字、V.O.C (Verenigde Oost-indische Compagnie) は Vergaan onder Corruptie (腐敗によつて滅亡したる) に通じてゐた。

然しなからこの腐敗は多分英領インドに於けるよりもひどくはなかつただらう。ピット總裁 (Pitt) がホープ・ダイヤモンドを求める爲めに、二十萬ルビー (Rs) の金を支拂つた時、<sup>31)</sup> 彼は一ヶ月、略々二百ルビーの俸給を得てゐたのである。年俸五ポンドの書記は一ヶ月五ポンド以下で生活はしなかつた。事務の普通の経過として土侯



は顛落し、人民は賣られ、町々は全滅した。イギリス東印度會社の得た利益の一ルピー毎に、従業員は百ルピーを得てゐた。任務を得る事が出来た者は誰でも成功者であつて、月俸三十ルピーの職席は、實際には優に年三萬ルピーに達するの價値があつた。他面から見れば、イギリス東印度會社の位置はオランダ東印度會社の位置に似てゐた。従業員が巨大な財産を築いてゐた間に、イギリス東印度會社は破産に向つて急進してゐた。一七七二年、會社の理事達は三ヶ月後の己むを得ぬ支拂ひの爲めに百萬ポンド以上借りねばならなかつた。一七八三年、オランダ東印度會社の借金がこれ五千五百萬フロリンに達した時、イギリス東印度會社の負債はその資産を八千萬ルピーも超過してゐた。イギリス東印度會社の計算書は、オランダ東印度會社と同様に錯雜を極めてゐたが、これ亦同一の理由からであつて、一八一三年には實際の貿易差額が、利益であるか、損失であるか確めることが出来ないといつたやうに記帳されてゐた、然らば即ち、ロンドンに於ける腐敗はアムステルダムに於ける腐敗を凌駕したのである。イギリス東印度會社の資本は、商業上の資産として無價値なものと雖も、保護を受ける正當な根據があると熱心に要求せられ、一名のモガール帝國郡知事 (Nabob) は十名のイギリス國會議員を選出することもやれば出来た。

腐敗も計算書の缺點も、それだけでは、何故イギリス東印度會社が存続した時オランダ東印度會社は没落したかを説明するに足りぬことは右の次第で明かである。自由主義の著者達はこの没落を缺陷ある獨占組織の故なりと見てゐた。然し獨占はイギリス東印度會社の政策でもあつた。一七八〇年以前十年間の貿易利益より考へれば、オランダ東印度會社はその獨占にも拘らず、否その故ではなく没落したと見るべき筋が多いやうである。オランダ東印度會社没落の動機は明白である。即ち一七八一年乃至一七八四年のイギリスとの戦争、これである。オラ

ンダ人は生産物を販賣することが出来ず、政府に金融的援助を仰がねばならなかつた。一七八一年、アムステルダム分室はオランダ各州に對して借金の支拂猶豫を求めねばならなかつた。一七八二年にも再びこの救助が要求された。負債金は年を逐つて増大した。一七九〇年には、今や唯一の債權者たりしオランダ國家は東印度會社調査委員會を任命した。けれどもこの戦争のみではまだ、何故東印度會社は没落したかの充分の理由にはならぬ。十七世紀の初めの三戦争以來東印度會社の地位は以前に増して強固になつた。一七八〇年に於いてすら、もし救濟手段を準備する爲めに適切な行動がとられてゐたならば、その地位は絶望とまでに行かなかつたであらう。といふ譯は、たとへ貿易が一七八一年の二十九萬フロリンから一七八二年の五百九十萬フロリンに低落したとはいへ、猶一七八五年乃至一七九四年の間は平均賣上高千五百七十萬フロリンにまで回復したからである。次いで一七九六年、新しいパタビヤ共和國は、十七人會議即ち各分室を代表する古い商業會議に代へるに、新しい政治會議即ち各地方を代表する東印度商業及領土事務委員會 (Comitie tot den O. I. Handel en Bezittingen) を以てした。然しイギリスとの敵對行動の再開は再び生産物の賣上高を六百萬フロリンに低落せしめた。而して戦争の終局以前東印度會社はオランダ國家の引繼ぐところとなつた。

何故オランダ東印度會社は没落し、イギリス東印度會社は存続したか、この理由を考察することは多少興味のある事である。イギリスの産業革命は恐らく一要因であらう。産業革命は、インドに商品を賣り込み、従つてインドの繁榮を見ん事を望んだある階級の人々を出現せしめた。これに反してオランダ人は、機械時代以前のイギリスと同様に、賣るべきもの一つとてなく、唯東印度の生産物に利害關係を持つのみだつた。イギリス人がインドの健全なる行政を望むのには更に別の理由があつた。イギリス國會に於けるモガール帝國郡知事達 (Nabobs)



の政治的勢力は、彼等が従來支持しなかつた黨派をして彼等の富の源泉たる腐敗を防がんとするに傾かしめた。この爲めにインド問題はイギリス政黨の活潑な論争の種となつた。バーク (Burke) がイギリスのインド行政に鋭い眼を光らしてゐた時、一方蘭領東印度では腐敗が闇に榮えてゐた。聯合諸州の複雑煩瑣な憲法は、十八世紀を通じてイギリスに生じたやうな黨派闘争の餘地を何等與へなかつた。尙又オランダ東印度會社は國家の内の一國家であつた。これに反してイギリス東印度會社は決して全部が全部國會の統制を免れてはゐなかつた。次ぎに英領印度に於けるイギリスの方法と蘭領東印度に於けるオランダの方法とは殆ど甲乙の差がないやうに思はれる。この兩會社間の差異、並びにその異なる運命の理由はヨーロッパに準備され、且又イギリスの優越せる政治的並びに經濟的機構に存すると考へられる。

多分、聯合諸州の軋轢の多い機構の下にあつても、東印度會社はも時さへ許したならば再び組織し得たことであらう。けれども聯合諸州と東印度會社とは共に起り、共に榮え、共に年月を経て、共に同時に没落したのである。一八〇〇年、この兩者は依然一六〇〇年の計畫に基いて仕事をしてゐた。兩者は特權時代の遺物だつた。兩者が自由、平等、博愛に對する新しい熱狂の初期の犠牲になつたとて怪しむに足りない。聯合諸州に代つて、一七九五年バタビア共和國が現れた時、東印度會社の長引いた苦悶に止めを刺した藥はオランダ・ジャコバン等によつて施された。一八〇〇年一月一日、東印度會社の所有財産は、一億三千四百七十萬フロリンに達する借金と共にバタビア共和國 (Batavian Republic) の引繼ぐところとなり、ここに東印度會社は終りを告げたのである。

「参考書目」

- Chifs, J. A. van der. *Nederlandsch-Indisch Plakkaat-Boek*. 17 vols. (1885—1900) *Geschiedenis der Stichting v. d. Vereen. O.L. Co.* (1857)
- (フニン・キス・チエイヌの「蘭印の蒐集書—東印度會社成立史」)
- Daagh Register van Batavia*. Ed. Mr. T. E. Heere, Dr. H. T. Colenbrander etc. (1896—)
- 〈レーヌ法學士・コーレンブランド博士其他共著「バタビアの日記」一八九六年以後〉
- Dann, P. van. *Reschrijvinge van de Oost-Indische Compagnie*, Ed. Dr. F. W. Stapel, 1927—*Corpus Diplomaticum Neerlands-Indicum*.
- (フニン・キスの「東印度會社解説」及びメタベールの「蘭印外交圖」)
- Furnivall. *An Introduction to the History of N.-I.* (Rangoon, 1934.)
- (フアーニヴァルの「蘭印歴史概論」ラングーン一九三四年)
- Haan Dr. F. de. *Priangan*. 4 vols (1910—12.)
- (ホ・ハーン博士「プリアンガン州」四冊)
- Jonge, Jhr. J. de. *De Opkomst v. h. Nederlandsch Gezag*. 13 vols. Vol. xiii by M. L. van Deventer deals with *Daendels*, with two Supplementary volumes by L. W. G. de Roo, A second series of 3 vols. by Tiele and Heeres deals with the Outer Provinces.
- テ・ヨンへの「オランダ勢力の據頭」一三冊、八冊はフアン・ギーフェンテルに依つてダインデルスが論ぜられ、増補の二冊はテ・ローに依つて論ぜられ、第二番目の續刊はチレとハーレンスに依り外領が論ぜられてゐる。
- Kielstra, Dr. E. B. *De Vestiging v. h. Ned. Gezag in den Ind. Archipel*. (1920)



- (キルストラ博士の「蘭印群島に於けるオランダ勢力の確立」)  
 Klein, J.W. de. *Het Preangerstelsel, 1677—1871.* (1932)  
 (ヂ・クレインの「一六七七—一八七一年のプレアンゲル州機構」)  
*Klerk de Reus Geschichtlicher Ueberblik der Entwicklung der N.—I. Ostendische Compagnie.* (1894.)  
 (タレルク・デ・レウスの「蘭領東インド會社發展の歴史概観」)  
*Mijer, P. Verzameling van Instructien, enz. voor de Reg. in N.—I.* (1848.)  
 (メイエルンの「蘭印政廳訓令集」)

「註」

- 1 デ・ヨントの「オランダ勢力の起源」一巻二頁。
- 2 同上、四巻、二四頁。
- 3 百科全書の「蘭印」一巻、五〇三頁。
- 4 E. Basch (ブース) 三六八頁。
- 5 コーレンブランドルの「沿革史」二巻、九七頁。
- 6 Angelino (アンゲリノ) 二巻、四頁。
- 7 メイエルの「一六〇九年の命令、二條、フアニーニツアルの「蘭印の歴史概論」の一〇頁。
- 8 デ・ヨントの「オランダ勢力の起源」四巻、一〇七頁。
- 9 同上、四巻、一七九頁。
- 10 同上、四巻、二〇四頁。

- 11 英官廳の植民地公文書の「東印度植民地」一六二五年の二九、一二、四一八、六二六號及びコーレンブランドルの「沿革史」二巻、一二三頁。
- 12 コーレンブランドルの「沿革史」二巻、一二三頁、キルストラの「オランダ勢力の樹立」二〇九頁。  
 A. J. Beverhuis en A. J. C. Gieben, *Het. Gouv. der Molukken.* p. 14 (ウィーフェルスライス、ヒメン共著「モルツケン政廳に就き」)
- 13 コーレンブランドルの「沿革史」二巻、一五三頁。
- 14 キルストラの「オランダ勢力の樹立」一二頁。
- 15 Pronk, p. 11; J.W. de Klein 3. (プロンクの二一頁及びヂ・クレインの三頁)
- 16 C. van Vollenhoven, *Staatsrecht Overzee.* p. 17 (ヴォーレンホーフエンの「蘭印政廳の法律」)
- 17 ホンフレイブの「スケッチ」六四頁。
- 18 E. Basch (ブース) 三七二頁。
- 19 タレルク・デ・レウス、二二六頁。
- 20 ラッフルスの「要旨」一六八頁。
- 21 メイエルの「一六五〇年の命令」及びフアニーニツアルの「蘭印の歴史概論」一四頁。
- 22 ファン・デン・ボス 公報 一八三四年 ISB 111。
- 23 ホンフレイブの「スケッチ」、四九頁。
- 24 Vleming (フラーメン)
- 25 メイエルの「一六一七年の命令、七四條」フアニーニツアルの「蘭印の歴史概論」、一一頁。



- 26 フレーメン、六頁。
- 27 ヘルフスマ、二卷、二九七頁。
- 28 Van Hogendorp, *Schets of Proeve*, (フアン・ホーグエンダールの「参考小論文」)。ヘルフスマ、二卷、一五二頁と附録(一〇〇頁)。
- 29 ラッフルスの「ジャワの歴史」一巻、二二五頁。
- 30 de Bree (キ・ブリー)の「Gedenkboek (年代記)」一九頁。
- 31 Trevelyan (タリーフェリヤン)一三四頁。

### 第三章 混亂時代(一七九五年—一八一五年)

#### 一、革 命

一七九五年に於ける聯合諸州 (United Provinces) (譯註—一五九七年聯合せしネーデルラント諸州中の北部七州)の憲法は、元々共通の敵に對して同盟した對立せる諸州間の勢力均衡の維持の爲めに計畫されたものであるが、それは聯合諸州の大統領 (Stadhouder) と代々の市民の特権階級たる代政者 (Regent) との間の特権の均衡を示すやうになつた。然し十八世紀の間フランスの武力に抗争し續けたオランダ共和国はフランスの文化即ちフランスの音楽家、ダンス教師、調理人、理髮人、學者に屈服した。モンテスキューは彼の立法司法行政三部間の權力分立の完全にして合理的な學說によつて扱ひにくい憲法の暗影を明るくし、ヴォルテールは特権を嘲笑することを人々に教へ、ルソーは人民の主權を宣言した。これ等の思想の衝突の下で、大統領と代政者との間の長い間の闘争は新しい轉換をなした。そして愛國黨たることを主張する新黨が、交互に一方か他方に傾きつつ双方の特権に對立する民主主義的要素を導入することによつて、市民的闘争を一層複雑にした。

愛國者黨は右の様に分裂してゐたけれども、イギリスよりフランスを好む點に於いては一致してゐた。然るに大統領たるウィリアム五世 (William V) はイギリスに同情をもつてゐた。そして一七八七年の騒亂の結果として多くの愛國黨員はフランスの庇護を求めるやうになつた。これらの黨員の中でその強い人格の影響の跡をジャ



ワに印する運命を荷つた人がダーンデルス (Daerfels) であつた。一七九二年ジャコバン黨が聯合諸州に宣戰布告をした時、パタビア軍團の首領としてダーンデルスが隨行したヅムリエ (Dumouriez) は、オランダ人がオレンヂ家(譯註)ウィリアムはこれより出る)の束縛を振り切るのを援助せんとすることを宣言した。「我々は友人として又兄弟として富裕なる卿等の諸州を通過するであらう」と彼は述べた。一七九五年一月ダーンデルス及びフランス軍の到着の直前に、アムステルダムに革命が勃發して、ウィリアムはイギリスに逃れた。そこでウィリアムはオランダ植民地の各總督に對し、イギリス軍の上陸を許しイギリスの軍艦に抵抗せず、それを友軍の軍艦と見做すやうに、命令を發した。かくて「尊敬すべき共和國と勇敢なオランダ國民の友として、イギリス人はジャワにやつて來た」。そして、「イギリスと古く存する秩序との爲めに宣戰する」であらう指導者達を補充することができた。一七九五年から二十年間、不幸なるオランダはフランスとイギリスとによつて双方の友邦であり同盟國であると見做される特權を持つた。フランスは彼等の本國を侵略し支配し、イギリスは彼等の植民地及び貿易をその手中に收めた。

一七九五年の革命は、主としてジャコバン俱樂部 (Jacobin Clubs) から補充された國民議會に勢力を興へた。一七九八年短命に終つたパタビア共和國は其後矢つぎ早やに發布された憲法の嚆矢を爲す最初の憲法を採用した。この憲法によつて作られた政府はフランスに抵抗するには餘りに弱く、而もオランダを支配するにも餘りに弱かつた。一八〇一年にナポレオンは、十二人からなる本國政府と心細い影の如き存在たる立法部と共に新憲法の採用を保證した。がその立法部たるや一年に二回以上は開會されず、そして行政部が立法部に喜んで提出するやうな議案を修正することもなく、況んや全面的否決をする事もなく、單にそれらを採用する事が出来るだけ

であつた。この憲法でさへもナポレオンが必要と考へた以上の討議を許容した。一八〇五年には本國政府に取つて代つて僅か一人の立法會議議長が君主的權限を持つ事となつたが、それもすべてナポレオン自身に隸屬してゐた。立法官は地方の當局者に依つて指名される以外には最早や選舉されなかつた。然しながらナポレオンが、立法會議議長も彼の希望通りに御し易くはないことを知つたとき、一八〇六年に彼は共和國を彼の弟のルイの統治にある王國に變へ、遂に一八一〇年にルイを退けてオランダ諸州をフランスに併合した。

兎角するうちイギリスは一七九五年から一八〇一年迄の間に、インド大陸、セイロン島、希望峰 (the Cape) に於けるオランダの凡ての衛戍地とマレー群島 (Malay Archipelago) 中の大部分の衛戍地を奪つた。一八〇二年のアミアン條約 (Treaty of Amiens) によりこれ等はセイロン島を除くほか全部還附された。然し戰爭の再開によつて再びオランダ植民地はイギリス人の支配に委された。一八一〇年フランスがオランダを併合した時、マリチヤス島 (Mauritius) にあるフランス防衛司令官の下にあつたジャワ以外のオランダ帝國は殆んど殘されてゐなかつた。かくして一八一〇年十一月にマリチヤス島攻略の直後ジャワにイギリス人が到着した時、彼等はその島をオランダ人からでなくフランス人から奪つた。然しその結果としてジャワは一七九五年以來本國から遮斷された。

## 二、植民地の改革

一七九五年の臨時議會 (Provisional Assembly) に於て最初に討議すべき問題の一つは、一七九〇年の委員會に依つて提案された改革を行ふために、一七九一年に任命された委員によつて同年中に早くも提出された報告



書であつた。ヨーロッパに於ける東印度會社 (The Company) の首席社員たるネーデルブルフ (Nederburgh) が首席委員に任命された。しかし彼は根本的な變革に賛成するには餘りに怠惰であり保守的であつた。他の委員達は當時一般に行はれた賄賂に深く引込まれてゐた。彼等は二三の節約案を提出し、収入の不足は強制栽培の擴張と増税とに依つて補足する事を出でなかつた。彼等の報告書は既述の如く、十七人會議 (Heren XVII) を廢して新しい團體即ち四十四人の委員からなる東印度貿易及び領土事務委員會をその代りに設置した國民議會によつて無視された。そしてこの委員會が其後幾多の協定ができる迄行政を行つた。然しながら一七九八年の憲法には植民地に對して別の一章が設けられ、フランス思想の影響を示す諸條件において植民地を取扱つた。バタビア共和國は東印度會社の財産と統治權及び負債の凡てを引繼いだ。そしてバタビアの行政部に隸屬する九名の委員より成るアジア領土設備評議會 (Raad van Aziatische Bezittingen en Etablissementen) を設置して一七九六年の厄介なる委員會に代へ、新しい共和政原理に基づく國內の行政と政策と司法との調整を委託した。「國民の自由と權利は東インドの土地に植ゑつけられた」。當時フランスの植民政策を支配してゐた同化主義の原理 (Principle of Assimilation) は、植民地の収入は本國の國庫に拂ひ込まるべきであると云ふ規定を生ぜしめた。この評議會は、行政部が立法部に提出する新しい憲章を起草することになつた。一八〇〇年一月一日に東印度會社は解散し、一億三千四百七十萬フロリンの借越をバタビア共和國に轉嫁した。

然しながら新しい憲章が作成される前に事情は一八〇一年の憲法によつて變更され、更に根本的には、その後の二十年間の事件の指導的役割を演じた二人の兄弟のうちの兄であるデイルク・ファン・ホーヘンドルフ (Dirk van Hogendorp) といふ新人物の劇的干渉に依つて變更された。事業上の逆境に依つて困窮に陥つた彼等の父は

一オレンチ家 (the House of Orange) に對して累代の愛着を持つ名家の人であつたが、東印度會社の社員となつてその財産を回復しようと努めた。若い時代の人々の多くがさうである如く、二人の兄弟はフランス革命の原理に惹つけられてゐた。弟のヘイスベルト・カール (Gisbert Karel) は一八一四年に於けるオランダの救濟者と見做される權利があるが、一八〇〇年に於けるデイルクは弟より傑出してゐた。

彼は一七六一年に生れ、一七八三年に軍隊に入つて東洋に行き、パトナ (Patna) (譯註—英領印度ベンガル州の首府) の駐在補佐官として、耕作者の土地收益に對する報償に基づくイギリスの行政組織を研究する機會を得た。そしてジャワに於ける經驗を経た後、彼はジャワ東部の理事官 (Gegazheer of the Oosthoek) の重位に昇進したが、貢物を納める土民理事官を通じて行ふ間接統治のオランダ式制度より直接行政と課税とによるイギリス式制度を選ぶに至つた。さて一七九六年の革命を聞いて、彼は本國政府に彼の意見を述べようと試みた。然しながら今日利用しうる彼の陳述書の最初のものは、バタビアの政廳の手に入つた「小論文」 (Scheets of Proeve) である。一七九八年一月彼は長らく東印度會社の社員の間で蔓延してゐた心得違ひの名目の下に檢束された。然しながら實際は彼が意見を主張して妥協しない熱心さを持つてゐたためであつた。彼はどうかか逃れて、本國に歸り「東インドに於けるバタビア領土の状態に關する報告」を以つて公衆に懇へた。そしてこの報告 (Bericht) は他の論文 (Stukken) に依つて補足してあつた。この報告書は「政界及び實業界に爆彈の如く落下した」。東印度會社の方法に對する彼の批判と改革の爲めの提案とは經濟的動機としての利己主義の原理が西洋と同様東洋に於いても國民の富の基礎であるとする根本的要請に基いてゐた。「利己心は人々に産業を獎勵する唯一の動機である」と彼は主張してゐる。ジャワの現行制度の下にあつては、ジャワ人はこの刺戟を奪はれてゐる爲め殆んど生産に



努めない。ジャワ人の耕作に利益を興へれば強制労働は除きうるであらう。土民理事官を驅つて土民をして勞役せしめる代りに、土地を耕作者に與へるならば、耕作者に對し金でなく生産物で土地税を支拂ふことを要求し得るであらう。米作好適地はすべてジャワ人に任せられ、乾燥地は生産物に適正價格を與へることによつて胡椒やコーヒーを植ゑることをジャワ人に奨励し得るし、又荒地は生産物か現金かで地代を拂ふヨーロッパ人や支那人に賣るか貸すかすべきであらう。公共事業に對する強制労働は廢止され、代りに人頭税が設けらるべきである。これは若しそれが好都合である場合は生産物で支拂はれるのである。香料貿易と支那貿易以外の貿易はすべてのオランダ臣民及びオランダの保護の下に外國人に對して開放されるべきであらう。かくて政廳は最早や生産物及び貿易に何ら直接の關係を持たなくなるであらう。そして商業使用人や土民理事官は有給官吏に替へられるべきであらう。だが税金取立人は集金の手數料に依つて俸給を支拂はれるべきであらう。なほデイルクの提言の些末に互る或るものは後に採用され得べきものとして注目に値した。彼は土地の測量と類別と登録とを主張した。彼はまた支那人に對する農園(農業エステート)の慣習廢止、専門の林務官の採用、定期郵便業務の創始、古い封建的徴兵に代へるにヨーロッパ人將校の下に置かれた有給の軍隊を以てすべきことを主張した。

デイルク・ファン・ホーヘンドルフの諸論文は二つの理由によつてオランダ植民史にとつて最も重要である。第一に彼は植民政策の中心論點を變更せしめた。従來植民政策の中心問題は貿易上の問題であると見做され、貿易は國家によつて管理さるべきか新しい會社によつて經營さるべきか私的個人によつてなされるべきかの問題であると見做されてゐた。ファン・ホーヘンドルフはこれを、如何にして植民地は最もよく統治されるかといふ政治の問題であるとした。然るにこれは第二の一層根本的な論點の單なる皮相の一面に過ぎなかつた。ブツケ博士

(Dr. Boeke) は「彼の建言は政治經濟學の五つの原理、即ち土地の私有權、個人の自由、貿易の自由、強制労働及び個人奉仕の廢止と申分のない公平な費用のかゝらぬ法律を制定することに基づくものである。『それ等はフランス革命の自由主義の原理であつた』と云つてゐる。彼は有能なる經驗に富む成功した行政官として、フランスの主義を東インドの土地に植ゑつける事を望んでゐたジャコバン黨の支持を得て前進した。彼は土民を經濟的動機に動かされ易い西洋の同胞と對等の人間として頭に描いた。そしてアダム・スミスの論旨は西洋と同様に東洋に於いても妥當であり、西洋の經濟原理の採用が土民の福祉とオランダ人の利益に資する事を主張した。十九世紀を通じて彼の主張は屢々烈しい執拗な論争の主題となつた。然しながら彼の主張が初めて提出された時には東印度事情の専門家と見做されてゐたすべての人々や、東印度貿易から利益を得てゐたすべての人々を狼狽せしめ驚愕せしめた。

彼の意見は植民地の専門家や東印度の商人に憎惡されたけれども、當時の政治理論家と意氣投合することができた。そして一八〇一年の憲法に依つて權力を握つたオランダ政府は東印度の統治及び商業についての報告をなすべき委員會を設立した。ファン・ホーヘンドルフはこの委員會の委員になつたが、往々さうであるやうに委員會がクローズ・コーボレイション(譯註一關員を自から補充して外部の干渉を容れざる法人團體)の外部から強制的に改革を企圖する爲めに設定された時、委員の多くは舊制度を知り新思想をよく解しえぬ連中であつた。議長は保守主義の立役者たるネーデルブルフ(Nederburgh)であつた。そして委員達はファン・ホーヘンドルフよりもネーデルブルフに聽從した。一八〇三年八月に提出された彼等の報告書は「あらゆる不正を排除した或る意味に於いて、植民地は母國の爲めに存在し、母國は植民地の爲めに存在しない。」と云ふ古い帝國主義時代の生硬さであ



つたけれども、常識としては健全な公理に基づいて陳述されてゐた。それは英領印度とジャワとの相異の爲めにイギリスと同様の方法をとる事を排斥し、アダム・スミスの名を藉りて自由貿易の方向に於ける如何なる變動も徐々になされねばならぬ事を主張してゐる。「土民の慣習は、土地とその生産物との自由な無制限の使用と全然矛盾した原理に基いてゐる事を、反對なく一般に認められる事實として」陳述してゐる。そして凡ての土地保有制度の變更の試みは豫測し得ない結果を招き、土民の統治者の權威を損なひ、土民に價値も分らず欲しもせぬ特權を興へることになり、恐らくは彼等の現在の生活様式より有難がられないであらうと陳述してゐる。更に又「多くの識者に依つて注意された如く、土民は熱帯住民の常として、労働を好まず特にそれはジャワ人に著しいから明らかに生産の低下をきたすであらう。そして不正取引と個人の獨占の危険が多くなり、非常に經營の損失が増加して恐らく年々の缺損を生じ、それを本國の國庫に依つて補はねばならぬ様になるであらう。これ等の理由や其他の考察に基づいて、委員會は「全委員が同意した」ところの確立せる原理として、土地所有權の導入及び強制労働の廢止の提案は否決せねばならず、以前の緊急納入制 (System of contingencies) と強制納入制 (Ticoed deliveries) とは出来るだけ改良を加へて、殘すべきであらう、といふ事を承認した。

委員會は又資本主義的生産に反對した。當時大規模の個人企業は、主として支那人が保有してゐたバタビア附近の二三の廣大な農園 (estate) と、東印度會社や土民理事官が支那人に租税の取立を請負はせた地域においてのみ代表されてゐた。全委員は村の貸借を禁止する事について意見が一致した。ファン・ホーヘンドルフはバタビア附近の支那人の農園に於いて土民がよい待遇を受け、土地はよく耕作されてゐることを示唆したが、委員會はこれ等の大土地についてさへ「一般土民の運命と幸福にとつての危険」に對して注意を拂つた。これらの廣

大な土地において一般土民は屢々土地所有者の不正行爲と惡しき待遇とに曝された。委員會はまた、所有者の多數が不在地主であり彼等の土地を荒れるまゝに任せ野獸や盜賊の群に避難所を供したと批評した。かくして小農的土地所有も資本家的企業も委員會の賛成を得ることはできなかつた。

更に若し貿易を自由に放置したらそれは外國人の競争者の手に落ちたであらう。そして尙利益に均霑してゐたオランダ商人は、競争による價格騰貴の爲めに損害を蒙つたであらう。委員會はこの爲めコーヒー、胡椒、阿片、木材、鐵砲の貿易は政廳によるものみに制限すべきことを勸告した。

これらの生産や貿易に關する勸告は政治に關する勸告に道を開いた。土民に關しては政廳は直接統治よりも、むしろ、土民自身の種族の支配者の下に彼等を任せて置くが、同時に「あらゆる勝手な處置に對して一般土民を保護すること」に努めるところの單なる監督の政策を採用すべきであつた。また「人民を統治する支配者よりも家族の幸福の増進を念とする父を重しとする」やうに指導すべきであつた。そして又公平に名を藉りた恣意的な干渉を妨止する爲めに司法と行政との間に慎重な區別がなされるべきであつた。

細目に互る提案がこれ等の原理に則つてなされた。オランダ本國の最高統治權は、行政部下にすでに設立されてゐたアジア領土評議會 (The Asiatic Council) に附與された。また東印度の政廳の權限は、總督及び蘭領東印度評議會に附與された。それは健康に害ある商業中心地のバタビアでなくて、近接せる郊外のウエルテフレードン (Werthevreden) に設置された。國家は最早や貿易に關與しなくなるであらうから、ヨーロッパ人の貿易使用人がそれ故に官吏に變へられ、貿易に關する首席官吏たる貿易總監は、別に獨立せる會計局即ち會計檢査院をもつ財政及び領土評議會に依つて置き代へられるべきであつた。又ファン・ホーヘンドルフに依つて推奨された



通りに、獨立した林務局があるべきであつた。司法に關しては委員會は、法律は申分なかつたが、裁判所は「非常に異つた印象を與へるといふことと、全所員が先づもつてヨーロッパから送られねばならぬ全く新しい最高裁判所の構成なくしては何一つ根本的改善を爲すことが望まれぬことを見出した。最高裁判所は「謂はば世界のその部分に於ける司法の守護神」である。それは凡ゆる裁判の施行を改正し監督する力を有してゐたが、その判決に對する控訴はオランダの最高法院に提起すべき事になつてゐた。下級裁判所に於いては同一の官吏が警官であり檢事であり判事であつた。それ故法律専門家は最高裁判所に任官し、地方の司法官はただ住民の爲めの裁判所を統轄するに止まつた事は望ましからぬことであつた。このフアン・ホーヘンドルフの勸告は約定書と稱してゐたが、事實上、東印度政廳の根本法であつた追加法 (Appendix) の中において法律の形式が與へられてゐた。

さて委員會の報告書の冒頭の一節は、委員の中の二人が「植民地統治の對立的原理を公然と辯護し」たがしかも報告書には七人の委員全部が反對なく署名し、文中の二ヶ所において彼らの「喜ばしき一致」に言及した事實に我々の注意を惹かしめる。フアン・ホーヘンドルフが、如何にして彼の二つの重要な點の讓歩、即ち耕作者の私有權の許可と強制栽培及び強制労働の廢止とを認めるやうになつたかを了解することは困難の様に見えるが、ネーデルブルフは委員會の仕事によく慣れて居つて、フアン・ホーヘンドルフの提案の弱點に先づもつて論議を集中したやうに思はれる。二百年の間、オランダのあらゆる階級の富は、主として東洋の生産物の供給に依存してゐた。彼等の利益は凡て彼等がジャワから得たところのものに存し、彼等がジャワに供給するものには決して存しなかつた。然し勝手氣ままな土民は米以外殆んど耕作しなかつた。そして輸出向けの生産物は、要求されたものを土民をして供給せしめる事の出来る土民理事官を通じてのみ僅かに獲得する事が出来たのである。こ

れ等の供給は單に貿易の利益のみでなく政治的經費を支辨するためにも必要のものであり、古い生産機構を破壊することは亂暴な實驗であり、恐らく行政の破綻となつたであらう。そこで土民理事官の特權と權威とを確認することが必要であり、それが最も有力なる土民達をオランダ人の利益に参加せしめる他の便益を齎らした。のみならず自由競争は價格の騰貴によつてオランダ人の利益を低下せしめ、オランダ人はジャワに賣るべきものを持たないため貿易競争者として不利益であつたらう。また高物價の利益は仲買人に占められて耕作者に及ぶことなく、彼等は以前より状態が悪くなり、従つて經營上の増加した經費を支辨することができなくなるであらう。フアン・ホーヘンドルフの提案に對する委員會の批判は其後の事件に依つて幾多の證明が與へられ、多分彼は議論に屈服させられたのであらう。然し論争の進行中彼はロシア駐劄大使となるべき命を受け、それを受諾した。後に彼は報告書に盲目判を押したことを明言したから、委員會の論議は明確な説得の効果がなかつたのかも知れない。約定書はそれ故、場合によつてネーデルブルフの約定書として知られてゐるが、それがフアン・ホーヘンドルフの影響の多くの痕跡を示すものである以上正しいことでない。

十九世紀の後半、オランダの植民政策を自由黨員が支配した時代に於いてこの報告書は輕視された。然しそれは今日東印度貿易の調整に有益な變化を與へたものと認められてゐる。それは正常にも「嘗て存在した時代と事情とを考察するのに最も重要な植民政策の國家的記録と」呼稱せられてゐる。それは一七九五年の報告書の提案に對して大なる進歩を示してゐる。報告書と約定書との多くの條項は後年の修正案にきまり文句の様に再現する。それは正規のヨーロッパ人文官の監督の下にある土民の特權階級を通じての間接の支配と、獨立した司法官に依る行政監督との原理を確立することに依つて、オランダ植民地の統治が進めらるべき必要な方向を定めたのであ



る。

約定書は本國政府に依つて一層自由な方向に多少の變更をなして受容せられた。特筆大書すべきは胡椒とコーヒーとを自由貿易に開放したことである。かゝる修正は一八〇四年九月に立法部と關係なく命令に依つて公布された。然しながら行動に移される前に、ナポレオンは干渉し、植民地については何等の條項も含まれてゐない一八〇五年の新憲法は、立法會議議長たるシンメルペンニク (Schimmelpenninck) にこの問題に關して自由に手腕を振ふことを任せた。彼は約定書を撤回し、十月には新しい制度を導入する爲め二人の委員を派遣した。そして彼は一八〇六年一月に蘭印政廳の爲めに行政法規 (Regeringsreglement) としてそれを公布した。これは約定書の寫しとは多少異つてゐたが、表題には統治の手段として眞に重要であつて、特權の許可ではないと表示してゐる。然しながら當時ジャワに至る最も安全な航路たる、ニユーヨーク迄二人の委員がやつと着いた時、ナポレオンは再び干渉した。一八〇六年六月ルイ・ナポレオンはオランダ王となり、大使を既にやめてゐたフアン・ホーヘンドルフからの建白書を迎へ入れた。彼は「東印度統治の爲めに三つの異つた原則を唱道する三派がある。或ものは特許された會社の設立を提議し、或ものは本國政府と東印度會社とを同格にすることを提議してゐる。然し聰明な人々は「民政と軍事行政とが直接に本國政府に隸屬し、自由栽培及び自由貿易の原則に基づく」一層優れた制度を提唱した」と述べた。この一層優れた方法は委員達が古い方法を頑固に固執する偏見の行はれた、アジア領土評議會の受け容れるところとならなかつた。必要なことはオランダ國王に對して責任を負ふ植民大臣を置く事に存したのであつて、この大臣は國政を解する軍人たるべき總督を監督するのである。そして總督は「政治經濟學の不變の原理に基づく」新制度を運用出来る人士でなくてはならなかつた。建白書全體は總督の地

位に一人の人即ちデイルク・フアン・ホーヘンドルフを指示してゐた。然しルイは彼の忠告は受け入れたが彼の助力を拒否した。ルイは委員達を現地から喚び返し、シンメルペンニクの法規 (Schimmelpenninck's Reglement) を撤回し、アジア領土評議會 (Asiatic Council) を廢止し、植民及び商業大臣を任命し、立法部に依つて決定せられた植民地政廳の形式を残すけれども、國王に國內行政の權限を附與するオランダ王國の新憲法を發布した。一八〇七年一月明らかにナポレオンからの命令に従つて彼は舊ジャコバン黨の軍人たるダインデルス (Dreendels) を總督に選んだ。そして一つは個人的に私的に、他は發表する爲めに、二組の訓令を與へた。

### 三、ダインデルス

ダインデルスは一八〇八年一月ジャワに到着した。彼の「訓令」は主として防備について論じてゐた。然し彼は「東印度會社の下に生じた弊習の矯正と特に一般土民の運命の改善及び專制的な取扱ひから一般人を保護する」爲めに一八〇三年以來のすべての規則と命令とに共通する方式によつて導びかれた。また彼は一八〇三年に推奨された諸改革を研究した。彼は必要な場合には評議會を無視する權限を與へられてゐたけれども、本國に無斷では如何なる變更も爲し得なかつた。然し事情は東印度會社の下に於けるより、すではるかに悪くなつてゐた。フアン・オンエルストラテン (Van Overstraten) (一七九六—一八〇一) は爲し得る限りの改革の採用を行つた。彼の後繼者たる、古い一派の最も不徳漢の一人たるシベルグ (Siberg) (一八〇一—一八〇四) は彼の懐中を温めることに満足し、そして部下にそれを爲す事を許した。一八〇八年十一月の手紙にダインデルスは「前政廳の下に於いてすべて承認せられて當然の事と思はれた弊習」、しかもそれ等は「以前知られなかつた程度におい



て一層悪化した」弊習の眞に迫る描寫をなしてゐる。軍隊の演習を強行したので「雷將軍」の尊稱を奉られたグーテンベルグの任官の報知は「その過失の理由を辯明する爲めに呼出されるかも知れぬと人々に感ぜしめた爲め一般の驚愕を惹起した」グーテンベルグは規則を變更する場合は、その以前に報告することを彼に與へられた「訓令」によつて指令されてゐたけれども、イギリス艦隊の見張が彼を本國から遮斷してゐた。そこで彼はその職權によつて行動せざるをえず、さもなければ全然行動しないより外はなかつた。彼は責任を回避するやうな人物ではなかつた。彼が到着して間もなく、單に規律を回復したのみでなく、重大な影響を齎らす改革を行つた。彼の最も有能なる助力者は、以前アジア領土評議會 (Asiatic Council) の稅務裁判所の辯護士であつて、一八〇四年にジャワに來たムンチンヘ (Muntjinge) であつた。當時の多くの青年と同様、彼はフランス思想を體得してゐた。そして一八〇三年の報告書に基づきはしたけれども、一層ファン・ホーヘンドルフの指導に傾いてゐたグーテンベルグ (Daendels) の改革は、多分にムンチンヘの助言に基づいてゐた。グーテンベルグは全生産物の五分の一の土地稅の開始を目論んだ。然し遂に「ジャワ人が一層よく文化的進歩をなしとげる迄は……強制労働が一定の課稅に代用されねばならぬ」と決心した。そして彼は丘陵といふ丘陵にコーヒーの栽培を、平野といふ平野に棉の栽培を擴張する事に全力を盡した。しかし彼は耕作者はその労働に對して報酬を與へられるべきであることを命令した。また支那人に對して村を讓渡することに極力反對し、そして最初の一年間に、平均僅かに十三リツクス・ドル (譯註—往時のオランダ銀貨、大體現在の一ギルダーに當る) の金額で豫約してゐたものを五十六リツクス・ドルで買戻した。彼は官吏が彼等自身の仕事の爲めの使用人に支拂ひをなすことを要求して強制労働に制限を與へようとした。また森林の管理の改善、郵便業務の創始、封建的賦課の廢止に就いてフォン・ホーヘンドルフに従つた。

他の改革はまた一八〇三年の報告書に據つた。彼は貿易總監 (Director-General of Trade) を最高行政官と四人の財務行政官と會計検査院とに置き代へ、商業使用人を階級制の文官に換へ、そして國土を九の縣に分け、残りの十番目たるレンバン (Rembang) を森林組合に割當てた。然しまた、土民理事官 (regens) を全く知事 (Prefect) に隷屬する文官、即ち「君主の官吏」に改變する事によつて一八〇三年の勸告以上に出た、そしてかかる文官は、「少しの變更もなく」知事の命令を實行せねばならなかつたが、彼等自身の方法でそれを實行することによつて「彼等は事務の長として殘存した」更に又彼等は俸給の方法によらずに、土地及び土民から報酬を得た。グーテンベルグは更にオランダ人の「威嚴にふさはしく、利益に貢獻する」ところの新しい足場に立つて土侯領 (Native States) と連絡を保つた。また司法制度に於いても、彼は一八〇三年の報告書の原理を採用し、それを實施した。即ちスラバヤ (Surabaya) に新しい裁判所を設置し、巡回裁判所 (Court of Circuit) を設け、各縣に彼の主要な改革として理事官の裁判官及びその議長としての縣知事を有する地方裁判所 (Landgericht) 即ち土民裁判所を設けた。

かくして彼はあらゆる施政の改造に全力を盡した。彼の計畫によれば、彼はジャワが「すべて何等の義務なしに、オランダに對し純利益として五〇〇萬金の剩餘」を供給するであらうと評價した。かかる事情からして彼の仕事は、全力を盡してさへその期待に添はなかつた。彼は耕作者の無關心や官吏の腐敗と無力とに對してのみならず、イギリスの海上勢力に對しても闘つた。彼は生産を増加する事は出來たが、生産物を賣買する商人を創造する事は出來なかつた。ファン・ホーヘンドルフがその報告書で述べたやうに、東印度會社の行ふ貿易以外のすべ



ての貿易は東印度會社の社員の手の中にあつた。そして個人貿易は非常に少數であり微々たるものであつたので、ダインデルスが四五萬リツクス・ドルの強制借上金を募つた時、民間の者から僅か三萬一千リツクス・ドルしか集めることが出来なかつた。假りに生産物が商人に買はれたとしても、それはアメリカ人以外に賣ることは出来なかつた。何となればすべての他國の船は海上から追拂はれてゐたからである。かくして彼は生産物の販賣による収入を頼みにしてゐたけれども、市場から遮断されてゐたので、彼の主義に反して支那人に土地を賣り、また殆んど無價値になる迄紙幣の増發によつて通貨を改悪する事を強ひられた。勞働に對する耕作者への支拂ひの計畫は、彼が支拂ふべき金を持つてゐなかつたために挫折した。そして強制勞働の廢止の規定にも係はらず、防備の急務はジャワ全土に自動車道路を作る爲めとバンタムの屯營の強化の爲めとに前例のない程度に強制勞働を利用することを強ひられた。

同時に彼は彼自身の陣營に於いて叛逆者と戦はねばならなかつた。それは彼のあらゆる行爲を妨害し、本國において最も好ましく見地に於いてそれを表明した古い一派の人々であつた。一八一〇年植民大臣は、彼が「拘束と制限から離れた」ことを疑つたため、程なく彼は「貪慾、殘忍、無能」の理由によつて辭職を要請された。それ故ダインデルスが彼に絶對的權力を與へた「訓令」の條項を利用し、そして「彼の支配に委せられた植民地の保護を命ずる法律以外の法律を無視する」事が必要であることを彼が見出したのは不思議ではなかつた。更に彼の激烈な獨斷的の性格が容易に非難的となつたことは認められねばならぬ。彼の生産物を賣るべき唯一の市場はアメリカであつた。然し彼は、土侯領におけるオランダ人の使節ポラーネン (Polanen) に依つて協定された條件で生産物を賣る事を拒否した。そしてもしポラーネンがジャワに足場を置くならば射殺すると脅かした。

個人的な論争をなした後に、彼は後年耕作制度 (Culture System) を案出したファン・デン・ボス (Van den Bosch) に二十四時間以内にジャワから退去する事を命令した。彼は司法行政を純化する點に大いになす所があつたが、最高裁判所の所長が餘りにも獨立し過ぎた時に、その所長の追放をも躊躇しなかつた。本國政府に何等の報告もなく前任の知事は「注意人物」として退去を命ぜられ、數名の高級官吏は牢獄に拘置せられた。彼が「雷將軍」と稱せられたのは故あることである。明かに、彼が獨立を宣言するだらうと信するに至つたところのナボレオンは彼の交迭を命令した。ダインデルスは彼の支配の下に於いて「土民もヨーロッパ人と同様にすべての生活條件を改善された」ことを誇りとした。然し彼の後繼者たるヤンセンス (Janssens) は土民もヨーロッパ人も、「忌み嫌ふべきイギリス最負からでは少しもなく、世間を荒し廻つた無頼漢の恐怖から逃れる爲めに」イギリス人の到着を切望してゐると報告した。ヤンセンスは千八百十一年四月二十七日にジャワに上陸した。そしてマリチヤス島の防衛司令官の下にあるフランスの島 (Ile de France) の東のフランス所有地の總督として管理を引受けた。彼と共に上陸した人々の中にボード (Baud) と云ふ賢明な若し海軍士官がゐた。

#### 四、ラツフルス

イギリス人が、敵としてではなく、「單にフランスの權力によるジャワの不法なる併合の破棄と、それを大英帝國の保護の下に置く爲めに」到着したのは、一八一一年の八月であつた。この植民地はすでにイギリスの海上勢力の包圍に依つて非常な困難に陥つてゐた。そこで簡単な戦争がヤンセンスの敗北に終つた時、彼等の軍隊は僅か一挺の銃を残したのみであつた。ために、彼等の兵器を引渡す屈辱を赦された始末であつた。丁度三十歳を過ぎ、



東洋にやつと六年間勤務してゐたラツフルス (Raffles) は「ジャワ及び其の屬地」の副總督に任命された。マレ  
ー群島の中の他のオランダ領はすでに三つの受持ちに配當せられてゐた。即ち英領印度の總督に直接責任を負ふ  
官吏の下に、ベンクレン群島 (Benkulen) マラツカ海峽、モルツカ群島 (Moluccas) の各々が配當されてゐた。  
然し歴史を作つた者はラツフルスであつた。何となればオランダ人自身はイギリス人の占領を「彼等の植民地、  
統治の轉換期」と見做してゐるからである。

ラツフルスはダインデルスの権力と精力とを併せ持つてゐた。然し視野に於いては遙かに廣い範圍を有し、そ  
してダインデルスに缺けてゐた魅力と同情の天賦の才能を最高度に享有してゐた。然しながら、若し彼がダイン  
デルスと同じ地位にあつたなら、ラツフルスがより多くの仕事をなし得たかどうかは疑問である。オランダから  
イギリスの勢力にジャワが移讓されてゐた間に、あらゆる政治と經濟の均衡が一變した。オランダ人は土民に賣  
るべき何物も持たなかつた。ネーデルブルフもファン・ホーヘンドルフも一八〇三年の委員會もダインデルスも  
夫々皆方法は異つてゐたに拘らず、統治の目的が、生産物と利潤の増加に在るとする點に於いて一致してゐ  
た。即ち彼等の政策は本質的には古い東印度會社のそれに外ならなかつた。然し一八〇〇年にイギリスは、英領  
印度に於いてさへ土地の生産物よりも安く賣ることの出来る安い綿製品的大量生産をしてゐた。そしてオランダ  
の東洋に於ける利益が東洋の生産物の西洋への供給を中心としてゐたに反し、イギリスの利益は西洋の生産物の  
東洋からの需要にもあつた様に思はれた。土民の福祉と消費力の増大はオランダ人には不利であつたがイギリス  
人には利益であつた。それだからダインデルスとラツフルスの經濟的環境は同じでなかつたのみならず相反して  
ゐた。彼等の政治的立場も亦さうであつた。ダインデルスの下に於いてジャワは包圍された状態にあつた。ダ

ンデルスを包圍した海はラツフルスに取つては價值ある通路であつた。ダインデルスは生産物の市場を發見出来  
なかつたが、ラツフルスは英領インドとイギリスとさへも絶えざる接觸を保つてゐた。更にダインデルスは軍事  
的緊急事情のため強制的無給労働を過度に要求することを強ひられた。之に反しラツフルスは事情相應の仕事  
なすことが出来、彼の財源が許す以上の、或は單なる必要以上を道路に消費する必要がなかつた。ラツフルスは  
更に他の利益を有してゐた。武力によつてオランダ植民地に權力を得た一イギリス人として、彼の地位は弱  
のと考へられるかも知れないが、ダインデルスの不評判はその後繼者に大いに利益となつたに相違ない。そして  
「フランスの前の支配者の間諜が大多數の人心を攪亂したけれど」ラツフルスは、イギリスの學校に學んだ一學  
生としてイギリスを尊敬すべきことを教へられ、危機に際してはイギリス側に立つ勇氣を有してゐた。ムンチン  
へ (Muntzinghe) が有力な味方であることを知つた。改革の開始に當つて、ラツフルスは傳統の妨害から自由に、  
而も種々の制度について熱帯地方の統治の個人的經驗を持ち、門外漢としてオランダの統治組織を見ることが出  
來たのと、又主として彼の改革にムンチンへが意氣投合したのとはラツフルスにとつて幸ひであつた。然しながら  
恐らくは、ダインデルスがすでに改革の進路に沿ふ道を作つてゐたことが主たる幸運であつた。それ故ラツフル  
スは「かつて以前あつたよりも、遙かに本式の活潑な純正な効果的な統治がダインデルス元帥に依つて建設され  
た」ことを自から認めてゐる。事實ラツフルスはダインデルスの肩の上に立つてそれを足場とした。そこで彼の  
前任者が去つた場所から改革を始めることが出来たのだ。オランダ人は「ダインデルスなくしてラツフルスなし」  
と當然主張するであらう。

然しながらかゝる見方は一方に於いては、ラツフルスの成功を證明し、彼の偉大さを傷けるものではない。彼



が自己の立場を理解し、自己の幸運を認めてそれを掴むことが出来たのは、彼の偉大さの一要素でもある。彼がジャワに赴いた時は、イギリス東印度會社は未だオランダ式の強制栽培によつてスマトラで胡椒を手に入れてゐたし、貿易の獨占を重要視してゐた。一八一三年に於いてさへ、老いたるワレン・ヘースチングズ (Warren Hastings) (譯註―初代の英領印度總督) が、インドに於いて個人の貿易商を許可する事はイギリスの統治に不利であるとの主張を支持するために呼び迎へられた。之に反しラツフルスは、アダム・スミスからその指導原理を得た。彼は「獨占は奴隸制度と同様に二重に呪はれたるものと呼ばれるべきである。即ちその及ぼす影響は、それを課せられる人と同様それを課する人にも破滅的である。……商業は、自由と共に大切に守護さるべき力であり、その進路を妨害する者のすべてに幸福を拒否する。」と書いてゐる。彼はイギリスの利益が明らかに土民の「進歩と改善とに關聯し、」そして「自由にして無制限なる通商の確立と、イギリス人が自己の資源を活用すると共に土民の資源を開発することを」彼の目的とした。彼の意圖は貿易の奨励と、それに依つて人民の福祉の増進することとに存した。彼は「その住民全體の生活状態を向上させる意圖を以つて、島全體に改良せられたる政治經濟制度を導入する事により、また労働の所産の公平な平和な享有を社會のあらゆる階級に保證するところの個人的産業に保護を與へることによつて」これを成就せんと期した。事實、彼は耕作者に土地の私有權を與へ、強制労働に代へるに有給労働を以つてすることにより、ファン・ホーヘンドルプの革新的原理を適用した。この事について、彼はムンチンへの熱狂的な支持を得たが、それは決して無批判的支持ではなかつた。

彼の最初の政策の一つは、如何にしてこの目的を達成するかを確める爲めに調査會を設けた事であつた。この調査會によつて、すべての土地は國の所有であつて、ジャワ人の村の、住民の首長が「太古からの習慣によつて、

警察の仕事に従事してその管轄範圍内に起つた些細な紛争の解決をなし、土民の収益の集金や、一層村人の賦役を取纏めたり、その村に關係ある事柄の一般的監督權を附與さるべきであると」<sup>31)</sup> 斷定を下すことは正常であると、彼は感じた。統治の一單位として村を利用する觀念は英領インドの制度に精通してゐたラツフルスにとつては珍奇なものである筈はなかつた。また國家が總體的地主であるのは英領インドの傳統であつた。それ故にこの調査會に集められた資料によつてラツフルスが欲し且つ期待したものを見出したとする説に反對することは困難である。更に別の發見は、村長の職が「選舉せられ、そして權限はその仲間の村人から委せられる」ことであつた。ラツフルスは「人民の側における選舉權は眞の自由を與へ、それは明かにこの島獨特の制度である。そして餘りにイギリス政廳の精神と原理とに適つてゐるので、それに重點を置きすぎることはできぬ程である。」<sup>32)</sup> と言つた。選舉せられた村長が同時に政廳の代理人であり、土民の代表者であることは、非常に幸ひな發見であつた。何となればそれはラツフルスが強慾的な壓制的なものであるのみならず、前オランダ的のものとして信用しなかつた土民理事官 (Regents) によることなくして、ラツフルスに鞏固な統治制度を建設する方便を提供したからである。

彼の村落制度と土地制度は共に、一般的、司法的、財政的統治の基礎を作つた。上層の組織はオランダの支配下にあつた當時より遙かに簡單になつたが、下層の組織は遙かに詳細になつた。ダインデルスによつて保存された蘭領東印度評議會 (Council of India) は、ムンチンへと市民委員としての別のオランダ人と軍事顧問としてのイギリス人の士官との三人の委員に依る長官會議に引き下げられた。生産と商業についての國家の活動を制限するのがラツフルスの政策であつたので、財務部及び會計検査院は最早や必要がなくなり、そして彼はそれを會計局 (Accounts Department) に變へた。他方に於いて彼は地方行政組織に苦心した。彼はダインデルスの縣 (Prefec-



ures)を繼承したが、それを理事州 (Resideny)と改稱し、一部分は以前の分割の再整理により、大部分はグ  
 ーデルスが支那人に借した土地を取返すこととジョグジャカルタ (Jogjakarta)の土侯領から新しい領土を繼  
 承することによつて、十六の理事州に數を増加した。グーデルスは土民理事官 (Regent)を政廳の官吏に變へ  
 るまでは土民理事州 (Regency)を保存した。然しラツフルスは土民理事州を「郡」(Districts)と稱したので従  
 前の自治制の土民理事官は單なる地方官となつた。更に又、彼は政廳と土民との直接の接觸を望んだので、彼は  
 郡を警察地區即ち「分州」(Division)に分けた。分州は夫々多くの村を含み各村は村長を有した。

司法制度はグーデルスに依つて再組織せられたものでさへ、「複雑であると共に混亂」<sup>37)</sup>してゐるのを彼は看  
 取した。すべてオランダ人の裁判事件は多數の裁判官の前で審問された。ヨーロッパ人と土民に對しては、異つ  
 た裁判所と異つた法律及び手續をもつ司法統治の二重制度であつた。ラツフルスは裁判官の數の減少と古い最高  
 裁判所及び陪審法廷 (Court of Aldermen)の廢止によつて、司法統治費に對する臨時追加を殆んど或ひは全く  
 なさなSので、司法裁判所 (Court of Justice)小事件の爲めの請願裁判所 (Court of Requests)警察裁判所判事  
 (Police Court Magistrate)とを三大港に夫々配備することが出来た。これ等の裁判所はその町の居住者のあらゆる  
 階級の爲めに、民事及び刑事上の裁判事件を處理した。民事訴訟はオランダ植民地法によつて處理されたが、  
 刑事訴訟は陪審員を持つイギリス式手續が採用された。國內の土人の爲めの司法上の改革は二つの段階を経た。  
 最終段階に於いては、死刑に當る告訴事件は地方裁判所の一人の判事と陪審員から成る巡回裁判所 (Court of  
 Circuit)によつて裁判する爲めに保留された。グーデルスの下では、土民理事官の裁判官が州理事官の前で裁  
 判を行つた。その他の重大事件は、土民理事官や他の人々が顧問の資格で列席はしたが州理事官一人で處理する

様になつた。オランダの法律の下で土民理事官の判断に委ねられる小事件は、郡事務官、分州事務官や村長に割當  
 てられた。然しながら以前の土民理事官である郡事務官に刑事上の權力が與へられなかつた事は注目に價する。  
 主なる財源は土地収入であつた。即ちラツフルスの見解に依れば地代 (land-rent)であつた。彼は土地の全生産  
 の十五分の二の現金に價する價値を「地代」として取立てようとした。そしてそれをラツフルスは以前耕作者か  
 ら支拂はれてゐたところの「ヨーロッパ人か土民の有力者かに課せられる一切の國內税、寄附金、不適正な率に  
 よる生産物の受渡し及び強制賦役」と同價値のものと評價した。これは耕作者たらざる者に對しては人頭税又は  
 「所有物税」によつて補足された。先づ第一に「臣民についての情報の缺乏とそれが進行する爲めに必要である  
 極度の注意」との爲めに彼は、各村長に各村の土地を貸すことを決定したが、村長らはその土地を耕作者にさら  
 に貸付けた。だが僅か四ヶ月後には彼は「島全體の土地の保有權の性質は今や完全に理解された」と公表するこ  
 とが出来た。そして土地は「土地の借主(即ち占有者)の収益が大體一樣であることをよしとする爲めに各々の  
 (土地の種類)から生ずる生産物の實際の數量に従つて分類さるべきであることを彼は命令した。地代の賦課は、  
 理事官から獨立し、差押へによつて収入を得る必要の場合や、部下の不法行爲を罰することが必要な場合には、  
 何時でも裁判官又は判事としてそれを知事に請求し得る特別收稅吏 (Special Collector)がこれをなすべきであ  
 つた。實際の集金は分州事務官の監督の下にある村長によつて爲された。然しながら郡事務官や土民理事官は收  
 入管理に關係することは全く拒まれてゐた。

これ等の改革に於いて二つの點が特に注目に値する。一つは「政治的な、またその他の過度の權力のすべてを」  
 土民理事官から奪ふことに注意が拂はれてゐることである。彼等は法官としての權力も収入に關する權限も許さ



れなかつた。それ故にその結果として一般的行爲を拒まれた。他の重要な事柄は、ラツフルスの調整は外觀上はファン・ホーヘンドルフの提案に類似してゐるけれども、其の目的に於いても方法に於いても、實質的には異つてゐた事である。ファン・ホーヘンドルフは國家の爲め出来るだけ生産物を多く獲得することを目的とし、土民理事官を通じてよりも直接耕作者と交渉することによつて一層多くのものを得るのを主張した。彼は土地税を物品で取立てることと、人頭税でさへも物品で支拂はれることを喜んで許す事を提案した。ラツフルスは貿易と貨幣の使用とを奨励するのを目的とした。それ故彼は物品によるすべての支拂ひは耕作者の費用で州政廳に持参すべき事を命じ、之に反して貨幣での支拂ひは隣村の分州事務官にそれを交附する事の出来る村長に支拂ふべき事を主張した。ラツフルスはこれ等の改革を人間として又統治者として大なる満足で以て傍觀した。彼は「束縛と專制的壓迫の状態から幾百萬の友人達を解放する幸福を得た。政廳の収入は無感覺な農夫の勤勉による貯蓄から貪慾な手によつて絞り取られる代りに今や直接に政廳の金庫に入るであらう。そして國の實際の能力に應じて、…そして更に廣い政治的見解によつて、國民の大部分が永久に英國の權力に愛着を持つ様にする事を企圖しうるであらう」と書いた。彼はまた他の場合に、「若し私が人民の幸福と國の改良とその結果として公收入の増加とに貢献するものとして、制度の改變に期待するなら、その結果は計り知れないものがあらう」と書いてゐる。然しながらすべての經濟的小作料を吸収すること、最もよい土地の耕作者も最も悪い土地の耕作者も同じ地位に置くのを目的とした制度に於いては、一般人民が土民理事官の貪慾な手から解放される事に依つて多くの利益を受けるか否かは恐らく疑問である。そしてあらゆる場合に於いて、金で税金を支拂ふ事を要求する取極めは事柄が單に土民理事官から金貸業者の手に移つたに過ぎない事が事の成行によつて明らかにされた。ラツフルスが豫想

せる如く、その結果は測り難いものであつた。

一般的、司法的、財政的の制度的改造は、ラツフルスの改革の最も野心的なものであつたけれども、彼は又オランダ統治の殆んどあらゆる部門の検討及び新しい一層事務的な方法の導入のための時間と精力とを有してゐた。彼は以前パレンバン (Palembang) (譯註スマトラ東南部の州) の君主の支配下にあつたバンカ (Banka) (譯註スマトラ東北部にあり) の錫鑛山を譲り受け、その採掘に近代的方法の基礎を置いた。彼は支那人に關稅と鹽稅收入とを請負はしめる慣習を廢止し、直接經營に變へた。他方に於いて彼は支那人に、以前政廳に依つて經營されてゐた質屋を請負はせた。彼は國內に於いて貿易を妨害した巨額の通行稅及び輸送稅の廢止にも亦努力した。彼は自治の單なる名残を維持する爲めに新しい立場で殘存してゐた土侯領との關係を保存した。これ等のすべてに於いて彼の調整は非常に効果的であり有益であつたので、オランダ人が島の所有を回復した時、これらの政策は彼等によつて大體採用せられた。然し一つの事に於いて遺憾乍らオランダ人はラツフルスの標準に達することに失敗した。ダインデルスは無價値の紙幣發行に依つて通貨を改悪した。それ等はラツフルスによつて償還された。彼は通貨を荒地の讓渡の爲めの支拂ひとして受け容れたので通貨は健全な基礎の上に置かれた。然しオランダ人のジャワへの復歸に依つて、通貨は再び混亂に陥つた。そしてラツフルスの財政上の健全性を模倣するのに殆んど五十年間を要した。

然しながらこれ等は皆、單なる施政上の改革であつた。しかるに土地保有權の新制度の開始は政治的考慮を必要とした。誰でもその從屬者の爲めに新しい規則を作つたり、ある範圍内で彼の規則を彼等に實行させる事は出来る。然し人民の慣習を變へることは別問題である。そして人民の生活を治めることが慣習の職分である。流血



に値すると多くの人が考へたに拘らず、ラツフルスは三日間で貢納に變へるに課税を以てした、と後にムンチン（Muntchinghe）は書いた。然し乍らかゝる改革は明らかに三日間で完成することは出来ない。そして新制度の實施を急いだためにラツフルスは、彼の部下の實行力と耕作者の保守的傾向とについて充分の考慮を拂はなかつたことは認められねばならぬ。そして彼の土地及び收入制度の改革の爲めの手配は、計畫としては明確であつたが、實際には混亂を招いた。

ダインデルスの改革は多くは紙上の改革であつた。そしてこのことはラツフルスの改革については一層眞であつた。何となればそれは一層野心的であつたから。定められた俸給の代りに土地の割當から、すべての又は大部分の收入を得てゐた土人官吏は、耕作者に對して権力と權威とを保つてゐた。耕作者は貨幣の使用に慣れてゐなかつたが、收入の支拂を貨幣をもつてなす要求をつきつけられた。そこで彼等は彼等の收穫や家畜や土地を抵當に置いたので、ネーデルブルフもフアン・ホーヘンドルフも同様に非難したことであるが、抵當付で土民理事官から土地を得る以前の慣習の下に於けるより、一層多くの土地が支那人の手に渡つた。土地の測量を行ふ計畫は全く失敗した。スラバヤに於いて二千七百の村から五十村より多くは測量出来ないのが分つた。收入の要求額は全く理事官の獨斷的評價に基づいてゐた。例へばチェリボン（Cheribon）に於いて最初の評價は十五萬六千七百二十二ルピー（R<sub>g</sub>）（譯註—印度の本位貨幣單位、約六十五錢）續く二ヶ年が三十九萬九千九百四十二ルピー、二十一萬二千八百九十七ルピーであつた。一方實際の集金高は、一八一五—一六年に僅かに八萬六千一百九十五ルピーであつた。プリアンゲル（Preanger）（譯註—ジャワ西北の一地方）に於いてラツフルスは故意に收入がコーヒーによつて支拂はれる制度を維持した。また彼はチーク材に就いては多く非常に古い制度を存続した。強制労働の

廢止に關しては彼は全島に之を停止したと言はれてゐる。但し例外として彼はプリアンゲルに於いては一層重い負擔を與へる新制度を創始し、バタビアに於いては、同じ結果を生ずる新制度を以つて舊制度に代へ、其他の場所では、道路をそのままに放置しておくとか、荒廢した公共建築物を放つて置くことは別として、すべてを以前の通りにして置いた。

ラツフルスの統治が經濟の進歩にどの程度貢獻したかは明確ではない。輸出穀物の状態によつて經濟進歩の尺度とするオランダの當時の標準によれば、生産力は低下してゐた。東印度會社の規約の最後のものによれば、收入の半額以上はコーヒーと砂糖とに依存してゐた。そしてそれ等はジャワの生産物の唯一の重要輸出品であつた。一八〇七年ジャワに於いては十萬ピコルのコーヒーを産出した。ラツフルスの統治下にあつては、それは僅か五萬ピコルしか産出してゐない。一八〇八年の砂糖の生産高は九萬五千ピコルとされてゐる。一八一五年にそれは二萬ピコルを出でなかつた。（然しながらこの下落はダインデルスが支那人生産者に最早や資金を貸付けることが出来なかつた時に起つてゐる。一八一三年には生産高は僅か一萬ピコルであつた。それ故それは部分的の回復であつた。）他方に於いて、穀物の輸出は減少したに拘らず、耕作者が主として自己消費のために作るものに於いては生産が増加した様に思はれる。一七九二年に米の輸出は、その供給は本國の消費に對し不適當だと云ふ理由で禁止された。然しイギリスの支配下では、米は再び輸出された。ムンチンへによれば、農夫の所有權に對するムンチンへの先入主からして彼の言が公平であると考へる事は出来ないが、煙草栽培は繁昌したしバタビア周辺の人民は菊醬（Dag<sub>g</sub>）や果物の育生において専門化してゐた。生産物が概して増加したことは、貿易の發達に依つて指摘しうる。東印度會社の下では、バタビアに到着した船の數は一年に二十五隻乃至三十隻を出でなかつ



た。然し一八一六年の八ヶ月以内に三十七隻の船が到着した。之に反し、ダインデルスの下では、我々が注目すべきものとしては、個人商人が少数であつた事である。一八一六年までに、バタビアに十、スラバヤとセマラン (Semarang) に夫々三の商店ができた。

然しながら進歩はラツフルスの期待した程急速でなかつた事は確かである。彼は豫算は一八二二—一三年に餘剰を生ずるだらうと見込んだが、彼の出發に際して作成された清算書は次の事を示してゐた、即ち彼は収入を五百三十九萬ルピー (Rs) から七百五十二萬ルピー (Rs) に増進したけれども、平和締結による軍事費の節約は別としても、支出は同時に百萬ルピー (Rs) 以上引上げられ、結局なほ百五十七萬ルピー (Rs) の赤字を示してゐた。不足は前年より多くさへなつてゐて、戦争の間に貯へられたコーヒの販賣からの収益七十萬三百七十六ルピー (Rs) も意外の收穫として喜ぶことは出来なかつた。収入の三分の一より少ないものが地代から得られ、それは二百四十七萬ルピー (Rs) を生じた。そしてコーヒ、錫、鹽の販賣で殆んどそれに近い約百九十萬ルピー (Rs) を得た。價值なき紙幣の償還の如き異常の支出の爲めに、ラツフルスは彼の主義に反して土地を賣ることに依頼した。それによつて八百萬フローリンの價值に相當する紙幣を回収することができた。道路の建設の爲めにさへ、彼は公の富籤に依つて公債を起した。しかもオランダ人は、たとひ道路が作られてもそれを維持することは出来なからう、と不平を言つた。かくして「イギリス政府はジャワの占領によつて財政困難の源泉を興へられた」とするイギリス東印度會社の當局者達の批判と英領印度總督としてミント卿 (Lord Minto) の後繼となつたモイラ卿 (Lord Mordaunt) の非難には若干正當の理由があつた。それはラツフルスが土民地の領有によつて彼自ら主張した所の利益を獲得する爲めに缺く可からざる能率を以つて彼の責任を遂行する事に失敗し

た、と非難したのであつた。それ故彼は失敗の汚名の下にみづから「神聖なる島」と愛稱してゐた地を去らねばならなかつた。一八一六年三月彼はジョン・フェンダール (John Fendall) に副總督としてのその責任を譲つた。

しかし乍らやがて彼の事業はその結果によつて正しかつたことが分つた。彼の施政と司法組織上の改革とは、原則において或ひは形式的に或ひは根本的に多少の變更が加へられたけれども、それらをオランダ人が引繼いだ程の好結果を齎らした。オランダ人はまた、ラツフルスがその傑作と自身考へてゐたところの村落制度及び土地收入管理制度を多少の變更を行つて繼承した。そして其の後オランダの支配の下に於ける土地收入高の増加は、ラツフルスがその上に置いた見込は間違つてゐなかつたが、たゞ餘り樂觀的であつたことを示してゐる。ムンチンへが彼に警告した通り、支出の増加は急激であり、収入の増加は漸進的であつた。一層狭い問題に關する統治上の彼の改革は、實務的能率が主として重要であつたが、すでに述べた如くオランダ人によつて、錫嶺山、鹽、關稅、阿片、質屋の管理が繼續された。然しながら恐らく彼の偉大な業績は、熱帯の屬領に於ける統治の正しい目的を土人の福祉の上に置く模範を示したことである。土人の福祉が同時にイギリス貿易の繁榮に一致するのは事實である。ラツフルスは又機敏すぎてこの事を理解できぬ程ではなかつたと同時に、彼は土民への純眞な愛情を有してゐた。そして彼はインド大陸の人民よりこの土民が「一層自然の手から離れたばかりである」ことを見出した。彼は又これら土民がオランダ人に等閑視されてゐた當時、彼等の歴史と言語との研究に興味を示したりした。そして當時新しく發見されて、世界的に有名になつたボロブドール (Borobudur) の聖地 (譯註—ジャワにある佛蹟) の調査を命じたのもラツフルスであつた。彼の改革の大部分は不完全であつて、彼がジャワを去る前に實際の統治に大なる効果を現はしたものは極めて少なかつた。然し彼は、この異人種であり異つた傳統をもつ土



人の助力者達と共に、非常に異つた計畫の下に長い間支配されてゐた耕地において改革を押し進めるための、想像力と勇氣と精力と機略とを有してゐた。そして彼の統治がオランダ植民政策の永久の目標を残した程の大なる成功が五ヶ年以内に完成された。五年の後、トルベツケ (Thobekke) や其他の人々が自由主義植民政策を構想した時、彼等はラツフルスを祭り上げ、弟子としての尊敬の念を以て彼を仰いだ。「彼の改革は輕卒に導入せられ、そして屢々實際よりも紙の上で實施されたにすぎないけれども、なほ彼は改革が基礎づけられた偉大なる博愛の思想の爲めに尊敬せらるべきである。」<sup>54)</sup>「彼は東印度の爲めの最高の法則として、本國の利益追求の凡ゆる抑制の原理の上に、蘭印人の福祉を置かうと努めた氣高い精神において卓越してゐる。」とファン・デーフェンテル (Van Deventer) は言つてゐる。然しながら今は反對説も存在する。ラツフルスは東印度の福祉のために、またイギリス貿易の繁榮の爲めに氣高くも努力したと諷するものがある。ヘーレス教授 (Prof. Heeres) は、彼のすべての高遠な原理の爲めに、ラツフルスはイギリスの貿易の奨励と、出来るだけオランダや其他の國の貿易商を排斥する事に大なる注意を拂つた點を指摘してゐる。そして教授は「ラツフルスがよく言つたやうに、正直に言へば、如何なる點においてオランダの政策よりイギリスの政策がすぐれてゐたであらうか？」と問うてゐる。兎も角、それはイギリスの爲めには優れてゐた。何となればそれは世界の進歩と一致し、イギリスは先驅者として指導してゐたから。イギリスは二世代の間ヨーロッパの先頭にあつた。そしてラツフルスは彼の時代の最前線にあつた。他の評論家達はラツフルスはイギリスがベンガルの爲めに案出した經濟組織をジャワで發見した、と批評してゐる。そしてファン・フォーレンホフエン (Van Vollenhoven) は特に「自慢家のラツフルス」に依つて唱へられた土地保有と村落組織との理論を嘲つてゐる。而もファン・フォーレンホフエンでさへも、ラ

ツフルスが政治家として土民生活を研究した事を認めてゐる。然るに當時のオランダ人は單にそれに反對する大間違を冒してゐた。<sup>55)</sup> オランダの支配は、彼等の植民政策の思想がラツフルスの思想を異花受精した後は全然同じではなかつた。そして近代のオランダの歴史家は「近代の植民統治 (beheer) は外部から強制されたものである。」<sup>56)</sup>と注意してゐる。

## 「参考書目」

- Colenbrander, Dr H. T. Inlijving en Opstand. (1913) (「オランダ植民地博士著「領土接收及び叛亂」——Willem I, Koning der Nederlanden. Vol. I. 1772—1815 (1931)「オランダ王「ウィリアム一世」を「一八二二年—一八一五年」Coupland, R. Raffles. (1926) (「キャンランド著「ラッラス」)
- Deventer, S. van. Het Landelijk Stelsel op Java (3 vols. 1865.) (「S. van Deventer著「ジャバに於ける土地制度」(三卷、一八六五年)
- Deventer, M. L. van and Roo, L. W. G. DE. De Opkomst vol. xiii and Supplements. (M. L. van Deventer and L. W. G. Roo共著「オランダ勢力の擡頭」八巻及び附録)
- Groot van Kraayenburg. Inr. J. P. C. DE. Over het Beheer onzer Kolonien. (1862) (「グロート・ファン・クライン・ブルン著「我が植民地の統治に關して」一八六二年)
- Levysohn Norman, Mr H. D. De Brit. Heerschappij, 1811—16 (1867) (「レヴィソフ・ノルマン著「一八一一年—一八一六年の間の英國の支配」)
- Mackay, D. J. De Handhaving v. h. Ned. Gezag. (1861) (「マッケイ著「オランダ勢力の確立」)
- Raffles, Sir T. S. Substance of a Minute recorded on 11 February 1814, and other Documents, (1814.) (「ラッ



ルス卿著「一八一四年二月十一日の覺書及び其他の記録の要旨」一八一四年）  
 Raffles, Sir T. S. The History of Java. (2 vols. 1817, 2nd ed. 1830.) (ラッフルス卿著「ジャワ史」二卷、一版、一八一七年、二版、一八三〇年)  
 Raffles, Lady. Life and Public Services of Sir T. S. Raffles. (1830) (ラッフルス夫人著「サーT・S・ラッフルスの生涯及び官歴」一八三〇年)  
 Seyn Parvé D. C. Het Kaloniasl Monopoliestelsel. (1850.)—Het Kol. Monopoliestelsel en de nadere toelichting daarop. (1851) (スタイン・バルフェの「植民地の專賣制度」一八五〇年及び「植民地の專賣制度及びその若干の説明」Vollenhoven, G. van. De Ontkleking v. h. Adatrecht. (1928.) (ファン・フォーレンホーフエムの「慣習法の發見」)

見)

「註」

- 1 ラッフルスの「ジャワ史」の序論一二頁。一八一一年、八月四日のロード・ミトリーの聲明、蘭印百科辭典「二卷一九頁。
- 2 改革の概要については(クレイン)の二卷、七頁を見よ。記録の爲めには(フロート)の一五頁以下を見よ。
- 3 クレインチェスの一巻、八頁。
- 4 ブツケ博士の「國富政策」
- 5 ベルフストの「參考小論文」二卷、一五二頁附録後期ラテン語。
- 6 ブツケの「國富政策」。
- 7 メイエルに詳細に附加され、フアーニヴァルの「蘭印史」の三五頁に抜萃す

- 8 (デ・ヨンへの「據頭」八卷の序。
- 9 デ・フロートの二七、三〇、四四、四五、五五頁を見よ。
- 10 デ・フロート、三三頁。
- 11 九七頁の命令と同様。
- 12 一八〇八年十一月十二日の植民相への手紙、デ・ヨンへの「據頭」一三卷、三二六頁、フアーニヴァルの「蘭印史」四二頁。
- 13 コレイン及びスチツペに於ける一巻、三三八頁。(ヘーレス)
- 14 一八〇八年十一月十二日の植民相への手紙。「據頭」八卷、三二六頁。
- 15 理事官への訓令、v. d. チェイス、十五卷、二九二頁。
- 16 ベルフスマ三卷、四三頁。
- 17 ベルフスマ三卷、四三頁の註に引用されたるダインデルスの「蘭印植民地の状態」
- 18 ラッフルスの「ジャワ史」の序の四六頁に引用されたダインデルス。
- 19 同上。
- 20 コレイン及びスチツペに於けるヘーレス、一巻、三四二頁。
- 21 同上。
- 22 ラッフルスの「ジャワ史」序文四六頁。
- 23 同上。
- 24 デ・ヨンへの「據頭」八卷五四一頁。フアーニヴァルの「蘭印史」四五頁。



- 25 一八一一年八月十一日の聲明。「蘭印百科全書」二卷、一九頁。
- 26 「蘭印百科全書」三卷、五三三頁、及び「ビールソン」一一頁を見よ。
- 27 ラツフルスの「ジャワ史」序文二二頁。
- 28 同上。
- 29 コーブランドの三三頁より引用す。
- 30 コイレン及びスナツベに於けるヘーレス、一卷、三三四頁。
- 31 ラツフルス「東方諸島統治手記」無日附なる一八一九年版。
- 32 同上。
- 33 一八一三年十月十五日の聲明、ラツフルスの「要旨」の一八一頁、フアーニヴァルの「蘭印史」二四頁。
- 34 保有權に關するラツフルスの仕事の批判に就てはファン・フォーレンホーフエンの「發見」の二四頁を見よ。
- 35 一八一四年の歳入命令の一一條。「要旨」の一八一頁。「ジャワ史」の二卷。フアーニヴァルの「蘭印史」の五七頁。
- 36 ラツフルスの「要旨」、一一三頁。
- 37 ラツフルスの「ジャワ史」の一卷の二八八頁及び「要旨」、の一五六頁。訓令に就いてはラツフルスの「要旨」の一七頁及びフアーニヴァルの「蘭印史」を見よ。
- 38 一八一三年及び一八一四年二月十一日の訓令、ラツフルスの「要旨」の一八一頁、フアーニヴァルの「蘭印史」、の五七頁。
- 39 一八一四年二月十一日の訓令の五九、六一、八一條。
- 40 一八一三年の訓令、フアーニヴァルの「蘭印史」五四頁。

- 41 ファン・フォーレンホーフエンの「發見」三四頁。
- 42 一八一四年二月十一日の訓令の八六條。
- 43 ラツフルスの「生涯」一九四頁。
- 44 ラツフルスの「要旨」、一六八頁。
- 45 ホンフレイブの「概要」八五―八八頁。
- 46 ベルフスマ、三卷 四九―五〇頁。
- 47 デ・フロート、一三頁。
- 48 カツブランド 四五、五〇頁。
- 49 ラツフルスの「ジャワ史」一卷、三〇六頁。
- 50 「蘭印百科全書」四卷、七〇七頁。
- 51 カツブランド、五八頁。
- 52 同上、五九頁。
- 53 ファン・フォーレンホーフエンの「發見」の三〇頁。
- 54 蘭印百科全書の三卷、五三三頁。
- 55 コーレンブランドの「ファン・デアフェンテル」三卷、八二頁。
- 56 コレイン及びスナツベに於けるヘーレス、一卷、三四四頁。
- 57 ファン・フォーレンホーフエンの「發見」一九、二四頁。
- 58 同上、三四頁。



## 第四章 不安定の時代（一八一五年—一八三〇年）

### 一、一八一五年に於けるオランダ人

ナポレオンが倒れた時には、オランダ人は最早聯合諸州や植民帝國を建設したやうな英雄民族ではなかつた。それは單に二百年の安易な生活が、彼等の活力を次第に害して行つたと云ふことのみでない。政治的、經濟的生活における社會の全機關が、彼等の進取の氣象を害し、彼等の眼界を狭め、かくして一七九五年には全く突然に崩壊したのである。政治團體は潰れた。次の二十年間に於いては、友邦であり同盟國であるイギリス・フランスの荒々しい手術が、彼等の勇氣を挫いたのである。

古い聯合諸州共和國を押し流したものは、オランダ人民であつて、フランスの軍隊ではなかつた。その瓦解は一般人の感情の爆發を招來しなかつた。感情の爆發があつたなら恐らく再結合に役立つたかも知れない。次に矢繼早やに次々に憲法が作られて古來の特權や、歴史的な黨派が抹殺され、一八一〇年以來この國はバリーに政治的生命の中心を置いて、フランスに併合されたのである。この併合は一つの積極的な結果を齎らした。それは古い聯合の殘骸を一國家の原料に變質せしめたことである。併しこれには形式も生命も伴つてゐなかつた。オランダ人は自らの解體に助力して來たのであつて、彼等の運命に満足したのである。あちこちで少數の興奮した青年が、地方の警察にいくらか面倒をかけたこともあつたであらう。居酒屋の連中が聲を張上げたり、大盃を上げたりし



て、愛國的な合唱を屢々やつたこともある。併しライプツヒに於けるナポレオンの敗退後でさへも、國民は騒がなかつた。そしてフランスの軍隊がアムステルダムから撤退した時に、住民達は二三のフランスの軍旗を引裂くことが、彼等の新しき自由を祝福するよい方法であると思つた。かくてフランスの統治の消滅は、單に政治的空虚を創出したに過ぎなかつたのである。

同様に東印度會社を廢止したのはフランス人でもなく、イギリス人でもなく、オランダ人民自身であつた。二百年間に亘つて憲法と會社とが貿易や産業に種々の制限を加へたのであるが、この制限は人民の習慣となつてしまつて、個人企業を發達させなかつたのである。ナポレオンの保護の下に、オランダの經濟組織はフランスの組織の中に包含された。大陸の組織の壓迫は彼等の資力も消耗せしめたのみならず、商業の機構の破されてあるものを破壊した。一方イギリスの保護の下に於いて、オランダ人の植民地はイギリスとの貿易には安全であつた。これ等は凡て彼等の商業上の熱意を挫折した。ナポレオンが没落した時、商業の復活に對する大なる障害は、その環境に存するのではなくてオランダ人自身にあつたのである。マンسفエルト (Mansvelt) は次の如く述べてゐる。「吾々に缺けてゐるのは冒險心、偉大な行爲を試みんとする勇氣、困難と失望に堪へて行く力である。……吾々はヨーロッパの支那人だと呼ばれて來たが、支那人と似てゐるのは保守主義の點だけであり、産業や企業に於いては吾々は以前のも一つの植民地國であるポルトガル人に似てゐた。吾々は下駄を履き、だぶ／＼のツボンを着けて、宛で繪にでも見るやうな人民で、すでに骨董品となつてゐた。吾々の商人と云へばお客を待ち乍ら賣場で歌をうたつてゐる小賣商人に過ぎなかつた。」と。オランダ人は政治においても商業においても安眠を貧つてゐたのである。

## 二、一八一五年に於ける自由主義

併し乍ら、ここに一人の人物が活動の必要を悟つてゐた。これは例の植民政治家の弟の G. K. ファン・ホーヘンドルフ (G. K. van Hogendorp) であつた。彼は假政府を組織し、現在はウイリアムによつて代表されたオランダ家 (The House of Orange) を復活する取計らひをなした。ウイリアムは前の大統領 (the old Stadhouder) の息子で、招請に應じてオランダに歸つたのであるが、その時は大統領としてではなく主權君主 (Sovereign Prince) として歸國したのであつた。G. K. ファン・ホーヘンドルフはデイルク・ファン・ホーヘンドルフ (Dijk) や、その他當時のすべてのオランダの名士と同様に、自由主義の見解を保持しており、ウイリアムも亦かゝる思想を持つてゐた。併し彼等の自由主義なるものは、ウイクトリア中期のイギリスに於けるよりも廣き内包を持ち、よりよき社會經濟的秩序に向ふ合理的進歩への、一般的信念を意味してゐた。それは又、アダム・スミスやベンザム及びフランス革命を通じてヴォルテール、ルソーから由來する諸思想の複合の上に、その基礎が置かれてゐた。そして實際的な適用に於いて自由主義は、自由、平等、博愛なる、革命の標語を變質せしめて、合法的憲法の中にその表現を見出すことの出来る社會的經濟的の主義となつた。自由黨員は革命的原理を信じてはゐたが、革命的方法に對しては反對してゐた。

自由主義はアダム・スミスとルソーに最も多く由來した。併しこの用心深いスコットランドの經濟學者と、ロマンテックなフランスの博愛主義者とは、互ひに氣の合はない仲間であつた。兩人とも人間、財産、及び貿易の自由を主張し、獨占と特權の廢止を切論した。政治的には彼等の主義は、集會、思想、言論、文書、宗教の自由



を意味し、法律の前の平等法律は行政的干渉から自由であることを意味してゐた。併しアダム・スミスが經驗上から、經濟的幸福は萬人をして私的利益を追求せしめることによつて増進されると論じたのに對して、一方ルソは、萬人は自由を得る權利を有すると獨斷的に宣言した。經濟學說としての自由主義は實際的な常識に基くのであり、社會學說としては理想主義的な人道主義に基くのであつた。植民政策の發展に於いて、此の二つの様相の自由主義が争つてゐるのを吾々は見るであらう。そして一つには、その爲めにこれら二つのものが、獨占と特權の力によつて敗退したが、結局共同して攻撃することによつて勝利を得たが、更に人道主義者が援助して勝ち獲しめた勝利の成果を、實際家達が集めたと思はれた時、兩者は分離して了つたのである。然し乍ら一八一五年には理性と感情とが、進歩の旗印の下に、共に和協して進んで行つた。

### 三、新 憲 法

第十九世紀を通じて、植民政策は國內政治と密接な關係を有してゐた。それ故新國家に對して計畫された諸機構の特色に注目しておく必要がある。一八一二年のフアン・ホーヘンドルフは、一つの憲法の輪廓を作つてゐた。それは餘りに過去を追想せしめるものであつたが、それが具體化してゐる自由思想の爲めに一つの基礎として採用されたのである。新しい基本法の起草を委任された議會は、自由主義的であつた。従つてウイリアムも亦自由主義的であつた。されば「彼は勇敢で自由な者は誰でも容易に受容れる」と國務長官のファルツク (Falk) も書いてゐる。併し彼等の思想を彩つてゐたのは、十八世紀の自由主義であつた。一八一四年に採用された基本法によつて、ウイリアムは廣汎な權力を振ふことが出來た。平和と戰爭の宣言、財政の處理、植民地の「獨占的

支配」これ等は皆彼によつて決定されたのであつた。國務大臣は國王に對してのみ責任をとつた。議會はまだ國民議會 (States-General) と呼ばれてゐたが、非常に狭い參政權に基づいて選ばれたものであつて、財政の上には殆ど無力であつた。經常費は永久に變ることなく決定されねばならなかつた。そして議會に提出されたのは、たゞ臨時費かそれとも經常費の變更のみであつた。然し司法部を獨立させ、臣民の根本的權利を保證する簡條が憲法に對して自由主義的の性格を與へるものとして、一般に見られてゐた。一八一五年にウイリアムが王の稱號を得てベルギーの統治權を引受けた時、彼は新しい基本法を發布した。併しこの法律は一八一四年のものと同じ方向を辿るものであつた。ただ同法が、以前の二院制に代つて、二院制をとつたこと、經濟豫算が十年間定められて永久には適用されなかつたことを注意すれば充分であるに相違ない。

### 四、植民地の復興

オランダ人はこの憲法を受容れた。政治上のことはウイリアムが全責任を持ち、仕事を皆やつてくれるものと全く是認してゐた。彼等は冷淡であつたのである。商業上のことに於いても、等しくウイリアムに萬事を進んで委ねようとしてゐた。ウイリアムは萬事を直ちに、可能だけ最も大規模に、進んで行はうとするのみにとまらなかつた。必要とあれば、自分の懐から資金を出さうとさへした。彼の尻押しで新しい港が造られ、運河網が開通された。道路、街路の建設、更に後には鐵道の建設が着手された。沼池は埋立てられて新しい堤防が建設された。土木工事、磁器工場及び獸醫學校が、彼の大きな抱擁力に依つて生み出された。猶又、かくの如き新しい計畫に融資する爲めに、和蘭銀行 (Netherlands Bank) がアムステルダムの古い銀行の跡に建てられた。彼の目



的は全國民に「相應な資産」を與へてやることであり、國民を甦生させる計畫にとつて植民地は重要な地位を占めてゐた。彼は植民地を王國の大部分としてではなく、國營事業 (bedrijf) として考へてゐた。

一八一四年の基本法が、たとへ植民地統治の條文を作成したとは云へ、その頃のオランダには、文書の上ではとも角實際上植民地などといふものは無かつた。併し乍ら低地諸邦中に一強國が存在することは矢張り、當時に於てもイギリスの政策の要點であつた。そして一八一四年のロンドン條約に於いて、イギリスは大部分のオランダ植民地をマレー群島の以前の領有地と共に、還附することに同意したのである。併し乍らこの頃には、オランダ人は植民地に於ける關心をすべて失つて了つてゐて、最早何が保持されようが、何が取返されようが一向顧着しなかつた。比較的想像力に富んだ者は、植民地が金の河を流してゐるのを、發見せんものと期待してゐたが、彼等はその流れにバケツを入れることさへせず、たと期待して楽しんでゐたのである。方針を定める仕事はウィリアムに托してゐた。それ故基本法が王位に、「獨占的な」植民地の最高支配權を與へた時にも、何等の反對も起らなかつた。尤もこの法律は行政部に會て無いやうな、否考へもつかなかつた位な、廣汎な權力を授け、三十年程後になつて危く一革命惹き起しさうになつたことがある。

併し乍ら、植民地行政に關して昔からの論争がなほも行はれてゐた。恐らくその理由は、デイルク・ファン・ホーヘンドルフ、ダーンデルス (Dandels) 及びヤンセンス (Jansens) の二人が、皆異なつた見解を持つてゐる總督候補者であつたからである。その頃にはラツフルス (Rathes) が行つた改革については殆ど何も知られてゐなかつた。然し十月に、<sup>1)</sup>ホーヘンドルフはイギリスの新聞でその記事を見て、「ホーヘンドルフの組織」が紹介されたと云ふことを、ウィリアムに意氣揚々として告げたのであつた。併しウィリアムは、「本當の意味の

東印度問題」を既に研究しつゝあつて、もはやその選擇を終へてゐた。彼はそれを、オランダ人の統治を再び導入するために任命された高等委員を、選擇する場合に示した。この委員中の第一はC・T・エラウト (O. T. Elout) であつた。彼はネーデルブルフ (Nederburgh) の秘書として派遣されることに僅に失敗した一七九一年以來、東印度問題に興味を持つてゐて、基本法に就て審議がなされた時には、強硬な正統派自由黨員として行動した。第二の委員はファン・デル・カペレン男爵 (Baron van der Capellen) であつた。彼は遙かに年若の人で、ルイ・ナポレオンとウィリアムの愛顧を受けてゐた。第三番目の委員は、ムンチンへ (Muntinghe) が元來選ばれてゐたのであつた。併し彼は間もなくバイスケス (Bayskes) によつて交代せられた。これは表面上はエラウトの代りであるが、恐らくムンチンへがイギリス人の性癖を持つてゐたからであると思はれる。バイスケスは海軍士官で、ダーンデルスの下で副總督 (Lieutenant-Governor) を務めてゐた。エラウトが選ばれたことは、ウィリアムが自由主義政策を決定してゐたことを示した。又、彼はその思想を訓令書 (Instructions) と新行政法規 (new Constitutional Regulation) (Regeringsreglement) の中に於て、一層詳細に概説した。これ等は一八一五年一月に委員等に與へられたのであるが、その翌月に彼はインドとの交通と貿易を開く法令を作つて、それを補足した。委員等は一八〇三年以來、以前の訓令書に於けるが如く、「一般ジャワ人の運命」を一層改善しうる如きあらゆる事柄に對して、特別の注意を拂ふように命令されてゐた。即ち、彼等は宗教的教育や道德的教育に注意し、自由栽培を奨励し、土地収入の導入に數歩前進すべきであつた。この法規 (Reglement) は一八〇三年の特許狀 (Charter of 1803) に則つたものであるが、これは更に自由主義的方向へ進み、所謂「自由栽培と自由貿易の組織に全く基づいて」ゐた。國民議會 (States-General) によつて起草された法規が、大いに自由黨の諸思想に彩



られたかも知れぬといふことは有りさうもないことである。

委員の出発は、エルバ島からナポレオンが歸還したので、延期された。彼等が一八一六年の春、バタビアに到着した時には、フェンダール (Fendall) は、彼の支配を譲り渡すべき命令を受取つてゐなかつたので、オランダの旗がジャワに、掲揚せられたのは、八月十九日になつてからのことであつた。其頃には委員等は、イギリス人の組織に就て既に充分見聞してゐて、ウイリアムの草案である憲法は、更に考慮される必要があることを認められてゐた。そして彼等は、彼等が事情に更に詳しく通曉し得るに至るまでは、之を發表しまいと決めたのである。

### 五、委員の政策

委員等がバタビアに到着した時、彼等は新しき世界に上陸したのであつた。イギリス人は貿易の要點をシツカリと掴んでをり、又そこには既に、少くとも記録の上では、デイルク・ファン・ホーヘンドルフさへも嘗て企てたこともない位な、遙かに自由主義的な制度が、取入れられてゐた。全オランダ人の行政組織は、支離滅裂になつてゐたし、それを育てるのがオランダ人の政治目的であつた輸出作物の栽培は衰微に陥つてゐた。エラウトの報告書は、彼が實際新世界へ来たといふよりは、寧ろ混沌から新世界を創り出す爲めにやつて来たやうなものだといふことを暗示してゐる。そうでない譯は到底ある筈がなかつた。ダインデルスは破産した銀行の仕事を譲り受けて、防衛に心を奪れてゐた。ラツフルスは彼の組織が少くとも收支償ふだらうと、その證明をやつてゐた。そしてこの兩人は、その日暮しの生活を餘儀なくされてゐた。又道路や公共建物も破壊されてゐた。併し乍ら、オランダ人はイギリス人よりもかゝる事柄については、一層高い標準を持つてゐると思はれてゐる。彼等は軍隊

の兵營や將校の宿所さへ住まへさうにもないのを發見した。禮儀や官吏の威嚴に拘泥するエラウトは、この熱帯地方に於いて彼の本國の黒羅紗を着ることを主張したが、ラツフルスが、官邸として普通の家を賃借りをして満足してゐるのを知つて、大いに驚いた。そして新しい自由主義原理に基いて、彼等は道路や建築物を供給するにとどまらず、比較的少い必需品や公衆の健康及び教育を興へるものと期待された。凡ゆる事を行はねばならなかつたが、しかも資金なくしてそれを爲さねばならなかつた。それが基礎的な事實であつた。植民地を譲り受けるには國家に、一億三千四百七十萬フロリンの金が必要であつた。ダインデルスの下に於いても、ラツフルスの下でも、收支は相償はなかつた。少くとも収入が支出を償ふことが肝要であつた。委員は困難な立場に立ち、熟慮と忠告を得る爲めに時間を欲した。

委員等に忠告を興へる人には不足しなかつた。オランダ人は意見の不一致から非常な困難を發見することが稀であるやうに思はれる。「そこには旗と吹流しを持つて、往時の復興を叫んでゐた東印度會社の殘存者たる退職文官 (quaints) (oudegenen) が居た。又ダインデルスに依つて塵埃の中から引上げられたダインデルス一派の者、ラツフルスがベンガルから廣らした革新教派 (New Light) を頼りに進んで行つたラツフルス一派の者、即ち寧ろムンチンへ一派の者が居た。併し乍ら新參者即ち新來の歐州人 (Dutch) は、ダインデルスを愚人呼ばはりしないところから退職文官と面倒な關係を生じ、彼を半神半人として崇拜しないところから、ダインデルス派と仲が悪くなつた。それ故彼等は大抵革新教の追隨者の中にその仲間を見出したのである。」それはエラウトの場合であつた。ラツフルスがオランダ人の組織の「不細工で使ひ難く」「込入つてゐると同時に、混亂してゐる」のを發見したのと丁度同様に、エラウトもイギリス人の組織が「驚く程弛緩し、混雜し、不確實なもので、國家



よりも個人の方にはるかに有利である」のを發見した。(そして同じ批評が、今日兩方の側から言はれてゐるが、これは有り得ることだ。)併しエラウトは自由黨の一員として新組織に味方する傾向があり、彼は「新組織の中に多大の利益」があるのを發見した。<sup>7)</sup>併しすべては財政問題の如何に懸つてゐた。一方に地代の混亂と不正とに就いて、不平が一般に擴がつて居り、他方に香料、コーヒー、チーク、及び錫の利益を棄てることは危険であつたであらう。遂に委員等は此等の問題に就いて、公式の意見を表明することを蘭領東印度評議會に托したのである。

その返答はムンチンへの報告書の中に書かれたのであつて、この報告書はファン・ホーヘンドルフが作成した小論文に基づく描寫と從來比較されてゐるものである。彼が言ふのに、萬事は我々が貿易組織と課税制度との何れを採用すべきか、に依存してゐると。そして彼は課税の側に賛成して力強く論じ、一八〇三年の報告書に述べられてゐる反對意見の要點を一々反駁し、「ジャワ人をして自由に栽培せしめよ、然らばジャワ人は手を働かして山の頂を飾り、田畠で斜面を飾りつけ、水路を岡や谷に導き、彼の植えた作物で着物を着せる様に土地にそれを着せるであらう。」「他の民族と同様に慾望の衝動を感じ、それを満足させるためにジャワ人は働くであらう。彼が税金を拂はなければならなくても、さうするであらう。然しムンチンへは、土民に土地を處分する權利を與へることには反對した。その理由は、かゝることをすると彼等の習慣を冒すことになるからであつた。彼は又生産と商業とをすべて私人としての實業家に委せることは「締りのない、沼澤の多い土地に、乗り出す」やうなものであるから、獨占を許さず、また貿易による利害のために全國民を奴隸化するやうなことがない限り、オランダに生産品を輸出する特許會社 (Chartered Company) の方が寧ろ優れてゐるとした。委員等は更に研究を行ひ、長い視察旅行をなした後、ムンチンへの議論を受容れ、その經濟機構を農民の自由栽培に基づかしめることに決

定した。そしてこの經濟制度は、安全な場合には資本家の企業によつて補足せられ、必要な場合には國家の統制によつて補はれた。委員等は測るべからざる混雜と無數の缺點とを發見したが、地代制度が採用されて漸次改善されねばならないといふ意見に到達した。後退するより前進する方が、一層容易であつた。かくして一八一八年三月には、土地收入の課税と徵集とに關する法律を公布し、次いで七月には、必要な職員を構成を規定した。<sup>8)</sup>近代の土民行政は外部から、委員等に課せられてゐた。<sup>9)</sup>課税制度の採用は領土統治の組織の骨組を決定し、ウイリアムが發布せんとして彼等に與へた憲法に代つて、一八一八年十二月、彼等自身の新行政法規を發布した。更に此の法規に續いてあらゆる行政部門に關する三十以上の宣言の祝火 (Ieu de Jole) が打上げられたのである。一八一九年一月十六日、彼等は總督のファン・デル・カペレン (Van der Capellen) に責任を譲つたが、パダン (Padang) に於ける最後の前哨は、その三月までイギリス人によつて放棄されなかつたのである。

## 六、一八一八年の行政法規 (Regeringsreglement)

この一連の條令は次の二つの理由から、非常に重要である。第一には蘭印の憲法の發展に於いて一定段階を劃するものであるが故に、第二には一人のイギリス人 (譯註—ラッフルスを指す) が未だオランダの植民統治に悩んでゐたといふ事を大いに説明するに足るからである。條令の一般的效果は、オランダ人の統治原理への復歸であつた。この原理は、土地收入制度に必須なるものであり、或ひは有用であると思はれたのでラッフルスが立案した非常に多くの結合された機構を伴つてゐた。

王に依つて起草された一八一五年の法規 (Reglement) の下に於けると同様に、蘭印政廳は總督と四人の顧問



とに委任せられ、政務長官 (Chief Secretary) の下に書記官長 (General Secretariat) が設置された。財務部 (Board of Finance) と一般會計検査院 (General Chamber of Accounts) はダンデルスの下に於けると同様に、再組織された領土機構は名目的には外領にまで擴げられてゐたが、事實は殆んどジャワ以外の全マレー群島は實際に管理されてはゐなかつた。しかし乍ら裁判所は外領にも確立されてゐて、ヨーロッパ人に對して裁判權を持つてゐた。併しジャワに於いて地代制度が採用されたことは、ラツフルスの行政組織の理事州 (Residencies)・郡 (Districts) 土民理事州を改稱す、分州 (Divisions) 郡を改稱、村 (Villages) の骨組を維持するが必要であつた。併し二つの新しい理事州が設けられ、後になりケーズー (Kedu) の合併から第三のものが出來、かくて理事州の總數は十九になつたのである。村長の上に立つヨーロッパ人や土民の全社員は土地の割當によらずに一定の給料による報酬を受けることになつた。計畫された土地収入の組織は、ラツフルスのものに基いてゐたが、一段と更に念の入つたものであつた。土地収入に關する下級社員は、永續するものとして國營栽培を監督することが要求され、監督官 (Opziener) といふ古來の稱號が與へられたことは、注目に値する。

司法行政に於いては、委員等はヨーロッパ人と土民とに對して異なつた法律と別々の法廷とを設けてゐた古い二重制度を復活して、それを擴張した。ラツフルスは、單獨で席につくか、または陪審即ち陪席判事と共に席につく唯一人の裁判官乃至知事を任命してゐた。これに反して委員達は、前者の設置されてある何處にも、大陪審席制度を復活して、そこに判決に關する有効投票をなしうる多數の裁判官を置いたのである。ヨーロッパ人に對しては、ラツフルスが三要港の爲めに設けた裁判所 (Courts of Justice) を保存したが、バタビアでは、それを高等法院 (High Court) にまで引上げた。裁判所はまたアンボイナ島、マカツサル及びマラツカに、更に一八二

五年にはバダンに置かれた。バタビアの裁判所は間もなく二つに分離した。即ち高等法院と裁判所とである。土民に對してはダンデルスやラツフルスによつて案出された組織を保持した。これには巡回裁判所と理事州裁判所 (Residency Courts) とがあつたが、後者は土民裁判所 (Landraad) といふ名稱が與へられてゐた。バタビアに居るすべての種族すべての階級は、別々の土民裁判所が設立された一八二四年まで、その裁判所の所管であつた。土民理事州や郡に於ける下級の土民に對する裁判所の配置は、ラツフルスのものに倣つたのである。警察行政に於いても同じ様にヨーロッパ人と土民とを差別した。ヨーロッパ人に對しては、高等法院の檢事總長 (Prosecutor-General) に從屬する稅務裁判官を (Fiscals) 任命し、土民に關する警察事件は、理事官に委任された。併しながら次に説明するやうに、彼等の警察概念は、現代のイギリス人が懐いてゐるものとは大いに異なつてゐた。支那人及び他の外來東洋人達は、彼等自身の種族の首長の支配に任された。かくして行政の全計畫は直接的なものであり、同類が同類を統治することが歓迎される (Soort over soort genade is) といふ原則に基くものである。

以上に述べた如く、委員等はラツフルスから錫の鑛山、鹽、輸入關稅、阿片、質屋の事業を引繼いだ。彼等は先づこれらの公共事業の爲めにバタビアに檢査官 (Inspector) を設けた。この檢査官は、バタビア以外における理事官に對立して、これらの事業の監督者と顧問の役を果すことになつてゐた。また委員達は嘗てラツフルスが土地の割當によつて報酬を與へてゐた種痘官を、固定月給で引續き雇用し、これによつて衛生局 (Public Health Service) を設置した。ウイリアムが指令したので彼等が賞讃すべき關心を示した事業の一つは教育であつた。仕事を引繼いでからまだ三ヶ月も経たぬ内に、委員等は最初の初等學校を建てた。そして彼等委員達は、オランダ帝國を確立する重責を双肩に擔つてゐたが、それでも直ぐに兒童連の行動に關する細則をも作る餘裕を見出した。



そして兒童達に對して何事よりも先づ、至急の必要な限り、教室を立去ることのない様に、また出来るだけ早く歸る様に命じた、一人の視學官が任命され、一八三〇年までに大都會の多くにはヨーロッパ人の學校が設立された。——既にマレーでは、多少それが行はれてゐたが。

### 七、オランダの統治の原則

委員等に依つて構想せられた統治の組織に關する以上の簡単な摘要は、デー(Day)が示唆した如き「多くの點に於いて彼等はラツフルスの改革によつて實行される様になつた諸法規をのみ墨守した」様な事はなかつた。寧ろ委員達はダインデルスや、一八〇三年の報告書に戻つて行つた。委員等が貢納制度よりも寧ろ課税制度を採用し、従つてラツフルスがこの目的の爲めに案出した機構を使用したのは事實である。然し委員等はラツフルスとは違つた統治の原則に基づいてそれを使用したのであつた。すべての階級を出來得る限り同化する事が、ラツフルスの政策であつた。そしてこの政策から彼が離れた場合は、單に便宜のためにすぎなかつた。然るに委員等は原則として二重の行政組織を採用した。次にラツフルスは英領印度の習慣を取入れたが、それによると官吏の補佐官はその部下なのである。然るにオランダ人は現今と同様にラツフルスを代理者或ひは代表者と見做すことにしてゐる。ヨーロッパ人と土民官吏の關係が定まつた時、この統治上の二原則は委員等によつて結合された。ラツフルスの下に於いては土民理事官とその土民職員は理事官に從屬した。しかるに委員等は土民理事官を理事官の指令下に置いたが、土民理事官は理事官の「弟分」として、又土民理事州(Regency)に於ける土民の間の第一人者として取扱ふべきである事を指示した。次のことは理事官に對する土民理事官の地位を示すものとして

注意する價值がある。即ち「弟分」と云ふ言葉が、家來と君主の關係を表はすものとして長い間用ゐられてゐたことであり、この言葉は今でも回教王(Sultan)に上奏する場合に、名義上その封建家臣であるスフナン(Suhunan)によつて用ゐられてゐるものである。更に副理事官は理事官の代表者である場合以外には、土民理事官に對して何等の權威を持たなかつた。併しこのことに關しては他のことと同様、これらの規定は全く不確實なことを特徴とした。といふのは、委員等は一八〇三年以來土民理事官を信用せず、土民理事官の力を抑制する爲めに、ラツフルスの手段以上の厳しい手段を採つた。委員等は土民理事官に、世襲的の權利を讓與することを拒んだのみならず、土民理事官はラツフルスの下に於ける如く主として土地の割當を與へるべきでなく、一定の給料を與へるべきである、といふことを命令した。その上また土民官吏の諸階級に與へられた職務を注意深く検討すると、州の理事官と區の官吏との間に直接の關係が確立されてゐるのに、土民理事官は實際上行政手續から閉出されてゐることが判るのである。

\* これはまたビルマの土民統治に於ける慣習である。

\*\* (東印度公報一八一九年七號)に基く土民理事官の義務。首長に關する項で、土民理事官關係のものは偶然只一ヶ所である。

同様に郡事務官の項では、土民理事官は事實上無視されてゐた。郡事務官は理事官の命令なしで、逮捕は出來なかつた(23)。又、理事官に直接に、嫌疑者を回送しなければならぬ(62)。嫌疑者放免には理事官の命令が必要である(26)。放火の如き重犯罪は理事官の許へ報告せねばならぬ(25)。郡裁判所の職員を任命したのは理事官であつて、土民理事官ではなかつた。裁判事件は毎週理事官に報告されることになつてゐた。頑固な犯罪人も、理事官に報告されることになつてゐた



(45)、かやうにして郡事務官は土民理事官に直接從屬せず、理事官に從屬してゐた。

土民理事官の小さな裁判權を制限してゐる。この項の位置は土民理事官が土民檢察官即ち檢事長官より重視されてゐなかつたことを物語る。

また三階級に分けた土民理事官の等級づけは、彼等が世襲貴族としての地位よりも、寧ろその官吏たる性質を、強調してゐる傾きがあつた。

\*\*\*併し乍ら、少くとも記録の上では、これ等のものは別々の任命であり、英領印度に於ける通例の如く同一人に依つて保持されるのでなかつた事に注意せよ。

彼等は念入りな法規の中で、彼等の地位に示された尊敬によつて慰められてゐたかも知れない。この法規には彼等自身に對してのみでなく、彼等の妻や嫡子や私生子に對してさへも、その傘や裝飾や從者に至るまで規定されてゐた。併し委員等は、ラツフルスの直接統治制度を採るべきか、一八〇三年の報告書の中に主張されてゐるやうな「直接統治より寧ろ監督」の制度を採用すべきかに迷つてゐたのは明らかである。

けれどもラツフルスの統治組織と、委員等の統治組織との間には、も一つ一層大なる相異があつた。ラツフルスにとつては、統治の要諦は英領印度と同様に知事 (Magistrate) と收稅吏 (Collector) とが第一のものであつた。そこで彼は、死刑を以て處罰しえない事件に關する全ての裁判を唯一人の理事官に委任したのである。彼の念入りの訓令は、犯罪人の起訴と裁判、土地收入の評価と集稅とを精細に取扱つてゐる。彼の見解は、この中に於いてハッキリ出てゐるのである。それは、人民が法律の前に於いて自由と平等を與へられるならば、彼等自身

の利益を追求することが出来るであらう、といふのである。然るに委員は全く之と見解を異にしてゐた。一八〇三年の報告書の言葉を用ゐるならば、彼等の土民に對する義務の觀念は、「支配者が臣下を治めるといふより父親が子供の幸福を増さうと苦心する如くに土民を取扱ふ」ことであつた。委員等は現在の和蘭の植民統治の傳統の基礎をつくつた。それは行政官吏は第一に警察官である點に存するが、然しこの警察官とは、巡査なるものに就いて懐く現代人の觀念より遙かに擴大されたものであり、また「土地、人民の利益を自發的に自治的に (selfstanding) 増進させる」ことを含むのである。更にこの警察官とは、アダム・スミスが「政策」の官吏と云ふ題目で、その經濟學說のすべてを包含したグラスゴー講義に於いて、意味したそれである。理事官は法廷の裁判長としてののみ、長官としての司法的權力を振ふことが出来たが、然し實際では行政官として、また法官的權力や司法上の手續に全然關係なく、善良な秩序を侵害すると見做した事柄には、「警察規則」と呼ばれることになつたものに基づいて、自由に軽い刑罰を課することが出来た。また彼は、農業を奨励し、公共建築物や道路や橋梁を管理し、慈善事業の經營を監督し、「特に如何なる者でも、土民を虐待したり、亂暴に扱つたり、勝手に濫用したりさせぬやうに注意すること」を命令されたのである。同様に土民理事官は栽培を監督するやうに命令され、農作物の集荷、荷造、灌漑、家畜の改良、保健衛生の助長、學校の建設、及び種痘の奨励から妖術の禁止に至るまで、事實上すべて土民の幸福のあらゆる點につき注意するやうに命ぜられたのである。土民理事官は實際には犯罪人の探査や起訴は出来なかつたが、彼等はオランダ人の意味する警察官吏であり、今日でもさうである様に衛生を司る官吏なのであつた。なほアダム・スミスの原理がラツフルスと同じ政治的風格と、經濟的事情の自然の產物であつたから、ラツフルスはアダム・スミスの原理に基づいて行動した。委員等もアダム・スミスの論旨を堅く信じてゐたので、



自由主義的な傾向があつたが、然し彼等は異なつた傳統、即ちローマ法及び積極的な統治の傳統を踏襲してゐた。そして委員等がオランダ植民地行政の基礎を置いたのは、これ等の傳統の方向に沿うものであつた。彼等が植ゑた苗は、どのイギリスの菜園から齎らしたものでなくて、イギリスの臺木から異花受粉をしたオランダ本來の植物であつた。

## 八、經濟政策

委員等の經濟政策は、その行政政策と同じく、不確定が特徴であつた。彼等は産業を奨励する最良の方策として、企業自由に期得した。併し農民の自由を増進することが熱望されてゐた一方、資本家の企業やヨーロッパ人の植民に對してどれだけの自由が許されるかについては曖昧であつた。一八〇三年の報告書に於いては、東印度會社の下に、又、ダインデルス、ラツフルス兩人の下に、これらの點は疑惑の念を以て注目されてきた。委員等は、かゝる立場から着手したのであつた。憲法の規定に於いては、「如何なる口實に基づいても、村から徵用することは今後永久に廢止する」と定められた。(百十一條)委員等はまた、資本家に依る土地、人民の使用に制限を付した。(東印度公報一八一九年十號)そして資本家的企業と植民とを一層奨励することに就いては、彼等は王の命令を待つことに決定した。(憲法第一〇六條)

彼等はまた収入の源泉としての國營栽培を無視することがどの程度まで安全にできるかについても確信がなかつた。彼等は、政廳直營の農園の農産物は國家の財産であつて、政廳が當然之を收得する事を明かにしてゐる。(第一〇七條)。しかし彼等は農園を収益組織の線に沿うやうにしうと望んだ。(第八〇條)。同時に彼等は一つ

の行政機構を創案した。此の機構はラツフルス (Rathes) のそれより多く費用を要したので、實際、如何なる收入を犠牲に供することも不可能になつた。

此等の條令の結果は總督ファン・デル・カペレン (Van der Capellen) を困難な立場に置くこととなつた。しかもそれは、資本家の企業を奨励することに關して王から何等の指令も與へられなかつたので益々惡化した。此等の條令は土民栽培者の土地を保護したが、その作物を保護しはしなかつた。資本家達は土民栽培者に金を前貸することに依つて、彼等の産物を馬鹿／＼しい程安い値で手に入れることが出来た。此れは政廳に二つの點に於いて損害を與へた。土民栽培者達は此の爲に租税の請求に應ずることが出来なくなり、政廳の實際の財産であつたコーヒー農園の生産物の大部分が民間の個人の手に渡つた。ファン・デル・カペレンは此れを阻止しようと試みた。一八二〇年に彼は支那人に對してプレアンゲル州 (Preanger) を閉鎖し、又許可證の無いヨーロッパ人に對しても同様に閉鎖した。競争によつて正しい價格が定められる市場から、仲買人達が前貸其他の手段に依つて土民を隔絶すると云ふ非難があつたので、一八二二年、理事州管轄地外の倉庫に對して諸種の制限を加へる法律が制定された。資本家の企業の側にも多くの困難が伴つた。オランダ政廳から土地を得ることの出来なかつた農園栽培者達は土侯領に赴いた。ファン・デル・カペレンはこれらの土侯領の理事官達がその權威によつて土地を割譲し、また自己の所有とさへしてゐるのを發見した。一八二二年にカペレンはこれを禁止した。しかし其後の旅行に於いて、土侯や土着貴族がヨーロッパ人に彼等の擬似的な主權を讓與してゐるのを發見したので、一八二三年の五月、彼は先の法律の發令後に於いてなされた全ての讓與は無効であるべきこと、及びかゝる讓與の爲めに地方豪族に支拂はれた金は返還さるべきことを命じた。勿論此の状態は既に久しく放置されてゐたので、彼の禁令



の結果、農園栽培者は金を失ひ、地方の豪族は収入の源泉を失ひ、土侯はその威信を失ふに至つた。  
フアン・デル・カペルのこれらの所置は國家の獨占事業の利益の爲めに、自由企業家に對して行はれた思慮ある攻撃として、自由主義一派の著述家達からは温情を以て批評されてゐる。一八二三年の財政は極めて危険な状態にあつたので、土民の自由栽培者の爲めに危険に陥られた。この農産物からする國家の収入を保護する爲めに、フアン・デル・カペルは懸命に努力した。ところが彼の豫算が未だ餘剰を示してゐた數年前までは、彼は此の問題に對して眞剣に考へたこともなかつた。否寧ろ彼は、委員等の立案した條令を忠實に遵守して、農民の自由栽培を奨励すると同時に、農民を虐待せぬ様にその保護に努めてきたのである。

### 九、經濟の發達 一八一五—二四年<sup>1)</sup>

經濟の發達は、一時は満足すべきものがあつた。戦時の在庫品の蓄積が出拂つた後に、物價は急速に騰貴した。一ピコルに付き、一八一六年には七・五〇フロリンに過ぎなかつたコーヒーは、一八一八年には二〇フロリンに上つた。生産高は、一八一六年の約五萬ピコルから約三十萬ピコルに増加した。一時、高物價は砂糖の栽培を助長し、蒸氣力がその壓搾に利用されるやうになつた。同様に煙草と印度藍は活潑な市場を見出し、米の耕作は擴張された。ヨーロッパに取つて代つて、ジャワに於いて行はれた生産物の販賣は、地方の物價を刺戟し、輸入を誘導し、又事業を助長した。一八一八年には手形交換所が開設された。一八一九年には、バタビアに入る船舶の數は百七十一隻に増加し、一八二二年には、十六の會社が事業を經營してゐた。然しこれらの事業の中でオランダ人が管理してゐたものは極めて少なかつた。一八一九年にバタビアに入つた百七十一隻の船舶の中六十二

隻はイギリス、五十隻はアメリカで、オランダの商船は四十三隻に過ぎなかつた。オランダの船舶や商品に對して特別の機會を保證してやつても無駄であつた。ラツプルスはイギリスの商船の積荷に對しては仕入値段を三十分パーセント、他國の商船の積荷に對しては六十分パーセント高くする事によつて、差別關稅を設けることなくしてイギリスとの貿易を奨励する巧妙な手段を案出した。一八一七年にオランダは此の制度を採用したのであるが、オランダ商船に對しては特別の優先權が與へられた。一八一八年には一様な値上げがなされた。併し關稅はオランダ商船に對しては六十分パーセント、他國には十二パーセントに決定した。一八一九年には更に改正が行はれて、オランダ商船によるオランダ商品の輸入には、關稅は撤廢された。此の有利な條件にも拘らずオランダは船舶の三分の一を確保することが出来なかつた。オランダ本國の生産物の輸入に於ける進歩は更に一層劣つてゐた。

一八一八年には、彼等は商品見本を發送し、一八二〇年には最初の委託販賣を行つた。然しこれらはイギリスの商品に非常に劣つてゐたので、一八二三年には三百七十萬フロリンの綿製品の輸入總額の中、イギリス商品が三百萬フロリンを占め、オランダの商品は十九萬二千フロリンを越へなかつた。しかも此の僅かな分前ですらベルギー人のものであつた。何となればオランダ人は未だ眼覺めてゐなかつたからだ。

斯くて、製品は増加しつゝあつたが、貿易と利益の大部分はイギリスが頂戴してゐた。一方財政状態は益々困難になつた。斯くて、イギリスから植民地を引繼いだ委員達は、彼等が豫期した以上に多額の支出を負担せねばならなかつた。彼等はラツプルスよりも遙かに費用の嵩む行政組織を設けた。彼等は土民官吏に對して、俸給の全部若しくは一部を土地の割當を以つて支拂ふ代りに各人に一定の給料を支拂ふこととしたのである。オランダ人はイギリス人よりも主義を事實に適應させるために一層大きな困難を経験したらしい。そして彼等の主義が



自由主義的行政組織を要求した時、彼等は失費をかまはず主義通りに組織を作つた。ラツフルスは主義に於いては同様に自由主義であつたが、都合の爲めには、そして實際上は、決して必要以上に主義に忠實でなかつた。またラツフルスは布地に合せて上衣を裁断するイギリスの實利主義の傳統に従つて行動した。若し道路や建築の爲めに金が無い場合はどんなにみぢめな状態であつても、決して道路を修築せず、建築物を建てなかつた。オランダ人がこんな場合に、一層望みを高くもち、自分の立てた標準に固執し、それを實現する爲めに、必要な金を後から探し廻る傾向をもつてゐるのを我々は知つてゐる。一八一六年の状態が丁度その通りであつた。ファン・デル・カペレンは新しい建築や設備の爲めに自由に金を使ひ込んだ後で、モルツカ諸島や、ボルネオ及びセレベスやバレンバンやスマトラの西岸に引續いて起つた暴動の爲めに高價な犠牲を拂はねばならなかつた。かくて彼の財政は急速に困難を加へてきた。

さらに彼が當時採つた政策の失敗はこの困難を一層悪化させた。彼が初めて天晴名を擧げたのは、彼が財政手腕を發揮したからであつたのだが、併しこの問題に關しても彼は委員等に依つて與へられた線に沿つて行動したにすぎなかつたのである。委員等が本國を立つ前に、イギリスの鑄造貨幣を使用する代りに新しい貨幣制度を採用することが決定された。そして委員等はこれによつて正金二百萬フロリンを持出してゐた。彼等は土民のポケットにたんまり金を入れてやり、土民を金持にしてやつて、オランダ政府に愛着を持たさうと豫期してゐた。そこで彼等は現地に到着するや否や「ウイリアム王が如何に彼等を受してゐるかを土民に知らしめる」爲めに、本國に對して貨幣殊に銅貨を豊富に供給する様に書送つた。<sup>17)</sup>

一八一七年までに二百萬フロリンの貨幣が消費され、別に紙幣が二百萬フロリンの範圍まで使はれてゐた。

彼等が銅貨を好んだ結果、銀貨は流通から消えた。貿易と収入は阻害されて、政府は起債に困難を感じるに至つた。この財政の逼迫は決して収入の源泉たる土地収入の失敗によるものではなかつた。ラツフルスはこの財源か

収入と支出 (1814—23年)<sup>18)</sup>

年	収入 (百萬)			支出 (百萬)
	土地収入	其他の源泉	合計	
1814—15	2.47	5.05	7.52	9.09
1818	3.25	20.20	23.25	19.80
1820	4.01	19.75	23.76	25.07
1823	5.41	16.47	21.88	22.65

1814—15年はルビー、其後はギルダー (フローリン)

の俄景氣の後には當然の過程として不景氣が続いて來た。一八二三年にはコーヒーの價格が暴落した。物價の低落は資本家の活動を抑制し、一般的な生産の減少を招致した。



十、オランダ商事會社(Nederlandsche Handelsmaatschappij)の設立<sup>19)</sup>

ファン・デル・カペレンには事の真相が分つてゐなかつた。計算は數年後に於いてなされたのだからである。そこで政廳は財政が缺損を續けつゝあるのを知る事が出来なかつた。

ウイリアムには一層真相が分らなかつた。彼は一八二三年ファン・デル・カペレンにその仕事を續ける様に要請し、オランダ獅子王の命を以て彼を昇進せしめた。しかし王はオランダ人の冷淡さには少からず不安に感ぜさせられてゐた。彼等は當時未だ十六世紀を夢みてゐたのであつて最小の規模に於いてはともかく、彼等を團結せしめることはできなかつた。彼等は昔日の精力を缺きながら、往年と同様の各州獨立主義を奉じてゐた。

東印度會社の庇護を受けてゐなかつたベルギーに於いて、彼の努力は幾らかの反響を得つゝあつた。そしてグエント(Ghent) (譯註—ベルギー—イーストフランダーズの首都)の手工業者達は「アムステルダム市の市街には、十年もすれば牧草が茂り出すだらう。」と豪語した。獨逸の商社がオランダ向け商品の輸出のために、オランダに代理人を選定した時に、ウイリアムは新しい衝擊を受けた。然し彼はジャワを何うにかして利用し度いものと希望してゐた。一八二三年の秋、本國に歸還して來たムンチンヘ(Muntzinghe)からニュースを得度いと熱望したが、これはウイリアムに新しい失望を齎らした。彼は、イギリス人は植民地を返還したが、彼等は貿易を繼續してゐて、オランダ人が行政費を負担しつゝある間に、貿易の利益は外國人殊にその大部分はイギリス人が收めてゐると聞かされたからである。それはムンチンヘに、彼が久しく胸中に秘めてゐた計劃を實際に持出す機會を提供した。彼は未だ土地収入が収入の主たる源泉であると信じてゐたが、貿易に關しては古い制度の破壊は漸進的であ

るべきであると常に唱へてゐた。彼は又、オランダ人は資本を有する商人が居なかつた爲めに苦しんできたが、併しオランダ商事會社に投資することによつて、彼等は資産を共有し、又オランダ商事會社はそれに依つて富裕なイギリス商人と競争し得る十分な資本を得、そして獨占に依存せずして大量のオランダ向け商品を船舶によつて輸送することが出来るであらうと論じた。重立つた商業指導者達に諮る様に命ぜられたムンチンヘは、國王の指導が與へられさへすれば、この計劃は彼等の歡迎を受けることを知つた。ウイリアムは國民が遂に彼の指導に應じ始めたと考へて喜び、急速に燃え上つた想像力を驅つて、例の精力を以つて會社の設立に熱心に努力した。詳細な計劃を立てる間もなく、一八二四年の三月に公布した勅令によつて此の計劃の概略を示した。この勅令は主なる商業會議所の召集を命じ、最低千二百萬フロリン、最高二千四百萬フロリンの資本を有する新會社への投資を命じた。ウイリアムは個人的に四百萬フロリンの投資を行ひ、規定の最小額に達するまでは必要額を投資することを引受け、内幣金に依つて四分の配當を保證し、政府の首班としてゝなく、大株主として、議長と秘書の任命権を掌握した。アムステルダムの商人すら「頭は私のものだが、尻尾は君の物ぢやない。」といふ流儀の賭博に眼覺めさせられずにはゐられなかつた。株主名簿が公表された最初の日に應募額は六千九百五十六萬五千二百五十フロリンに達してゐた。

王は遂に國民を起上らせたのだ。然しこんな大規模の申込を受けた以上、其の活動を印度に極限した小會社で満足してゐられるわけのものではない。そこで彼は資本を三千七百萬フロリンに固定して、次の如き定款を認可した。定款に依れば、會社は全世界にオランダの輸出入貿易の代理店を設置することによつて、「凡ゆるものに新生命をもたらす」ところの社會の福祉を實現するための強力な手段となり、國家が領事を必要としなくなる程



に國家に商業情報を供給することを意圖したのである。定款は、オランダ商會社と國家との關係は、他の會社と同様であると規定してゐる。ところで首府ハーグがオランダ商會社の創立の地に選ばれたことは重要な事柄であり、アムステルダム商人にとつては失望の種でもあつた。

これはムンチンヘが計劃した種類の會社ではなかつた。彼は廣大な地域に亘る、かくも大規模な企業の失敗を豫言した。ウイリアムは自分の計劃を冷笑する者に仕事をさせておかなかつた。そこで社長たらんと希望してゐたムンチンヘはジャワに退いた。一方賢明な少壯海軍士官ボード(Baud)はヤンセンス(Janssens)と伴つてジャワに來たが、沈没船を避ける例の本能によつてジャワを去り、植民局(Colonial Office)に一つの地位を見出し、そこで上司の希望を実現する事によつてその才能を發揮することが出來た。彼の手腕によつて、將に擡頭しつゝあつた反對論は解消され、一八二五年二月七日にオランダ商會社(N. H. M.)は登録された。

### 十一、ラツフルスの實驗の終末<sup>20)</sup>

オランダ商會社の創立はラツフルスによつて開始された制度に加へられた最初の大打撃であつた。ラツフルスは農民の自由栽培が最もよく生産を刺激し、イギリスの貿易にとつて最善であるといふ考へを持つてゐた。オランダ商會社(N. H. M.)は、栽培に於いて、又その産物の處理に於いて農民に自由を許す政策がオランダの貿易にとつて不利であることが分つたために設立されたのである。これはラツフルスの自由主義的の制度から意識的に分離し初めた最初のものであり、計劃經濟への第一歩であつた。最後までやがてやつて來た。

さてバタビアの輿論は新會社に對して反對してゐた。ジャワに於て糧食を買収してゐた商社は、主としてイギリスの商社であつたが、生産物の獲得に優先權を附與され、オランダ向けの生産物を大量に發送するこの新たな競争者を歓迎しなかつた。そしてこの國が輸入品を買ひ入れる資金は益々缺乏してゆくであらう。此の時既にファン・デル・カレンの財政困難は非常に逼迫してゐたので、物價の下落に對處することが出來なかつたし、事實イギリス商社を驅逐するような力を彼はもはや殆んど所持してゐなかつた。ムンチンヘが一八二五年五月にやつて來た時に、彼は一般の非難を蒙つた。しかし彼はウイリアムの計劃を全然信用しなかつたので、反對論を硬化させるばかりであつた。其後間もなく一萬二千ピコルのコーヒーを祕かにオランダ商會社に賣却する命令が受取られた。蘭領東印度評議會の二議員の支持を受けて、氣を強くしたファン・デル・カレンは訓令の缺陷を利用して二千ピコルを收得した。

これによつて彼は既にもふ筈であつた三百萬フロリンを節約することが出來たが、王の寵を失はねばならなかつた。王は怒つて二議員をヨーロッパに召還した。此の時までにファン・デル・カレンに關するウイリアムの意見は既にぐらつてゐた。一八二三年の十一月に、ファン・デル・カレンは新州ケーズ(Koell)の收入を保證として、バタビアのイギリス商社から六百フロリンの借入金を受託を求めた。緊急な事柄であるのにかゝらず、ウイリアムはオランダ商會社(N. H. M.)の設立される迄、これの所置を延期した。ウイリアムは國家と會社との間には何等の關係も無いといふ彼の保證に違反して、オランダ商會社の成立後一ヶ月以内に、會社から八百萬フロリンの借入金を受けて居た。彼の所置の延期は事態を悪化せしめた。貿易は一八一九年にラツフルスが「無法にも併呑」したシンガポールに移行しつゝあり、ギルダ(Guilder)オランダの本位貨幣)は額面の三〇パーセントに下つてゐた。又累積した借款は二千萬フロリンに上り、此れは歳入に匹敵す



る金額に當り、超過支出が約二百五十萬フロリンであつた。

一八二五年の初め、ファン・デル・カベレンは、土侯領から借り受けてゐた土地に對して地代を支拂はねばならなかつた。彼は一八二三年の彼の處置に對して王から何等の指令にも接しなかつたので、一八二四年の十二月に、カルカツタのイギリス商社と九分利付きで千五百萬ルビト（二千萬フロリン）の借款協定をとり結んだ。擔保として彼は「租税、その他の収入、領土及びその他の資源、オランダ王及び東印度總督府の動産並びに不動産」を保證した。一八一五年五月、此の報がウイリアムに達した時、彼は激怒した。ウイリアムはもはやファン・デル・カベレンの財政に對して全然信頼を置かなくなつてゐたので、今後は五ヶ年毎に支出の豫算を提出すべき事を命じ、豫め制定された法律に據らざる限り如何なる公共事業にも着手すべからざることを命じた。ファン・デル・カベレンは此の協定を拒絶し、此の提案に耳を傾ける事すら拒んだので、彼は解任を命ぜられた。

九月に王はベルギー人の資本家ドウ・ブス・デ・ギツシグニス伯爵（Du Bus de Gisignies）を彼の政府委員に任命し、彼を支拂能力と秩序とを回復するために必要なあらゆる手段を取り得る十分な權力を附與して派遣した。<sup>21)</sup>これは單なる人の交替以上を意味した。ウイリアムは猶ほ自由主義を信奉してゐたが、しかし農民の栽培よりも資本家の企業の方に多くの期待を掛けてゐた。これ又ドウ・ブスの見解であり、當時の一般的意見でもあつた。「土地収入の熱狂的提唱者」であつたムンチンへですら、一八二五年に著した彼の有名な「覺書」(Minutes)の末尾に於いて、盲目にあらざる限りすべての人は此の土地收入制度の中に主義上にも、實際上にも缺陷のあることを認めざるを得なかつた。彼は隠退し、失意の裡に一八二七年に死んだ。彼の義弟が彼の死を聞いた際に言つた如くに「彼は役に立たなくなつた。」のである。彼の熱心な支援と助言とによつて行はれたラツフルスの實驗は

ここに失敗を告げたのである。

## 十二、ドウ・ブス

ドウ・ブスは一八二六年の初めにジャワに到着した。エラウト (Elout) の様に彼も亦自由主義者であつたが、「空想力が缺けてゐたので少し精彩に乏しかつた」彼は、四月迄には「資本家の自由栽培を採用することによつてのみ、あらゆる種類の輸出向け穀類を増産させ、貿易と収入を確實な基礎の上に置くことが出来る。」とする彼の意見を確證するに足るものを見た。此の假の報告に續いたのは、明らかにG・K・ファン・ホーヘンドルフ (G. K. van Hogendorp) の子息である彼の秘書によつて起草された一八二七年五月の報告書であつた。この報告書の中に於いて彼はラツフルスとムンチンへの豫想を事實に照して檢證した。また新計劃の成果を、燃える想像力に依つて描き上げてゐる。ラツフルスは需要に力を注いだ。「農民の福利を計れ、我々は農民に更に多く賣付けることが出来る」ドウ・ブスは生産に力を注いだ。「生産を増加せよ、農民はより多く買ふことが出来るやうになる。」

ジャワ人は乏しい欲望しか持合はさない。しかもそれを充したら、それ以上の生産はやらない、と彼は論じた。「そして壓倒的に重要な事は生産である。殊に輸出向け穀物類の生産である……吾々のすべての關心はここに集中されてゐる。オランダの商業はオランダの市場の爲めに生産物を求め、オランダの商船は貨物を求め、オランダの工場は製品の捌口を求めてゐる。しかるに生産の増加が行はれねば此の捌口は發見出来ない。」高物價は農民の生産擴張を刺戟しなかつた。何となれば、農民はこれによつて何等の利益を得ないのだから。現金前拂ならば、



農民は未だ刈込まない穀物を賣り、土地も賣り、更にその土地が生産する三倍のものをも賣拂つてしまふ。そして利益は村長や、貿易商人が收めてしまふのだ。コーヒーの價格が高騰したにも拘はらず、自發的の栽培は行はれなかつた。コーヒー栽培は、全く理事官の命令と、監督官 (Opiner)、土民理事官の代理人並びに村の首長の監督によつてなされたのである。農民の自由に放任して置いたならば、農民は彼等の必要を満たすに足る僅かの米作地を耕作するにすぎない。彼等は棉花や印度藍の栽培すら廢し始めつゝあつた。何故ならば、彼等は輸入された英國商品を買つてゐたのだ。そこで彼等は一年の中八ヶ月は怠けてゐて、彼等の怠惰な手には犯罪の増加を伴ふ悪戯の外何のする仕事もなかつた。やがてジャワ全土が耕作された曉は、土民達は勞賃の爲めに各自小さな地面を耕作する現在の通りの農民と化し、僅かに土地が産出し國家が放置するものに依存して生活することであらう。農民の自由栽培は土民の福利増進を招致しなかつた。貿易は輸出に於いて七百萬フロリン、輸入に於いて六百萬の人口に對し僅かに四百萬フロリンと沈滞を示し、これは人口百五十萬を有するイギリスの奴隷植民地の數字と略々同じであつた。財政收入の上からいつても成果は同様に甚だ良好でなかつた。

これに對する救濟策は生産の増加を措いて他になかつた。緩慢な歩調で人口の増加を待つのみでなく、巨人の歩みを以て前進する生産増加を遂行せねばならなかつた。オランダの工場製の製品を一層多く人民が消費し得るために土地と勞働は豊富である。缺乏してゐるのは活動的精神と、企業心と、主として知識とである。これらはすべてヨーロッパ人の植民によつて、但し「人間よりも寧ろ資本の植民によつて」供給することができたであらう。かくてドウ・ブスは次のことを主唱した。即ち資本家に對して容易な條件の下に讓歩がなされねばならぬ。殊に勞働力を利用しうる人口稠密の地域に於いてさうである。又土民のヨーロッパ人に對する貸地契約の爲めには

大いに便宜を計らねばならぬ。又土民理事官に對しては、俸給の代りに土地を附與すべきである。これは費用をばぶき、大規模な土民の耕作を奨励する結果となり、また土着貴族の威嚴と勢力とを増加させることとなるのである。土民理事官にも土民にも氣に入ることであらう。斯くて彼は次の結論を下した。資本の力によつて農業は繁榮し、人民はその人格と、時間及び勞働を自由に處理する様になり、もはや千人の富者と六百萬人の貧民は存在せず、しかも**一般的繁榮**が根を張ることにならう。そして最も貧窮せる苦力ですら、自分の着物を織る爲めに時間をかける代りに、安價でより良いオランダの商品を買ふことが出来るであらう。「一人當り一ギルダー増へることはオランダの製品の爲めに六百萬フロリンの購買力を意味する。」

ドウ・ブスのとつた政策は彼の報告書と一致してゐた。經費節約が肝要であつたので、俸給を削減した、(理事官は千二百五十フロリンに、副理事官は五百フロリンに)。また理事州の數を減じ、教育長官 (Inspector of Education) を無給の委員に附託した。生産増加の見地から、ヨーロッパ人のジャワ島の内地居住や荒蕪地の下附およびヨーロッパ人に對する土民の土地貸貸に關して課せられた諸制限を撤廢した。そして最初の五ヶ年は全免、以後生産物の十分の一の地代で二十五ヶ年契約による荒蕪地の下附を許可した。彼は地方にも支部を置いた。農事委員會 (Agricultural Committee) を設立し、肉桂樹を輸入し、阿片の輸入を試み、絹の製造を試験した。また支那の茶を研究するために官吏を派遣した。しかし、彼の最も後世に残つた業績はジャワ銀行 (Java Bank) の設立であつた。それは通貨を回復し、彼が豫期した資本家の發展の爲めに資本を提供するであらうことを彼は願つた。しかしこの點、彼は限られた社會の少數の人々の反應しか得られなかつた。一八二八年一月二十四日、銀行が設立された時には、實際には百萬フロリンの全資本は政府とオランダ商事會社 (N.H.M.) によつて半々



の割當で應募された。今一つの大きな進歩は一八二五年に始まる貿易統計の編纂であつた。

一八二七年「ドウ・ブス」は以上述べた諸變化やその他の變化に對し、新行政法規 (Regeringsreglement) において、その法律的基础を與へた。これは一八一八年の同様の法律と大體同じ方針で定められたが、行政及び經濟に關して一段と進歩せるものである。一八二五年に國王が總督の財政力に課した束縛が種々の法規となつて具現された。即ちそれは國王の裁可した割當以内において五ヶ年毎に豫算を提出する事を命じ、且資金を一方の會計項目から他方の項目に移轉する事すら許さなかつた。この法規は又財務部及び會計検査院を強化して政府に新しい制限を課した。即ち一局 (Generale Directie) に三人を割當て、財政を統制し、會計検査院は三人から五人に擴張された。斯くして、新法規はオランダ本國政府の權力を増大し、植民地政廳の權力を制限したのである。

ドウ・ブスの經濟政策は土地收入、土民のヨーロッパ人への土地貸與、ヨーロッパ人に對する特權の讓渡及び國營栽培の規定に關する箇條となつて表現された。土地收入は一八一八年程壓迫されなかつた。そこで外領ではそれ以上に擴大されるべきでなく、又それが不満足に見える所では徹廢されるべきであつた。ジャワでは土地收入は「この制度について期待し得る限りそれを維持し、また改善しなければならなかつた (Tot den grand van vol-magtigheid tebrengen, waarvoor dat stelselvatbaar kan worden geacht) (第七八條) ヨーロッパ人へ土地を讓渡する事は是非共助長しなければならなかつた。(第一一一條) また土民の土地貸與に關する法律は實際には變化しなかつた。(第一一七條) それが新規定の採用と一致してゐたからである。同様に國營栽培に關する古い法規は廢止された。(第八四條)」

### 十三、經濟的發達、一八二五—三〇年

一八二七年の報告書はラツフルスとムンチンへの政策を徹底的に批判したもので、將來何時までも價值のある點が多い。然しラツフルスやムンチンへと同様に、ドウ・ブスの豫想は餘り樂觀に過ぎてゐた。多分一八二八年の價格騰貴に原因して砂糖の生産高が増加し、印度藍工場が三から二十に増加したと云はれる。然しこれらはコーヒーの價格が下落して釣合ひがとれた。それで上の表によつて明らかになく、總輸出額とオランダへの輸出額が共に減少した。

\* 貿易及び海運に關するこの統計及びそれに續く統計は一八六五年迄のデ・ブライン・ゴブスの商業統計 (de Bruyn Kops, Stat. v. d. Handel) から採つてあり、最近數千年間は統計年表 (Jaarcijfers) 或ひは統計年鑑 (Statistisch Jaaroverzicht) から採つてある。そして必要の場合貿易年報 (the Annual Trade Returns) から追加される。

ドウ・ブスの治下において、煙草の輸出額は一八二五年七

個人商品の輸出額 (1825—30) \* (單位 1,000)

年次	總輸出額	オランダ向け輸出額	種 目					
			コ-ヒ-		砂 糖		印 度 藍	
			ピ-コ-ル	價額	ピ-コ-ル	價額	封度	價格
1825	16,026	8,494	277	8,606	16	237	5	39
1826	12,791	6,506	340	6,791	19	317	9	44
1827	14,868	8,362	399	7,321	32	503	8	36
1828	16,299	9,118	416	8,024	25	456	23	94
1829	13,818	6,843	281	4,935	73	1,231	46	150
1830	12,753	6,586	288	4,577	108	1,558	?	48

(個人商品は政府の生産物委託品を含む)



十八萬六千フロリンから一八三〇年十八萬フロリンに減少し、米の輸出額は一八二五年百九萬四千フロリンから一八二六年一三〇年の五ヶ年平均九十七萬九千フロリンに減じた。彼の時代の終り迄には茶、肉桂、洋紅の生産奨励は何も企てられなかつた。かくしてドウ・ブスが資本家の企業を奨励して生産を増加しようとした努力は無効であつた。

然し乍ら、同時に輸入が増加した。これは輸入品の増減が輸出品の増減に依存するといふドウ・ブスの主張に反する様であるが、一八二五年に起つたジャワ戦争が確かにその原因であつた。然し一部分は一八二五年のイギリスの恐慌及びベルギーの生産改良に依り恐らく更に多く關稅の手加減をなしたことに依り、ベルギーから綿製品が増加した事は極めて著しかつた。一八二四年オランダ人がシンガポールの「不法併合」に默從した時でも、イギリスの船舶や人民に差別的課税を課さないことに同意した。然しその後間もなく明らかに差別を設けて、彼等はそれをイギリス商品には適用しないと規定した。そして外國製綿製品、羊毛製品に二割五分の課税をなし、大抵のイギリス商品と同様に、カルカツタやシンガポールから輸入されるものに對しては一割の附加税を課した。この年に於ける輸入狀況は次の通りである。

オランダ商會社(N. H. M.)設立以後コーヒーは多くオランダに向けられた。同様に砂糖の輸出も著しく増加した。即ち一八二五年オランダ向け輸出額が七萬三千フロリンに過ぎなかつたのが、一八三〇年には百三十一萬二千フロリンとなつた。これ等の輸出とベルギー棉花の輸入増加とによつて、オランダの海運業は活況を呈し、オランダの船舶は一八二五年七萬九千七百噸に對し一八三〇年九萬一千噸に増加した。これに反し、イギリス船舶は總噸數は僅かな減少であるが、五十三隻から四十四隻に減じ、アメリカ船舶は總噸數一萬二千九百六

個人商品の輸入額 (1825—30) 26) (單位 1,000 フローン)

年度	總輸入額	製 品			總 額			
		和蘭より	和蘭本國	英國より	總輸入額	和蘭より	和蘭本國	英國より
1825	12,433	2,478	634	1,930	1,696	257	213	1,384
1826	10,250	3,873	2,045	1,078	2,211	1,343	1,256	738
1827	13,143	3,263	1,372	2,094	2,827	883	857	1,698
1828	15,359	6,457	3,698	2,166	4,890	2,965	2,951	1,860
1829	14,567	6,708	4,358	1,899	5,118	3,507	3,446	1,541
1830	15,038	6,305	3,628	1,724	3,884	2,550	2,373	1,217

十二噸から四千五十噸、三十八隻から十三隻に何れも減少した。オランダの船舶噸數に關しては、この數字はマレー群島内の貿易を含むので誤られ易いが、オランダ本國からの船舶噸數は一八二五年、五十七隻、一萬九千六百噸から一八二八年、百十隻、四萬四千八百噸に増加した。然し貿易は不利益であつた。棉花、貨幣、阿片などの輸入品が少量の嵩で輸入額は大きく、主としてコーヒーなどの輸出品が嵩の大きい割に輸出額は小さかつたからである。

部分的改善はオランダ商會社に負ふところ大であつたが、然し同會社は困難な時代を経つたのであつたのである。即ちムンチンヘが豫想してゐた様に、主として多くの引合はぬ投資をしなければならなかつた爲めに、事業が廣範圍に亘り、資本が餘り大きくなつたからである。同會社は更に一八二五年から二六年に至る恐慌と熱帯生産物の價格騰貴によつて、打撃を蒙り、イギリス人がジャワに非常に堅固な地位を築くに至つたので妨害された。一八二九年に同會社はどうか損害なしに決算する事が出来、國王の内帑金を仰がずして保證せられた配當の支拂ひさへすることが出来た。然しそれまでは、株を額面以下で購入することによつて資本を二千四百萬フロリンに引下げなければな



らなかつたし、まだ國王に三百萬フロリンを借りてゐた。

その間政府の財政状態は暫らく悪化の一路を辿つてゐた。調査して見ると、一八一六年から一八二五年八月までに千六百萬フロリンの正味の損失と別に八百萬フロリンの未拂手形があつた事が分つた。然しドウ・ブスはこの状態を恢復する機会がなかつた。それは一八二三年に主としてフアン・デル・カベレンが領土内に武力干渉をした爲めジャワ戦争が起り、彼がその戦費を支出しなければならなかつたからである。しかも一八二六年には、ウイリアムはフアン・デル・カベレンの蘭領東印度に置いた抵當を清算する爲め、オランダ國民議會から二千萬フロリンの借款の協賛を得なければならなかつた。戦費は更に一八二七年二百七十萬フロリン、一八二八年千五百萬フロリンの借款を必要とした。

#### 十四、社會經濟

この不安定な時代にオランダ人に振りかゝつた災難は主としてラツフルスから受け繼いだ經濟政策に歸因してゐた。けれども若しラツフルスが生存して居たら、恐らく事件の進展は非常に違つて居たであらう。彼はきつと人員や建物にかゝる莫大な費用を掛けなかつたであらう。さうすれば土地収入は徐々ではあるが、充分に増加したのであらう。又莫大な利益が自然にイギリス商人及びイギリス製造家に齎されたであらう。然しオランダ人が苦境にあつたのではなく、土民も同様に悪い状態にあつたのであるが、ラツフルスがゐたら、彼等はずつと安樂に生活が出来たであらうとは思へさうもない。フアン・フォーレンホーフェン (Van Vollenhoven) が認めてゐる様に、熱帯地方を治めるために土民の風習を知る事が大切であると考へる點において、ラツフルスはオラ

ンダ人よりも一層政治家らしかつた。フアン・ホーヘンドルフ、エンヘルハルト (Engelhardt)、ムンチンへは偶然に村落制度を發見したのであるが、ラツフルスはそれを探し求めたのである。ラツフルスには過失があつたとするれば、調査の結果を理解する點においてであつた。彼の土地における國家財産の理論や村の首長の選舉については、何等充分な根據はなかつたので、彼はジャワの村落を間違つて觀察した。彼は多分又土民理事官をつまらぬものに引下げ土民をイギリスの支配に懐かせ得ると誤解した。ドウ・ブス及びフアン・デン・ボス (Van den Bosch) は共に價格の騰貴によつて、耕作者の得た利益は僅少であつた事を認めてゐる。而してムンチンへさへも生産物をなすが儘にし、人民に自由を許す政策に於いて何か間違ひが存してゐたと認めざるをえなかつた。ラツフルスの政策の自然の傾向は人民を土着の貴族から金貸しに引渡す事となつた。これはオランダ統治の初期において試験的に自由主義が行はれてゐた當時のことであり、また一般に英領印度に行はれた通り、ラツフルスの統治下においても多分起つたことであらう。更に土民の首長は規定があるにも拘はらず、土地を所有した儘であつたらしいので、土民耕作者は、その地主と多くは支那人であつた金貸しとの双方から搾取された。他の點でも、ラツフルスの政策は土民の偏見に効果を及ぼした。イギリスから輸入された綿製品が、國內で織られた綿製品に置換へられ、織物業者の職業を奪ひ、棉や印度藍の畑を耕作させぬ様にした。ジャワ人が充分利用出来さへしたら、一層廉い良い輸入品の代用品は彼等に役立つたであらう。然し實際には、彼等は支那人や或る程度アラビア人に依つて商業の分野から閉出されてゐた。ラツフルスはアラビア人が「あらゆる競争を挫折」させはしないかと慮り、又「土着の人口を利用し、有益な勤勉な習慣を勤めて、支那人の優勢が削がれるとよい」と希望してゐた。然し乍ら、彼の制度は結果に於いては、土民を抑壓し、支那人やアラビア人の金貸しや商人の地位を強固に



する事となつた。

これらの事柄はすべて必然的に土民の社會生活に影響を與へた。その周圍に社會生活が集中してゐた土民理事官や他の土民の首長はその威信を大いに失墜した。土民は最早日々有益に勞働することが出來ずに、却つて怠惰な者として運命づけられた。彼等は以前より貧しくなり、忙しく働く材料もなくなつた。同時に土民の首長は威信を失ふと共に、權力の多くを失ひ、その爲めに一層秩序を保てなくなつた。この結果として犯罪が驚くばかり發達した。土民理事官の居らぬバタビア近邊の不在地主の所有地は、一八〇三年の報告によると罪人の本場であるといふ評判を長らくとつてゐた。<sup>30)</sup>然しこれは長く續かなかつた。一八二六年の報告書で注目すべきは放火、強盜、殺人などを犯して放浪する匪賊團がジャワに横行してゐた事である。ドウ・ブスは一八二七年の報告書で盜賊や殺人を恐れて誰も買はうとせぬバタビア附近の或る土地を引合ひに出して此の問題を例證してゐる。フアン・デン・ボス (Van den Bosch) が一八三〇年に總督として到着した時に、窃盜をして暮してゐる多數の「プロレタリア」がゐる事を發見した。<sup>31)</sup>

斯くて、ラツフルスは彼の制度が土民の習慣に基礎づけられてゐるから、土民を富裕にするであらうと主張したけれども、その制度を適用して見ると、却つて彼等を貧困にし、その習慣を破壊し、その社會秩序を損つた。

### 十五、フアン・デン・ボス

それから一八三〇年に東印度の狀態は危険であつた。本國に於いて事情は一層さうであつた。ウィリアムは空

想と樂觀思想を有し、また或程度まで近代的財政家としての道義を有してゐた。彼は大きなことを考へ、失敗の可能性と結果とを無視してゐた。所が彼の膨大な計畫の一つは失敗に終り、驚くべき負債を負うた。即ち一八一五年から一八三〇年までに負債は六億フロリンから九億フロリンに上り、年々の収益に對する課税は千五百萬フロリンから二千五百萬フロリンとなつた。東印度政廳と同じく本國政府も破産の脅威を感じ、ジャワが借入金せずに行つて行く事は必要中の必要となつた。そこでドウ・ブスの對策と提案が精細に検討された。東印度ではそれらの對策は、評判が悪かつた。フアン・デル・カベレンに指導され、ムンチンへの思想を吹き込まれた一般官吏特に上層の官吏は土民がヨーロッパ人のために搾取される事に極度に反抗した。ドウ・ブスの計畫は強制を意味したが、利益は皆資本家のものとなり、強制的な場合東印度會社の古い制度が採用されたのであつた。これに對するヨーロッパの輿論は遙かに有利であつた。當時の植民大臣エラウト (Elout) は資本家の手に移つた土地に關する土民の權利を一層よく保護せんと希望したが、正統派の自由主義者として土民耕作者と同じく資本家の爲めの自由をも擁護した。國務會議はドウ・ブスの提案を採用したが、これは土民の幸福には少しも關係が無く、勞働者の最低賃銀といふ奇妙な現代的な思ひ付に寄與した。<sup>32)</sup>遂にこの提案は全く新しい見解をもつた人の前に置かれた。此の人はまだ充分世に知られなかつたが、今や當然受くべき賞讃を與へられつゝある偉大なる人間フアン・デン・ボスであつた。

フアン・デン・ボス (Vandun Bosch) は少年の頃軍隊に入つて東印度に行き、東印度會社支配下の最後の總督であり、最も有能な總督の一人であつたフアン・オフエルストラテン (Van Overstraten) に可愛がられた。彼は軍隊で速かに立身し、彼の聯隊長の娘と結婚し、バタビア附近の數千エーカーの土地の開墾に従事した。然



シダンデルス (Dandels) が到着して彼の目的は變つた、フアン・デン・ボスは當世風のやり方には何の信頼も置かなかつた。そこでダンデルスと養父との間の抗争に捲き込まれるに至つた。彼はそこで軍隊を退き、その土地をかなりよく利用した。即ち一八一〇年ダンデルスに追放された時、支拂つた値段の八倍で土地を賣つた。斯くて彼は已に色々の考へと努力と實際的才能をもつた人物として現はれた。

彼は本國に歸ると、流行の政治經濟學の研究にいや應なしに作らされた時間を献げた。然しこれは單なる氣晴しではなく、貧困の救済と植民地行政の二つの緊急な問題を解決しようとするためであつた。彼はオレンヂ家の復辟に際し、軍隊に入り、一八一五年には參謀總長に昇進した。然し彼は經濟の研究を怠つてゐたわけではなく、一八一五年ダンデルスが辯明文を發表した時、一小冊子で猛烈にそれを批判した者があつたが、これは確かにフアン・デン・ボスの著作と見られ、「耕作制度の全體を簡潔に説いて」あつた。これに次いで、一八一八年には「アジア、アメリカ、アフリカに於ける和蘭の領有地」といふ二卷の論文が出された。此の書物においてダンデルスとラツフルスの「誤れる自由主義」に反對する非難の立場に歸つた。何となれば、フアン・デン・ボス自身當時の全ての知識層と同じく自由主義の見解を求めてゐたが、彼は大抵の自由主義者のジャワ及びジャワ人に關する知識以上の知識をもつてゐたからである。彼は次の如く述べた。彼等の性格や制度に適せる自由主義政策を行ふに私程確信を抱いてゐる者は誰もゐない。然し文明社會の自由主義制度を無智な怠惰な人民に適用する事は、恰も盲目的迷信家に信教の自由を紹介すると同様に不可能な事である。先づ彼等の理解を廣め、彼等の制度を改良する様に努めねばならぬ。この事は東印度會社の巨頭連が智慧を絞る點であり、それを忘れた事はダンデルスとラツフルスとの主なる過失であつた。」

然し當時フアン・デン・ボスは植民事業に忠告を與へ得る位のところをそれ以上の事は出来なかつたが、本質的には行動の人であつた。貧民の救済なるもう一つの大問題は彼になすべき仕事を與へた。彼が容認した解決方法は資本家をして救貧貸銀を出さしめ貧民の爲めに仕事を當てがつてやる「救貧工場」を設立することであつた。然しこれは産業としても、慈善としても效果の擧らぬ實行策であつた。フアン・デン・ボスは又一つの解決方法に意が動いた。これはロバート・オウエンの思想及び當時の戦後の多くの計畫と多大の共通點があつた。即ち一八一八年に彼は救済會 (Maatschappij Van Weldadigheid) を設立した。これは都市貧民の自營移民を一定の土地に移住させて都市の貧困を救済するためのものであつた。その後數年間この問題が彼の注意のすべてを獨占した。

このフアン・デン・ボスのセツルメントと彼の一八一八年の論文とはウイリアム一世の注目を惹いた。しかるに彼が緊急に抗議をしたにも拘はらず、ウイリアム一世はジャワと同様榮えて居らぬ西印度を復興させる爲めに一八二七年に彼を派遣した。この地に於ける彼の仕事は東印度のその後の行政に解決の光明を與へる様な興味あるものだつた。彼は人民を通じて政府を擁護し、有色人種を商官に任命した。然し一方無教育者や奴隸を小兒と看做し、彼等の利益を保護する特別の一局を設け、同時に奴隸の法律的地位を改善した。一八二八年九月彼は一抱への統計類と、西印度は負擔でなく、年平均十萬フロリンを生産する筈であるといふ報告とを携へて歸國した。彼はウイリアムがジャワに於いて求めてゐる様な人物であつたので、彼は歸國して一ヶ月以内に總督に任ぜられ、ドウ・ブスの報告を批判する様に彼の手元に届けられた。

彼は全く新しい方針を取つた。<sup>35)</sup> 生産を中心とする點とラツフルスに由來する制度を批判する點に於いてドウ・ブスと見解を同じくした。ラツフルスの制度は生産を刺戟せず、社會を混亂させ、罪惡を育成した。彼は土民は



貧しく、無智で企業心に缺けてゐるとする點でも、ドウ・ブスと同意見であつた。然しオランダ人が餘り裕福でもないとする點はドウ・ブスと違つてゐた。即ちオランダ人も貧しく、無智で企業心に乏しい。ドウ・ブスに依ると、「オランダの商業は製品を求め、船舶は積荷を求め、工場は賣れ口を求める」と言つてゐるが、一體何處に斯うした商業、船舶、工場が存在したであらうか。「土地、人民、耕作方法を知つてゐるバタビア附近の大地主でさへも砂糖を生産しようとせぬ位であるから、他に誰が砂糖で利益を望み得よう」。オランダ人は極めて僅かしか資本を持たぬので其を事業に賭けようなどは逆も思ひ寄らなかつた。然しこれはオランダ人より寧ろ環境に罪があつた。この點でもドウ・ブスの意見と違つてゐた。「萬事我々が他國と競争出来るかどうかといふ大問題に掛つてゐる。若しそれが出来れば、ジャワは金山であり、然らざれば廢芥である」。ドウ・ブスはジャワは決して他に引けを取らぬと考へてゐたが、西印度は一層よい土地で低廉な奴隷勞力があり、ヨーロッパ市場に一層近かつたのである。ジャワに關しては三つの選擇し得べき制度、即ち自由作農の現行制度、ヨーロッパ人の植民事業、強制耕作の古い制度があつた。道理の分つた人はこれら三つの制度の最善のものを結合するであらう。そしてこの古い制度は缺點を矯正すれば、母國にとつても、植民地にとつても、他の何れの制度よりも原則として正當であり、ジャワ人に有利で、また有益なものであつた。この制度の基礎は強制であつたが、どの秩序立つた社會でも或る程度強制を基礎としてゐる。故に現金で地代を取る代りに、勞働によつて収益を挙げ、其を生産に振り向ける。斯うすれば、東印度に於いて常に商業と生産を促進し得る生産物を産出することが出来、斯くて人民を無感動から覺醒させるだらう。

そこでフアン・デン・ボスは計畫經濟の方策を大規模に進めた。彼はヨーロッパ人の農園栽培者を使つて生産

を奨励したが、同時に輸出向け生産物に對しては土民に税金を拂はせてオランダ市場への供給を確保したのである。彼はこれによつて生産額を約千五百萬フロリン乃至二千萬フロリンに引上げる事が出来ると見積つた。そしてこの生産物を本國に於いて賣出す事によつて、オランダは以前の富の秘密たる熱帯産物の世界市場としてその地位を取戻しうると考へた。彼は又植民地に本國産業のための獨占的市場を用意することによつて本國の産業を振興することを提唱した。輸入品も輸出品もオランダ商船で運搬され、船舶の需要を生じ、斯くてオランダ人は商船隊をもつて英人と競争する事が出来るであらうとした。斯くして彼は一つの膨大な計畫として、栽培、製造工業、貿易、海運の創出を企てた。この結果ジャワでも、本國でも、一般に廣く繁榮し、憂鬱は缺損の連續に代つてジャワを負債から解放する剩餘を期待した。

## 十六、一八三〇年の行政法規

その間に國王は一八二七年ドウ・ブスの公布せる行政法規を改變しようとしたが、フアン・デン・ボスの思想を採用したので、一層改變の必要を感じた。行政法規の起草は移民局長エラウト指導下のポード (Baud) の手腕に掛つてゐた。

ポードはその仕へる上司の意見に適應する獨特の融通性によつて國王と同様に、フアン・デン・ボスの見解に轉向した。そこで彼はヨーロッパ人への土地讓渡の政策を餘り信用せず、ヨーロッパ人と土民との間の契約の組織を一層信用する様になり、そして強制に對する従前の偏見を拋棄した。然し乍らポードの憲法草案は相變らず信頼出来る自由主義者エラウトの許可を得なければならなかつた。新行政法規の運用は極めて慎重なることを必



要とした。

新制度は行政のみならず其他多くの配置に於いて一八二七年のそのの線に沿ふものであつたが、兩者の主なる相異はその經濟政策にあつた。政府の公表せる政策そのものは土地收入への個人的課税の方向に動くことに存したが、一八一八年以來土地は事實上、ラツフルスの治下においても村落の首長に對し貸借されてゐた。一八三〇年の行政法規は率直にこの制度を認め、(第七四、七五條)、尙ブレアングルに於ける臨時的コーヒの強制栽培を確認した。(第七六條)資本家に特權を與へる協定(第一〇七條―第一二二條)はドウ・ブスのものと全く同様であつた。然し資本家と土民作者との間の契約條項に新しい特長が見られた。前の行政法規はこれらの契約が個別的に各耕作者と取極めるべき事を定めたが、新行政法規は(第一一六條)「村落の長老や指導者との」團體契約を明かに規定した。これは實際上村落を貸出す慣習への逆戻りであつて、一七九五年以來廣く確立されてゐたのである。然し主なる改革はそれ程重要でない章の目立たぬ條項に認められた。舊法規に於いては、國有財産、コーヒ園、チーク森林、香料園に關する協定は實施規則に依つて解決することとして、一ヶ所に纏めて取扱はれて居つた。然し新法規に於いては各項目は分割して扱はれ、これらの協定の中チーク森林に關するもの(第八〇條)は強制労働の現行法を法律的に承認したのである。それは同様の協定が他の耕作形體にも規定されるかも知れぬ事を暗示してゐた。この目立たぬ一節の外は大抵の正統派自由主義者を驚ろかす何ものもなかつた。そしてボードはこの新法規に對してエラウトの許可を得たならば、その手腕を誇示しえたかも知れない。然し阿片に對して提議された課税に關聯して間もなくファン・デン・ボスが、オランダ商事會社(N. H. M.)のために獨占を企てるに至つたらしい。これは正統的自由主義の範圍を越へたもので、エラウトはウイリアムが全くファン・デン・ボ

スの思想に捉はれたことを知つて辭職した。一八三〇年ファン・デン・ボスはジャワに上陸し、不安定の時代は終りを告げた。

「参考書目」

- Boerma, J. J. Westerdorp, Johannes van den Bosch als Social Hervormer (1927) (ナルブ・J・J・ウヘス  
テンドルフ「社會改革者としてのヨハネス・ボッシュ・ファン・デン・ボッシュ」一九二七年)  
Bree, L. De Gedenkboek v. d. Javasche Bank (1920) デ・ブロー「ジャワ銀行記念録」一九二〇年)  
Bruyn Kops, W. De Statistiek v. d. Handel, vol. i, 1825-55, vol. ii, (1856-65) ヴ・ブライン・コップス「商  
業統計」一巻一八二五―五五年、二巻一八五六―六五年)  
Colenbrander, Dr H. T. Vestiging van het Koninkrijk (H. T. コーレンブランド博士「王國の建設」)  
Kielstra, Dr E. B. De Financien van Ned. Indië (1904) (E. B. キルストラ博士「蘭印の財政」一九〇四年)  
Mansvelt, Dr W. M. F. Geschiedenis v. d. Nederlandsche Handel-Maatschappij. (2 vols. n. d., 1924) (マン  
スフェルト博士「オランダ商事會社史」(二巻 一九二四年)  
Pierson, N. G. Koloniale Politiek. (1877) N. G. ピールソン「植民政策」)  
Van der Kemp, P. H. Oost-Indië's Herstel in 1816 (1911). (P. H. ファン・デル・ケンプ「一八一六年の蘭印  
復興」一九一一年)

「註」

- 1 ヴンヌフェルト、一巻三九頁、ケンプ、一三三頁参照  
2 コーレンブランド、「建國」一四五頁  
第四章 不安定の時代(一八一五年―一八三〇年)



- 3 マンスフェルト、一卷四二五頁
- 4 ケンプ、「復興」一五三頁。
- 5 コーレンブランドル、「ウイレム一世」一卷三一四頁
- 6 ケンプ、「復興」一五三頁。
- 7 同、四二四頁、一一九頁。
- 8 S、ファン・デアフェンテル、「土地制度」一卷二七九頁  
一八一八年、東印度公報八七號
- 9 デイ、二一五頁、クーブランド、五六頁
- 10 ファン・フォーレンホーフエン、「植民地統治法」二四四頁、クレインチエス、一卷八  
官報、一八一九年東印度公報一六號
- 11 官報、一八二〇年東印度公報二二號
- 12 C・デ・フロート、六九頁
- 13 S・バルフェ、「獨占組織」一八五一年、四三頁。ビルソン、五一頁。C・デ・フロート、七六頁
- 14 S・バルフェ、「獨占組織」三九頁、一五五頁。マンスフェルト一卷、二〇一頁。二卷一頁。蘭印百科全書、二卷二〇  
頁。デ・ブレール、「記念書」一三二頁。コーレンブランドル、「沿革史」三卷、一二頁
- 15 キルストラ、「財政」二頁。デ・ブレール、「記念書」一卷一五〇頁
- 16 キルストラ、「財政」二頁。S・バルフェ、「獨占組織」一八五一年四〇頁。デイ、二二四頁
- 17 蘭印百科全書、二卷四七頁。コレイン・ステイトベ、二卷一八三頁。マンスフェルト

- 20 キルストラ、「財政」及びマンスフェルト
- 21 「ドウ・プスへの訓令」C・デ・フロート七二頁
- 22 一八二六年四月二日の報告、C・デ・フロート、七八頁
- 23 一八二七年五月一日の報告、S・バルフェ、「獨占組織」(一八五一年)附録
- 24 官報、一八二七年東印度公報八九號
- 25 マンスフェルト。C・デ・フロート、八二頁。ヒルソン、三〇頁。蘭印百科全書、二卷四七頁
- 26 デ・ブライン・コツプス、「商業統計」一八二五—五五年。
- 27 コーレンブランドル、「沿革史」三卷、三一頁。キルストラ、「財政」
- 28 ドウ・プスの報告。ファン・デン・ボスの覺書(一八三四年)。ファン、フォーレンホーフエン、「發見」一九頁、二四  
頁、三四頁。
- 29 ラツフルス、「ジャワ史」二卷二二四頁、二二八頁
- 30 メイエル、一八二頁。「ジャワ史」一卷 二八二頁
- 31 蘭印百科全書、三卷四四三頁。S・バルフェ「獨占組織」(一八五一年)附録。一八三四年東印度公報二二號
- 32 ビルマ
- 33 C・デ・フロート、一一二頁
- 34 ビルマ、八頁
- 35 一八二九年三月六日の覺書。S・バルフェ、「獨占組織」(一八五一年附録二九四頁參照。
- 36 官報、一八二九年公報六號、一八三〇年一月一九日ジャワ刊行。



## 第五章 耕作制度（一八三〇年—一八五〇年）

### 一、耕作制度の理論

ファン・デン・ボス (Van den Bosch) が一八三〇年一月ジャワに上陸した時、彼はその計畫について大略の概念を持つてゐたに過ぎなかつた。彼に與へられた二つの訓令<sup>1)</sup>その一つは彼自身のために、他の一つは蘭印政廳のために秘密であつた—はエラウト (Elout) の援助を得て、ボード (Bau) が慎重に起草したものであつた。經濟の重要性について論じたこれ等の訓令の大部分は當然に、例へば地方の便益のためにする政廳の支出を緩和するための地方議會の機構を論じてゐた。それらは慣習の様式に従つて混亂を抑制すること、オランダの法規に土民を手なづけることの重要性を主張してゐた。即ちそれは不合理な待遇や不都合な慣習から土民を保護するばかりでなくできるだけ用心深い基督教の奨励によるのであつた。然しこれらの方策は主として生産物の増加を目的としてゐたのである。ファン・デン・ボスは輸出向け作物の生産についてブレアングル地方 (Breanger) の水準にまで全國のそれを上げようと思つた。ブレアングル地方では一家族に付き五フロリンを生産すると推測されてゐた。そして又それらは歐洲人の企業を奨励することの重要性を彼に印象づけた。併し訓令の文言外の意味は、實際上國營栽培の損害となるので餘り自由にそれを奨励しない様に彼に告げたのである。この訓令は要するにボードがおそらくエラウトの反對を巧妙に欺くための「奸策<sup>2)</sup>」であつたのだ。



かくてフアン・デン・ボスは行動の自由を有してゐた。彼の大體の見解は、ブレアンゲルの制度に基づき土民はコーヒーによつて税を納め土民理事官 (Regent) への慣習的貢納を除いて他のすべての貢納は免除され、彼等が土地収益を貨幣で支拂はねばならない場所よりも、一層裕福であり、満足して居り、秩序を保つてゐるといふのであつた。彼は又ジャワの他の地方の土民栽培者達が、彼等のために税を拂つてくれる資本家達に生産物を渡してゐたことを知つてゐた。それはマンスフェルト (Mansvelt) の言の如く、むしろブレアンゲルの制度の自發的採用に近いものであつた。そして彼は貨幣租税に代つて政廳に生産物を納入する方式とする或る協定を提出することを希望した。これは耕作制度 (The Culture System) として知られる様になつたものゝ主要な特徴であつた。人民は現金でなく物品で納税をすればよかつた。この制度に於いて人民は、政廳やオランダの商人の大なる利益となる様にオランダに賣却するための大量の生産物を船積するのであつた。これは委託販賣制度 (Consignment System) として知られる様になつたものゝ主要な特徴であつた。

併し彼がこの計畫を實行するには勇氣と決心を必要とした。彼がジャワを去つてから既に二十年過ぎてゐて、彼の部下の官吏が過去の事實を知らぬのと同様に、彼は現在の事實について殆んど知つてゐなかつた。彼等は東印度會社が破算し、會社は彼等の役人生活の三十年とそれ以上に長い間壓迫の別名となつてゐたことを知つてゐた。彼はムンチンヘ (Muntjinge) 自身の證言により、新制度は充分な収入を得ることに失敗し、農夫を仲買人や金貸業者に引渡したものと信じてゐた。上層の官吏達は現在の制度が氣に入つて居り、しかもその中で最も有能であつた、前の裁判長で當時の蘭領印度評議會の議員であつたメルクス (Merks) は、フアン・デル・カペレン (Van der Capellen) の親密な友人であつた。彼等は會つて強制を意味すると見られたドウ・ブス (Dou

Buss) の計畫に反対したが、フアン・デン・ボスの新計畫は強制と獨占とを意味すると思はれた。メルクスはムンチンヘの言葉を用ゐて「支配者が同時に商人を兼ねてゐる場合、強制には限界がない。」と諫めた。彼は新計畫は實効がないと反対し、またそれが利益を示し始めた後では更に、それは價格の騰貴によつて賣らされた偶然にすぎぬことを主張し、又この價格への依存は財政を不安定な基礎の上に置くと共に、個人的取引を破壊するものであると反対した。メルクスは辭表を提出したが、フアン・デン・ボスはメルクスは辭職せしめるには餘りに申分ない者であり、評議會に於ける彼の批判は價値の高いものであると評した。ジャワに於けるいそがしい旅行中に、ボスはその知識を新しくし、また貨幣納税の代りに甘蔗と印度藍を供給することを數ヶ所の村の首長と協定したり、ヨーロッパ人の請負業者をして生産物を引受けて、それを政廳のために輸出向けに仕立てることを取極めたり、官吏に生産物に對する歩合を與へることによつて、官吏達に實驗に對する興味を持たせることを奨励したりした。これが元來は自發的の基礎の上に創案された耕作制度 (Culture System) であつた。

\* 明らかに一割の歩合を與へるこの計畫は、一八三二年の四月まで採用されなかつた (土地制度、第二卷三二〇頁) 更にコーヒーの割合に關する命令は、一八三三年の東印度公報第七號によつて公布された。ヌタイベ・バルフェの九〇頁を参照のこと。

併し單に生産を刺戟するだけでは不充分であつた。「イギリスはなほ商業に於いて主役をつとめてゐた。ジャワが多く生産すればする程、イギリス商人は益々多く買付けたから、ジャワは益々深くイギリスの經濟制度に引入れられた。それ故一八三〇年八月にフアン・デン・ボスはオランダ商會社 (N. H. M.) と協定して、一ポンドが二フロリンの印度藍百萬ポンドと、一ピコルが十フロリンの砂糖十萬ピコルとをオランダ船で委託販賣



せしめ、毎月渡された量を引渡日附後八ヶ月間に爲替にて支拂ふことにさせた。かくしてこの耕作制度と委託販賣制度は一大計畫の相補足する特色あるものとして同時に創始されたのである。

國王への報告の上申と、國王に許可を受けることによつて、フアン・デン・ボスはこの制度を發展せしめ、またそれを全島に及ぼした。併し年齢が彼の健康に影響を及ぼし一八三三年に彼は退職の許可を乞ふた。ボード(Bard)が援助に派遣された。そして結局はフアン・デン・ボスと交替し、一八三四年一月彼はボードにその責任を譲つた。併し植民大臣(Colonial Minister)として彼はなほ蘭領東印度の運命を統轄してゐた。それ故一八四三年から蘭印統治の重力の中心はバタビアからハイグ(Hague)に移つた。彼のジャワ離任の直前に彼は重要な覚書(Memorandum)に耕作制度を説明し、辯護したものを書き残した。

ジャワに於ける最近の諸紛擾は自由栽培政策の誤れる指導によると彼は述べた。ラツフルスはジャワのすべての制度の改正によつてイギリスに一層多く利益を興へうと考へてゐた。彼はそれをベンガル(Bengal)の先例によつて、理解することができなかつたし、又理解しようとしなかつた。そして「人民が土侯に對して支拂ふ税を、イギリス政府のためにそれよりはるかに重い税に堂々と置き換へた」のであつた。土民栽培者等は現金で生産高の五分の二を支拂ふやうに要求され、それ故栽培を擴張する刺戟が失はれた。彼等はコーヒーを除いては輸出向けの作物を栽培しなかつた。それも強制の下に於いてのみなしたにすぎない。たとへ栽培が利益があると思はれても、全利益は仲買人に奪はれて、村の首長に與へられる少しの分前がある以外には、栽培者に對してはたゞ労働が残るのみであつた。或る一地方に於いてだけは土民栽培者は一ピコルに六フロリン位を得るだけで、多くは僅か二フロリン位を得、全然報酬のないものもあつた。その結果は新しい仲買人や金貸業者の階級が出来

て、國庫を消耗させ、貨物なき市場や、一般的貧困や犯罪者の發生となつた。「そしてこれは經濟を無視して抽象的な思想を社會に適用した結果である！」

併し「土民の慣習を基礎とした」プレアンゲルの制度によれば、栽培者はコーヒー一ピコルに七フロリンを受取つてゐた。そして土民理事官(Regent)には單に數十分の一を支拂ふに過ぎなかつた。土民理事官とその他の首長とは彼等の手数料をとつた。人民は繁榮し平靜で、土民理事官は満足し、耕地収入も多かつた。

然しながらいはゞプレアンゲルの制度と耕地収入制度との結合である新耕作制度においては、現金で生産物の五分の二をとる代りに、政廳は只五分の一だけ物納でとるやうに、フアン・デン・ボスは主張した。米作と同様に労働を必要とする輸出作物栽培のため米作地の五分の一を割いてゐる村では、耕地収益の支拂を免ぜられた。生産物の販賣から生ずるところの規定された土地収益以外の餘剰は村に與へられた。栽培者の過失以外の他の原因による凶作は政廳の負債とした。輸出用として生産しなければならぬ作物、例へば砂糖の生産は資本家の手に渡されたが、それらが労働を必要とするので、村民は四つの集團に分けられた。一は作物を育て、一はそれを刈入れ、一はその收穫物を工場へ送り、一は工場で働いた、併し、作物が收穫された時には、村はその債務を免ぜられ、土地収益も免除された。支拂は他のすべての労働に對してもなされた。その首長のもとで働くことを住民が好む以上、生産に關してのヨーロッパ人官吏の仕事は單に栽培が好時期に於いて適當に行はれ生産物が正しく收穫され、そしてそれらが工場に譲渡されることを確保すればよかつた。

フアン・デン・ボスは、なほつゞけて述べた。斯くの如く新耕作制度では十萬人以上の者が政廳の仕事に従事し、この方法によつてジャワは以前と同じ労働でより多くの利益を上げ、又以前より少ない労働で同様の利益を



上げることが出来た。それ故彼は全ての官吏に政廳の栽培を熱心に推進せしめなければならぬと共に、熱心の餘りジャワ人が喜んで仕事をする以上にそれを要求しない様に命じた。それはこの制度が強制的であるにしても壓制を含むものでないからであつた。―「農園はそれを過度に使用しなくても非常に廣々してゐる」のであつた。彼はこの計畫によつて四ヶ年以内に、平和を確立し、オランダ人の支配を擴張し、缺損を補填し、栽培地を増加し、貿易を振興したと主張してゐる。

一八三四年のこの覺書(Memorandum)において、耕作制度がもはや全く自由の上に基礎づけられてゐないことは注意を要する。耕作制度の性質が變化した所以は、フアン・デン・ボスが一八三〇年ベルギーの分離の後に經驗した諸條件に於ける基本的な變化によつて説明される。彼の計畫の一つの主要な特徴は、オランダに於ける手工業の奨励にあつた。それはネーデルラントの南部地方のみ存在してゐたのでベルギーの分離後、オランダには輸出向け手工業が存在しなかつた。併しこれはより重大な困難と較べれば些細なものであつた。ウイリアムの餘りにも屢々行つた野心満々たる計畫の要求した如き、一八一五年以來の特別の支出へのすべての要求は、大部分ベルギーに存在する國土の譲渡によつて支拂はれて來た。一八三〇年以後にはもはやこれらは利用できなくなつた。更にベルギーとの戦争は新しい支出を必要とした。「陸軍と海軍とは飽くことを知らなかつた。」のである。かくして既に破産の危機に瀕した國家は、その収入の大部分を失ひ、新しい支出の重荷を負はされた。

そこで先づ第一にフアン・デン・ボスは、ジャワの財政状態を回復さす便法としての計畫を考案した。この時彼はそれによつて彼の祖國を救ふ方法を考へてゐたのであつた。それは次の十年間屢々引用するボード(Baud)の言葉によれば、「オランダを漂流から救つた救命帶」であつた。ベルギー問題が解決した一八四〇年までに、ジ

ヤワは乳牛の如き富源と見做されるやうになつてゐた。

## 二、經濟政策

元來の計畫では、國家のための栽培は任意で、自由栽培と自由貿易とは、オランダ商會社(N. H. M.)を通じての國營栽培と國營貿易の發達と並んで發達させる筈であつた。然しベルギーの分離の後に、そして恐らくその爲めにフアン・デン・ボスは國營による強制的栽培を採用し、そして國家のために貿易の獨占と、後には生産の獨占とを確保しやうと企てたのである。

一八三一年に彼はジャワ全土に適當な數量の印度藍、砂糖、コーヒーを栽培せねばならぬことを命じた。そして一八三二年二月に彼は一人當りニフロリンの價格の輸出向生産物を納めるやうに各理事官(Resident)に要求した。(彼のこの命令は一家族當りにすれば五フロリンを目標として要求したものであることを注意する)。この當時土民等は、彼等の先祖傳來の土地に栽培した輸出向け生産物の中で政廳へはただ砂糖と印度藍とだけを賣ることを要求され、コーヒーは國營のコーヒー農園に對する物納收入として、政廳へ納める分前を除いては、個人的に自由に處分するやうに残されてゐた。フアン・デン・ボスは印度藍を以てコーヒーに取代へようとして企てた。その方が利益が一層大であつたのだ。併しメルクス(Mercks)はこの制度に反對してゐたにも拘らず、新制度をコーヒーにまで擴張すべきであると提言した。

これが新しい發展を促した。コーヒーの國營專賣は長い間計畫されて來た。曾つてフアン・デル・カペレン(Van der Capellen)はその倉庫法や其他の取締法にそれを取り入れようと企てた。又ドウ・ブス(Du Bus)